

民生病院常任委員会

日 時 平成31年3月8日(金)

午前10時から

場 所 委員会室

議 題

1 付託案件(15件)

- (1) 議案第9号 平成30年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第10号 平成30年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第11号 平成30年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第2号 平成31年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- (5) 議案第3号 平成31年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (6) 議案第4号 平成31年度射水市介護保険事業特別会計予算
- (7) 議案第7号 平成31年度射水市病院事業会計予算
- (8) 議案第14号 射水市小杉駅南口駅舎条例の制定について
- (9) 議案第19号 射水市手数料条例の一部改正について
- (10) 議案第20号 射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第21号 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- (12) 議案第27号 射水市老人福祉センター条例の廃止について
- (13) 議案第28号 市有財産の無償譲渡について
- (14) 議案第30号 指定管理者の指定について
- (15) 議案第31号 指定管理者の指定の期間の変更について

2 報告事項(15件)

- (1) 本江コミュニティセンター整備計画について
・・・・・・・・市民生活部 地域振興・文化課 資料1
- (2) 下村コミュニティセンター整備計画について
・・・・・・・・市民生活部 地域振興・文化課 資料2
- (3) 七美コミュニティセンター整備計画について
・・・・・・・・市民生活部 地域振興・文化課 資料3
- (4) 射水市地域公共交通網形成計画の策定(アンケート調査結果)について
・・・・・・・・市民生活部 生活安全課 資料1
- (5) コミュニティバス運行の見直しについて
・・・・・・・・市民生活部 生活安全課 資料2

- (6) 射水市斎場建設工事について
・・・・・・・・市民生活部 環境課 資料 1
- (7) クリーンピア射水基幹的設備改良工事について
・・・・・・・・市民生活部 環境課 資料 2
- (8) 小杉社会福祉会館改修・改築工事の進捗状況等について
・・・・・・・・福祉保健部 地域福祉課 資料 1
- (9) とやま呉西圏域連携事業 呉西地区成年後見センターの設置について
・・・・・・・・福祉保健部 地域福祉課 資料 2
- (10) 在宅福祉対策事業の見直しについて
・・・・・・・・福祉保健部 地域福祉課 資料 3
- (11) 平成 3 1 年度国民健康保険税について
・・・・・・・・福祉保健部 保険年金課 資料 1
- (12) 国民健康保険税に係る平成 3 1 年度税制改正について
・・・・・・・・福祉保健部 保険年金課 資料 2
- (13) 後期高齢者医療保険料について
・・・・・・・・福祉保健部 保険年金課 資料 3
- (14) 第 2 次射水市子どもに関する施策推進計画（案）について
・・・・・・・・福祉保健部 子育て支援課 資料 1
- (15) 射水市いのち支える自殺対策推進計画（案）について
・・・・・・・・福祉保健部 保健センター 資料 1

3 その他

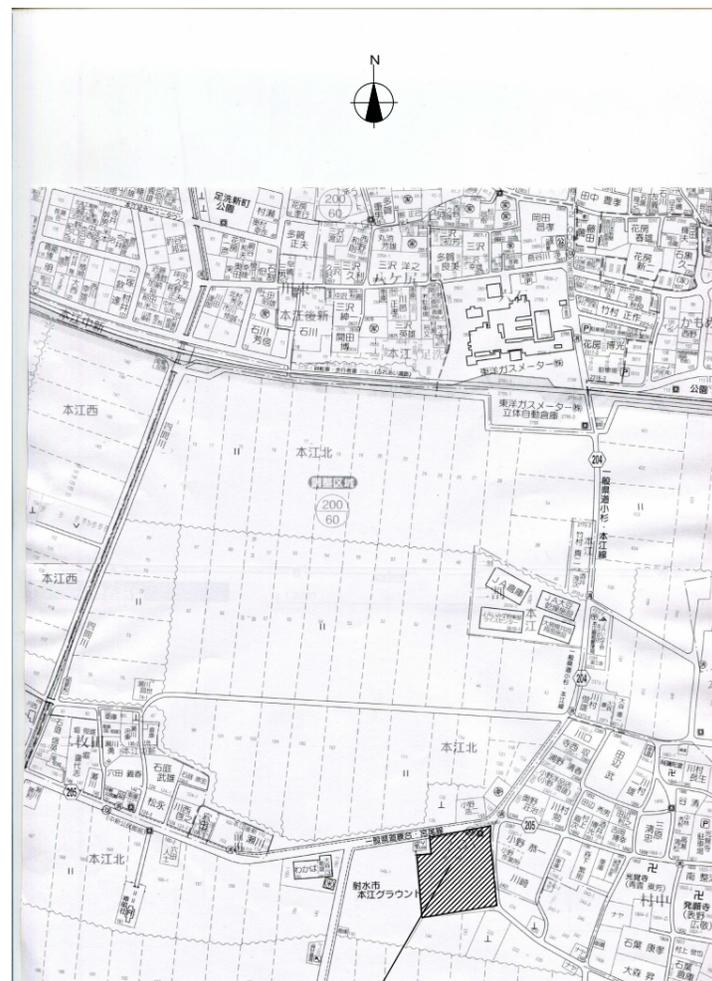
本江コミュニティセンター整備計画について

1 整備概要

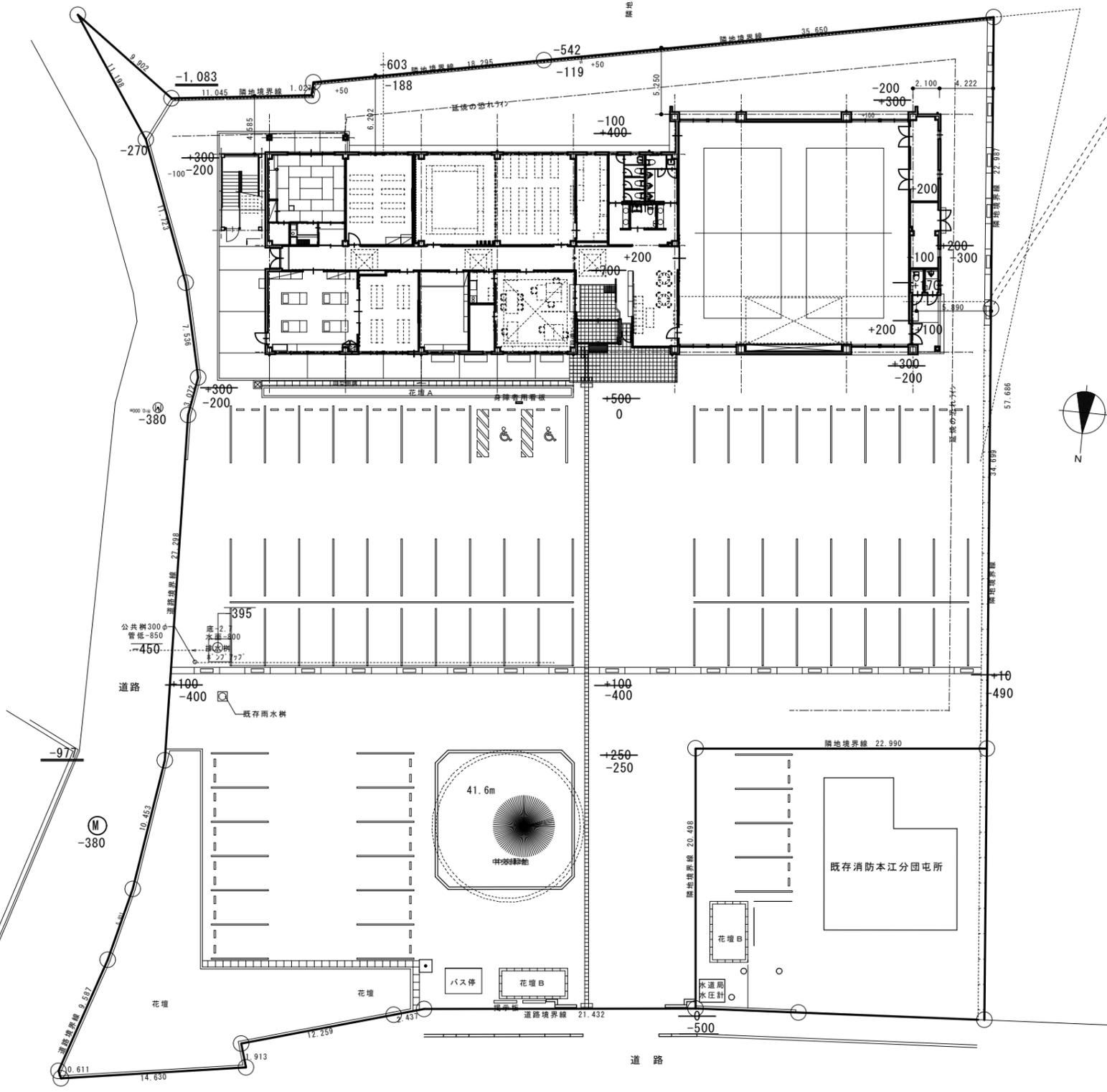
- | | |
|----------|--|
| (1) 建設場所 | 射水市本江北142番地 |
| (2) 敷地面積 | 4,520.25㎡ |
| (3) 建物構造 | 鉄骨造 平屋建 |
| (4) 建築面積 | 970.67㎡ |
| (5) 延床面積 | 867.70㎡ |
| (6) 施設概要 | 研修室1・2・3・4、多目的ホール、児童学習室、和室、調理実習室、事務室、トイレ、倉庫等 |

2 整備スケジュール(予定)

- | | | | |
|------------------|----|----------------------|-----------------------|
| 平成31年 | 4月 | 本江体育館及び旧本江幼稚園解体工事 | 入札・契約 |
| | 5月 | 建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事 | 入札・契約
(建築主体工事は仮契約) |
| | 6月 | 契約案件を6月定例会へ提出 | |
| | | 議決後、建築主体工事を本契約 | |
| | 8月 | 着工 | |
| 平成32年
(2020年) | 3月 | 完成、竣工式 | |
| | 4月 | 供用開始 | |



建設地
射水市本江北142番
案内図



配置図 1:200
(A3 1:400)

4,520.25㎡

註記事項
.....
.....
.....

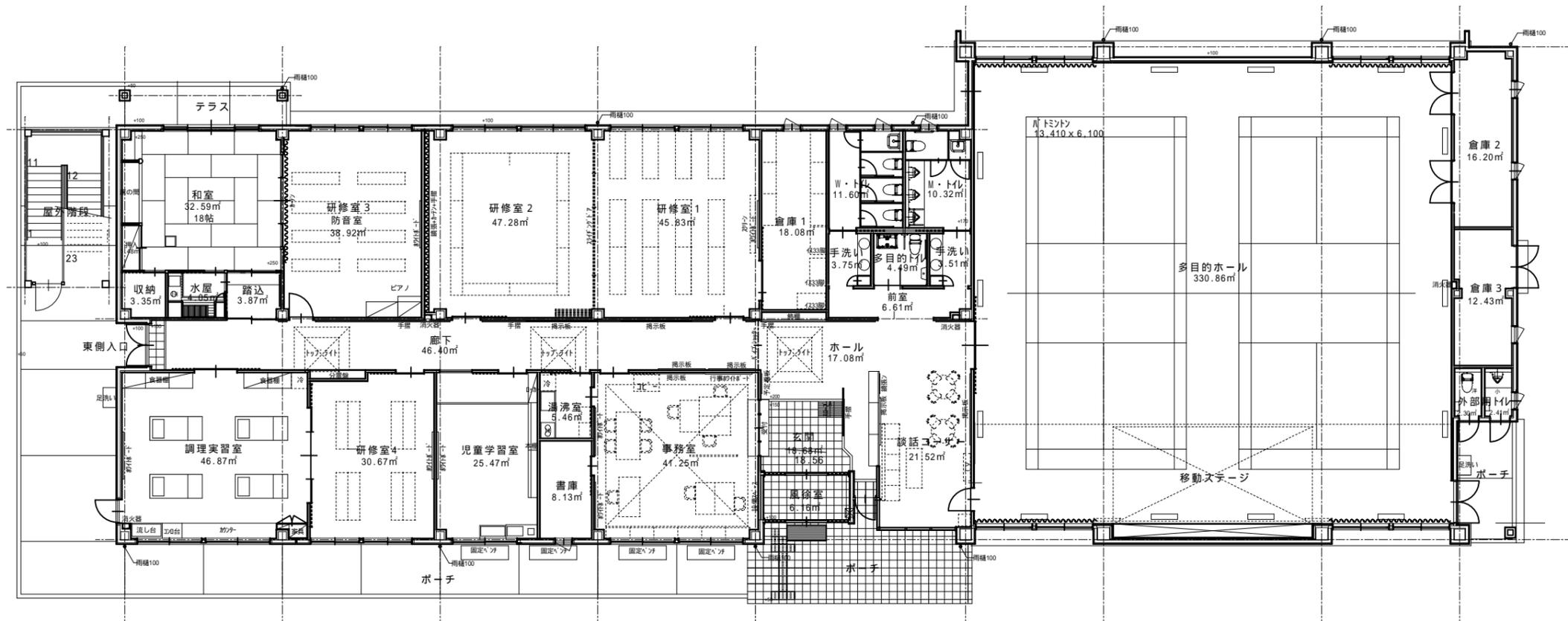
KITANO
建築設計・監理

北野建築設計事務所
〒934-0027 富山県新湊市新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

1級建築士事務所(知事)(9)432号
1級建築士登録 95951号
監理建築士 北野敏夫

工事名 射水市本江コミュニティセンター改築工事
図面名称 配置図・案内図

日付 31-2 縮尺
詳査 担当
NO 5



1階平面図 1 : 100
(A3 1 : 200)

建築面積	970.67㎡
床面積	867.70㎡

1. 建築士事務所 (知事) (9) 432号
 2. 1級建築士登録 95951号
 3. 監理建築士 北野敬夫



北野建築設計事務所
 〒934-0027 富山県新湊市中新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

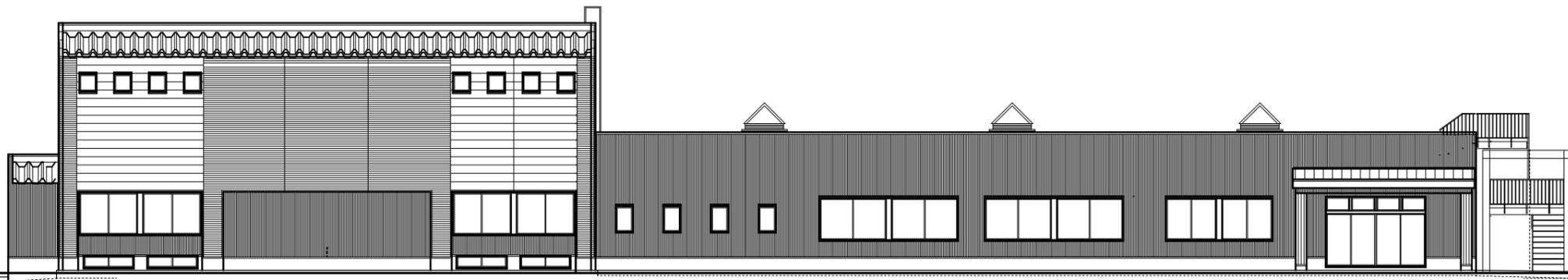
1級建築士事務所 (知事) (9) 432号
 1級建築士登録 95951号
 監理建築士 北野敬夫

工事名 射水市本江コミュニティセンター改築工事
 図面名称 平面図

日付 31-2 縮尺
 詳査 担当



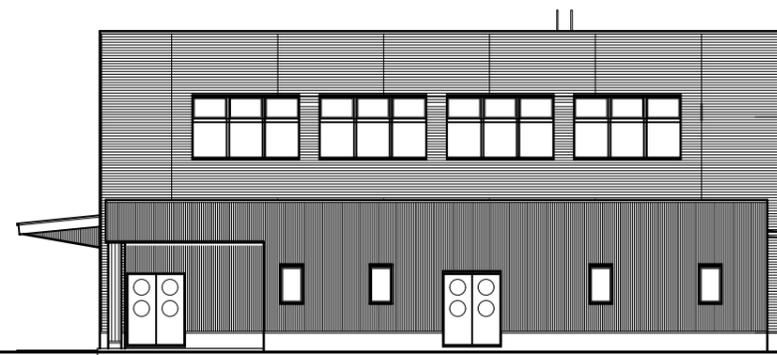
北側立面図 1 : 1 0 0
(A 3 1 : 200)



南側立面図 1 : 1 0 0
(A 3 1 : 200)



東側立面図 1 : 1 0 0
(A 3 1 : 200)



西側立面図 1 : 1 0 0
(A 3 1 : 200)

註記事項
.....
.....
.....



北野建築設計事務所
〒934-0027 富山県新湊市中新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

1級建築士事務所(知事)(9)432号
1級建築士登録 95951号
監理建築士 北野敏夫

工事名 射水市本江コミュニティセンター改築工事 日付 31-2 縮尺
図面名称 立面図 詳査 担当 NO 1 0

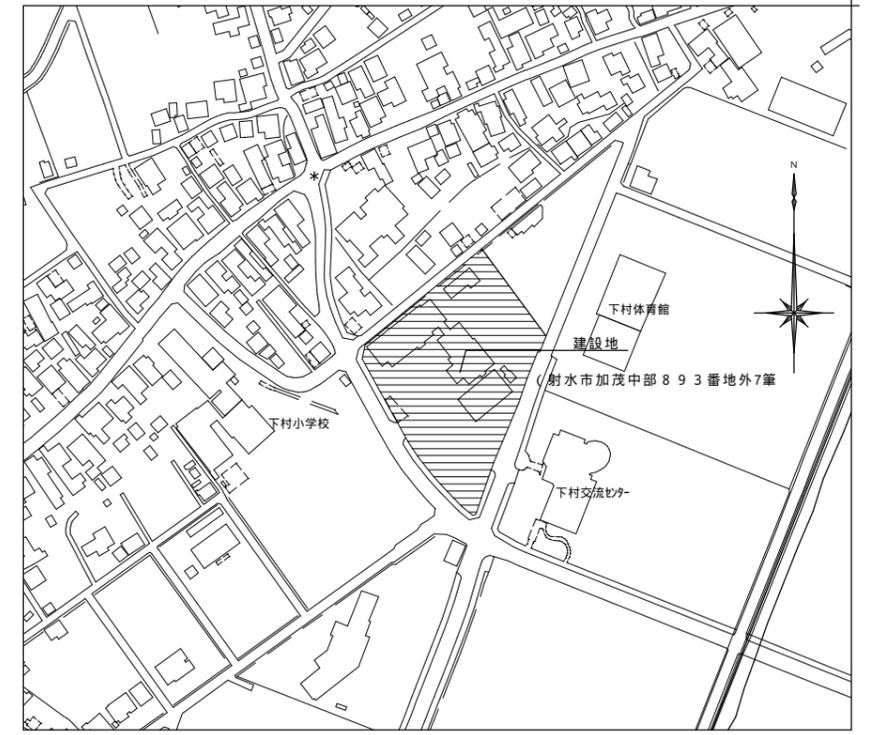
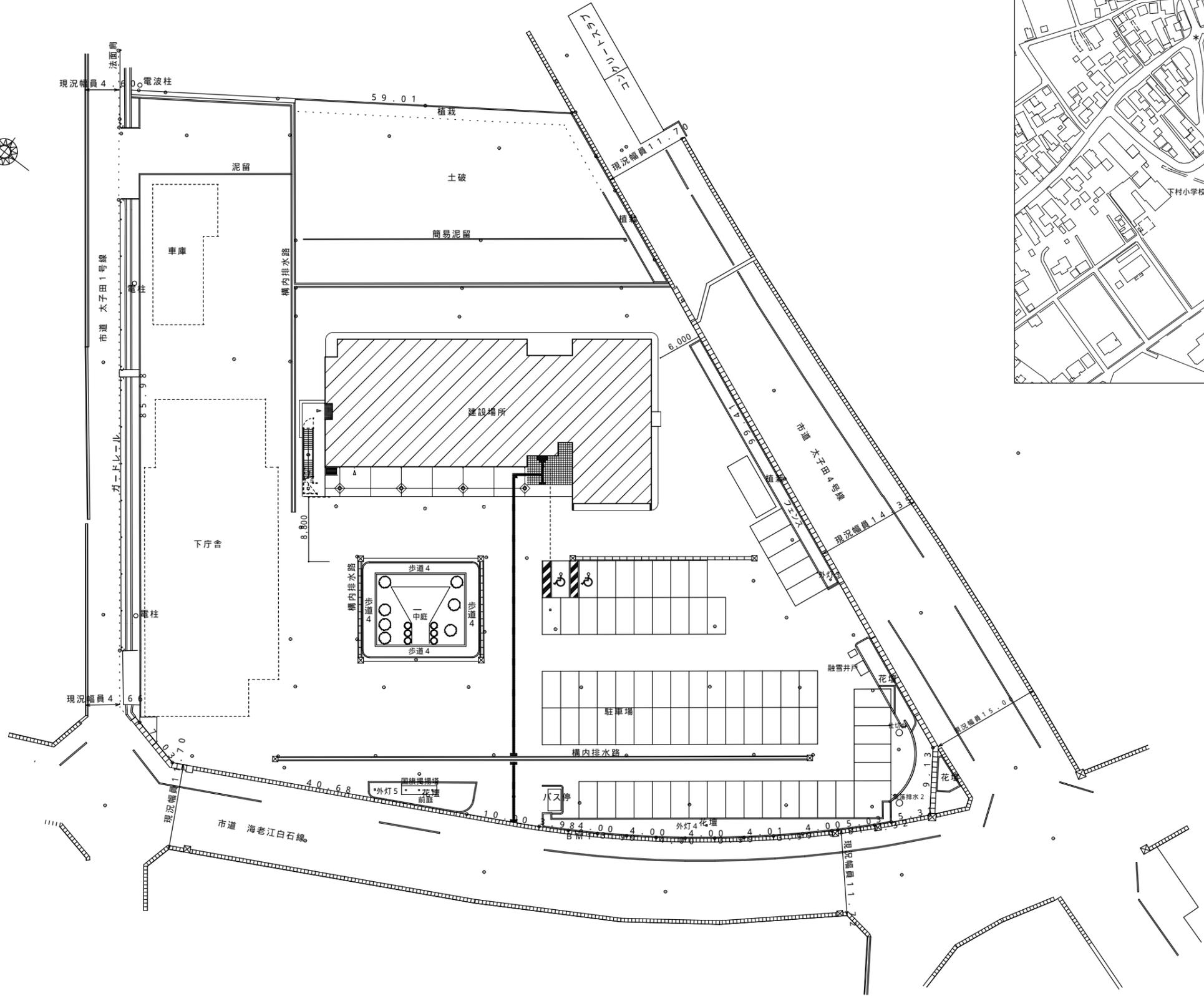
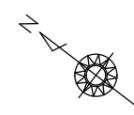
下村コミュニティセンター整備計画について

1 整備概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 建設場所 | 射水市加茂中部893番地 |
| (2) 敷地面積 | 8,229.38㎡ |
| (3) 建物構造 | 鉄骨造 平屋建 |
| (4) 建築面積 | 903.15㎡ |
| (5) 延床面積 | 779.68㎡ |
| (6) 施設概要 | 研修室1・2・3、大会議室、和室、調理実習室、事務室、トイレ、倉庫等 |

2 整備スケジュール(予定)

- | | | | |
|------------------|----|----------------------|-----------------------|
| 平成31年 | 4月 | 現下村コミュニティセンター解体工事 | 入札・契約 |
| | 5月 | 建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事 | 入札・契約
(建築主体工事は仮契約) |
| | 6月 | 契約案件を6月定例会へ提出 | |
| | | 議決後、建築主体工事を本契約 | |
| | 8月 | 着工 | |
| 平成32年
(2020年) | 3月 | 完成、竣工式 | |
| | 4月 | 供用開始 | |

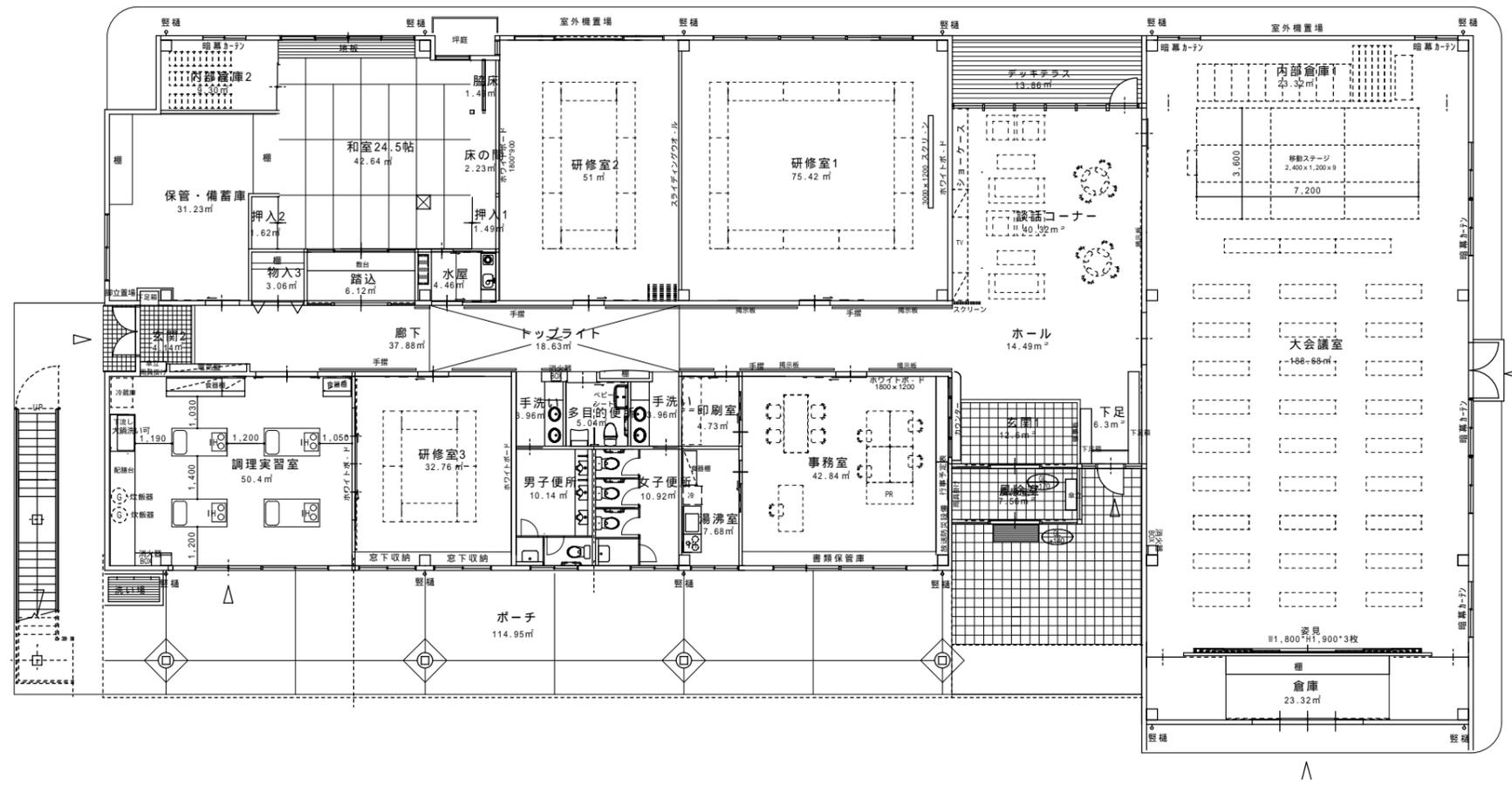
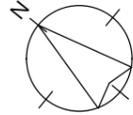


附近見取図

配置図

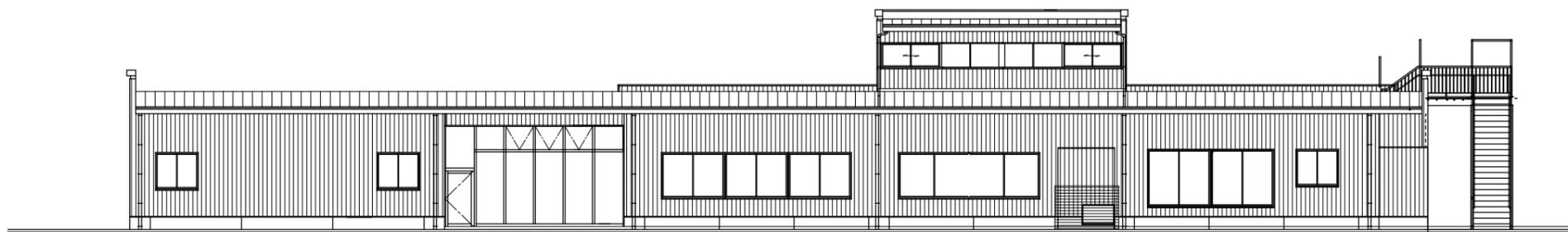
現況建物敷地
 (射水市加茂中部893番地、824番地、892番地、896番地、897番地、898番地、899番地3、900番地)

凡例・特記事項	 一級建築士事務所 林 博 アトリエ 事務所登録 第(6)933号 一級建築士登録 第173590号 林 博	富山県射水市小島3946 TEL (0766) 52-5803 FAX (0766) 52-5804	工事名称 射水市下村コミュニティセンター改築工事	DATE	CHECK	DRAW	No.
			図面名称 配置図 附近見取図	SCALE 1:300 A1 1:600 A3			A-06



床面積 779.68㎡
 建築面積 903.15㎡

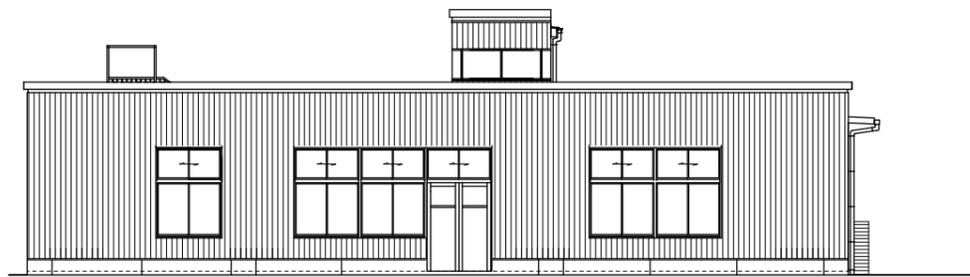
凡例・特記事項	 一級建築士事務所 林 博 アトリエ 事務所登録 第(6)933号 一級建築士登録 第173590号 林 博	富山県射水市小島3946 TEL (0766) 52-5803 FAX (0766) 52-5804	工事名称 射水市下村コミュニティセンター改築工事	DATE	CHECK	DRAW	No.
			図面名称 1階平面図	SCALE 1:100 A1 1:200 A3			



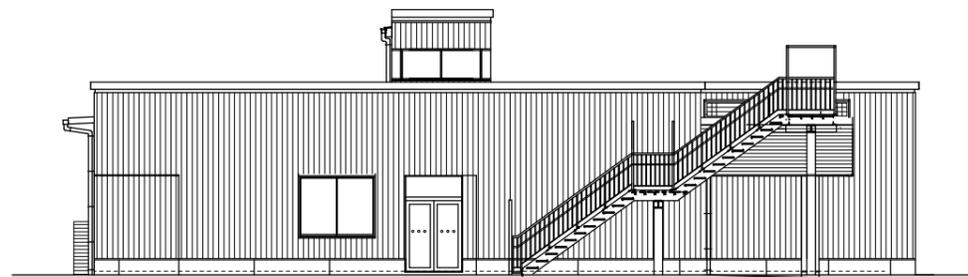
東立面図



西立面図



南立面図



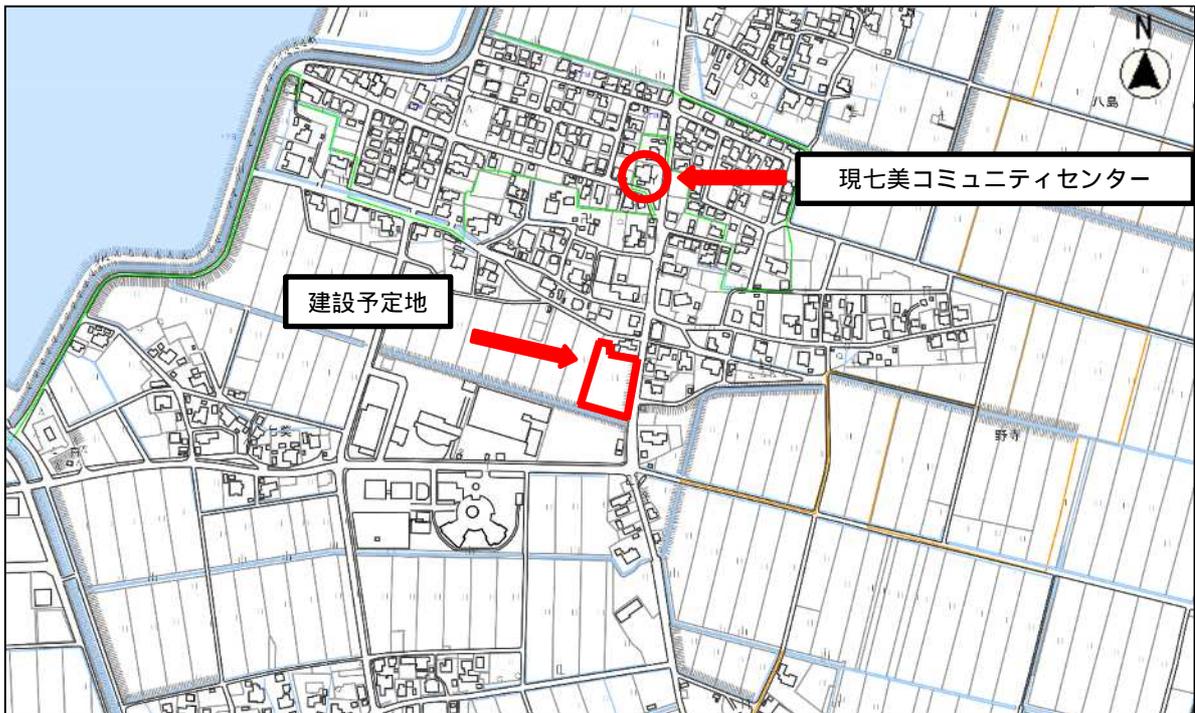
北立面図

凡例・特記事項	 一級建築士事務所 林 博 アトリエ 事務所登録 第(6)933号 一級建築士登録 第173590号 林 博	富山県射水市小島3946 TEL (0766) 52-5803 FAX (0766) 52-5804	工事名称	射水市下村コミュニティセンター改築工事	DATE	CHECK	DRAW	No. A-13
			図面名称	立面図	SCALE	1:100 A1 1:200 A3		

七美コミュニティセンター整備計画について

1 建設場所及び位置図

射水市七美 898 番地、900 番地、901 番地



2 整備スケジュール（予定）

平成31年	5月	建設予定地寄附・受入 (受入後、用地造成費を補正予算に計上)
	6月	基本設計・実施設計業務委託 入札
	10月	地質調査業務委託 入札 (造成工事 入札)
平成32年 (2020年)	5月	建設工事 入札
	6月	契約案件を6月定例会へ提出
	7月	着工
平成33年 (2021年)	3月	竣工、移転
	4月	供用開始

射水市地域公共交通網形成計画の策定(アンケート調査結果)について

1 公共交通に関する市民アンケート調査

(1) 調査概要

実施時期	9月下旬
実施方法	無作為抽出した3,000世帯にアンケート用紙を3部同封し送付
回収率	1,501世帯回収(世帯回収率50%)、2,455票回収

(2) 調査結果(主なもの)

【移動の実態】

自家用車による移動が大部分である。通学では、鉄道・バスの利用が高い。

【移動の目的地】

同地域内の移動が最も多く、地域外の移動では、大島地区を含む越中大門駅周辺地域を目的地とする移動が多い。

【移動の目的施設】

商業施設への移動が多く、中でも大島地区の商業施設への移動が多い。通院目的では、真生会富山病院が最も多い。

【公共交通に対する不満の理由】

どの交通機関も「運行本数が少なかった」が多く、コミュニティバスに関しては、「乗り継ぎが悪かった」との意見が多い。

【コミュニティバスの利用が増える工夫・改善】

「バスや鉄道との待ち時間の少ない乗り継ぎ」、「自由乗降区間の導入」、「バス停の増設」の意見が多い。

【今後のコミュニティバスの運行】

「サービス水準の維持」と「経営の効率化」の意見が同程度に多いことから、単純に現状の形態のままサービスレベルを上げるのではなく、ニーズに合致しつつ経営の効率化が図られるよう、ある程度の路線網の見直しが求められていると考えられる。

2 コミュニティバス及びデマンドタクシー利用者アンケート(乗降調査)

(1) 調査概要

実施時期	10月
実施方法	調査員が乗車し、聞き取り(デマンドタクシーは、調査票配布)及び市民病院、小杉駅、パスコ前、新湊地区センター前で調査員が用紙を配布し聞き取り
回収数	706票(コミュニティバス657票、デマンドタクシー49票)

(2) 調査結果(主なもの)

【利用者】

性別では、女性の利用が多く、年齢では、10代と60歳以上の高齢者の利用が多い。また、目的では、通勤通学、買物、通院が多い。

【乗り換え利用】

乗り換え利用が42%あり、乗り換え先は、コミュニティバスが25%、あいの風とやま鉄道が14%となっている。

【利用頻度】

「週5日以上」、「週3~4日」、「週1~2回」の利用が多く、高頻度の利用者が約8割となっている。

【改善要望】

「便数」、「運行経路・時間」の改善要望が多い。

3 計画の中で検討していく課題(案)

アンケートの調査結果や利用者からの意見や要望等を踏まえ、今後、計画策定の中で次のとおり検討していく。

(1) コミュニティバス路線の見直し

運行の効率化

重複路線の解消・長距離(循環)路線の解消、交通結節点や拠点施設を結ぶ循環幹線の導入、運行頻度・運行時間・運行日の検討

乗継ぎの利便性の向上

コミュニティバス同士、コミュニティバスとあいの風とやま鉄道等とのスムーズな乗り継ぎ

自由乗降区間

(2) 観光地への誘導

小杉駅とベイエリアの観光地を結ぶ観光路線

新幹線駅とベイエリアを結ぶ二次交通路線

万葉線各駅からベイエリアへの利便性向上

旧新湊庁舎跡地からベイエリアへの観光客の誘導

(3) 地域特性に応じた公共交通

新たな地域でのデマンドタクシー(バス)

地域主体の地域交通(地域バス、乗合タクシー等)

(4) 待合環境の整備(小杉駅南口の待合設備等)

(5) 公共交通の利用促進

あいの風とやま鉄道

万葉線

民間路線バス

商店等と連携した企画

公共交通マップ

交通系ICカード

高齢者向けサービス

バス停用時刻表の改善

4 今後のスケジュール(案)

平成31年(2019年)2月	第2回協議会開催 (アンケート調査結果及び課題等の整理について)
8月	第3回協議会開催 (地域公共交通網形成計画(素案)について)
11月	第4回協議会開催 (地域公共交通網形成計画(案)について)
12月	パブリックコメント実施
平成32年(2020年)2月	第5回協議会開催 (パブリックコメントの反映について)
3月	地域公共交通網形成計画公表

アンケート調査結果の概要

1. 調査概要

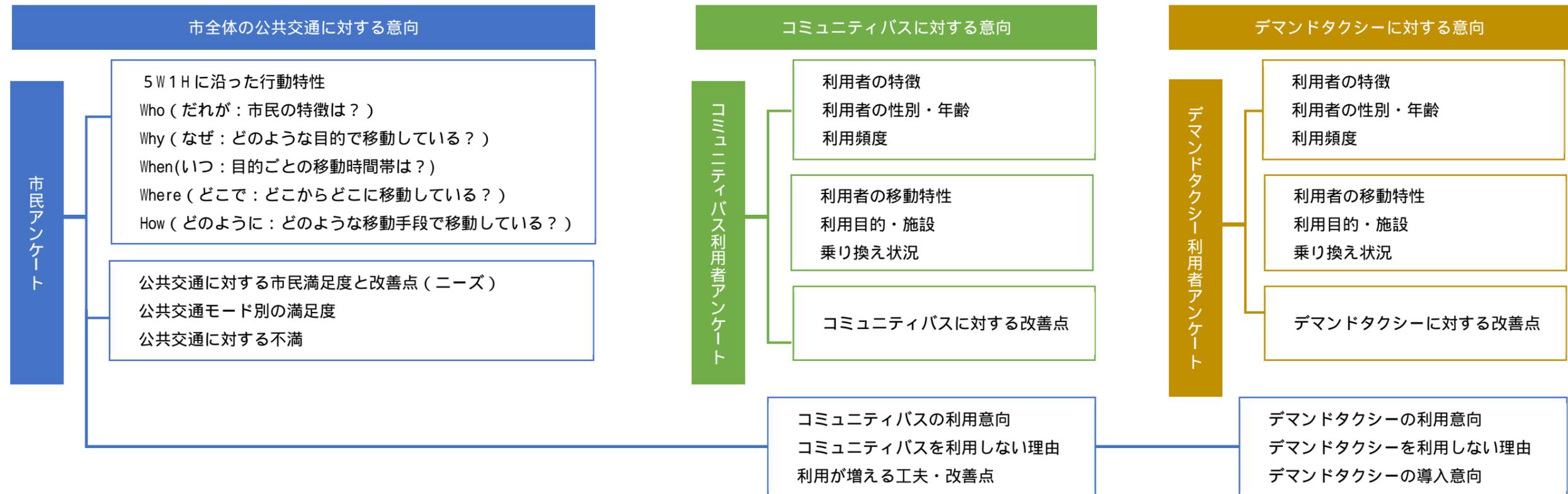
・アンケート調査は「市民」「コミュニティバス利用者」「デマンドタクシー利用者」を対象に3種類のアンケート調査を実施しました。

調査名	調査方法	配布・回収数
射水市の公共交通に関する市民アンケート調査	郵送による配布回収 (1世帯3票配布)	3,000世帯配布、1,501世帯回収 (世帯回収率 50%) 2,455票回収(1.64票/世帯)
コミュニティバス利用者アンケート調査	平日及び休日の利用者へ直接配布・回収(平日2日、休日1日)	平日:522票回収 休日:135票回収
デマンドタクシー利用者アンケート調査	運転手から利用者へ直接配布・回収(または郵送による回収)	49票回収

以降、「市民アンケート」と略記

2. 結果の取りまとめについて

- ・調査結果は「市全体の公共交通」「コミュニティバス」「デマンドタクシー」に対する意向を総合的に把握するため、必要に応じてアンケートの設問を移動して整理しています。
- ・市民アンケート調査結果からは、5W1Hに沿った「市民の行動特性」を整理し、市全体の公共交通に対する満足度や改善点を整理しています。
- ・市民アンケート及びコミュニティバス利用者アンケート調査結果からは、コミュニティバス利用者の特徴や移動特性、改善点、利用意向について整理しています。
- ・市民アンケート及びデマンドタクシー利用者アンケート調査結果からは、デマンドタクシー利用者の特徴や移動特性、改善点、利用・導入意向について整理しています。
- ・各アンケート結果を踏まえ、公共交通のモード別の現状を整理しています。



3. 調査結果の概要

1) 市全体の公共交通に対する意向

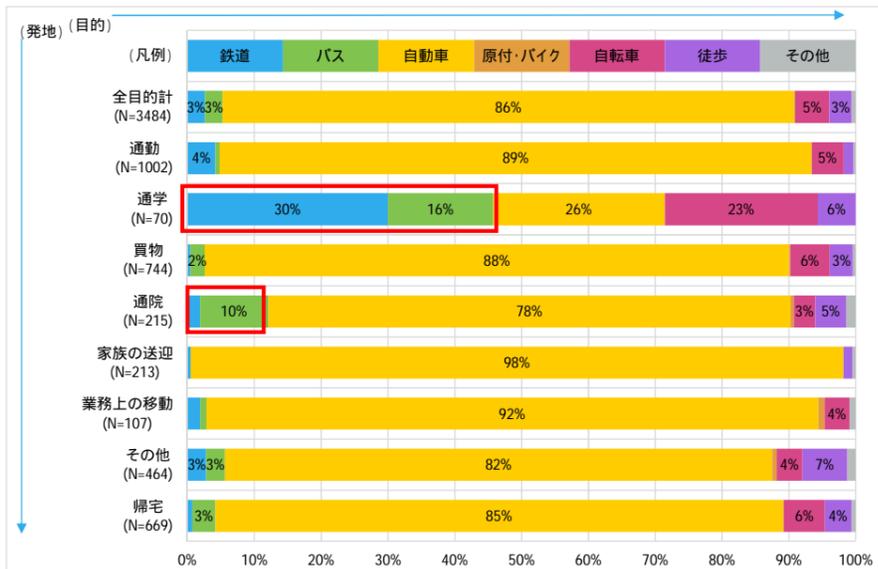
(1) 5W1Hに沿った行動特性

Who (だれが：市民の特徴は?)

自動車を自由に運転できる市民が多く、自動車へ過度に依存していることが想定
(免許保有率：85%、自由に使える自動車の保有者：80%)

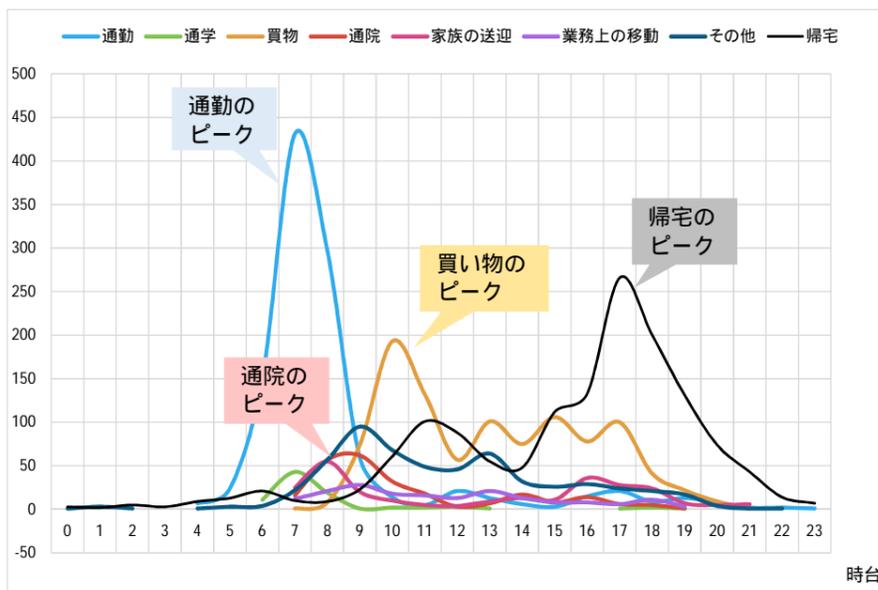
Why (なぜ：どのような目的で移動している?)

通学、通院における鉄道・バスの利用が高く、買い物や業務上の移動をはじめ、多くの目的では鉄道・バスの利用率が低い



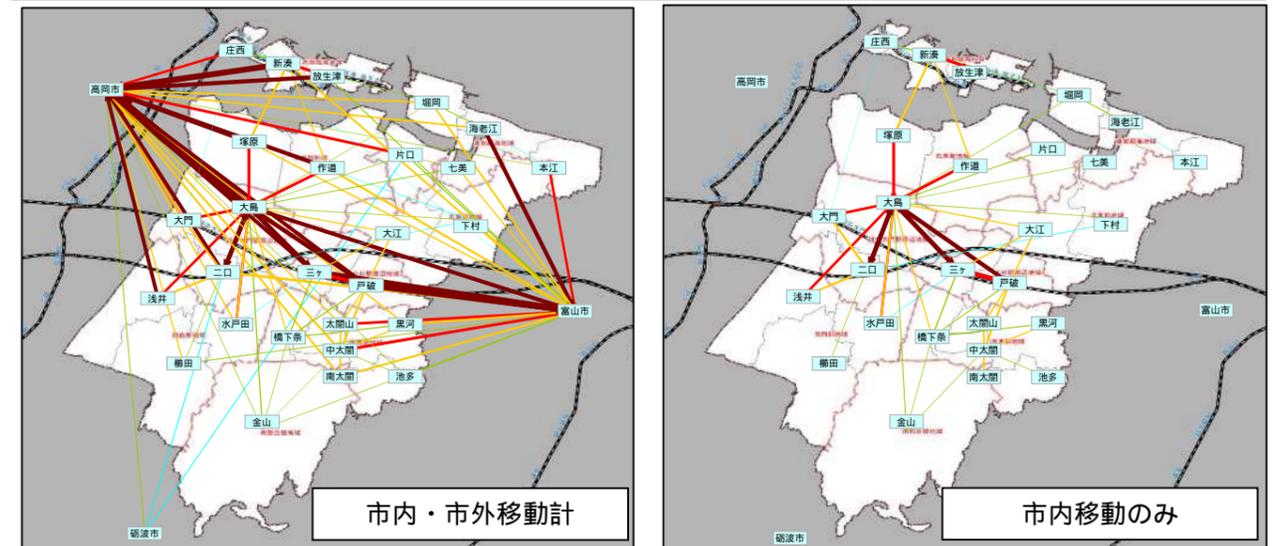
When (いつ：目的ごとの移動時間帯は?)

午前中は7~8時台の通勤・通学、10時台の買物等、8~9時台の通院の移動が多い
午後は17時台の帰宅、13~17時台の買物等の移動が多い



Where (どこで：どこからどこに移動している?)

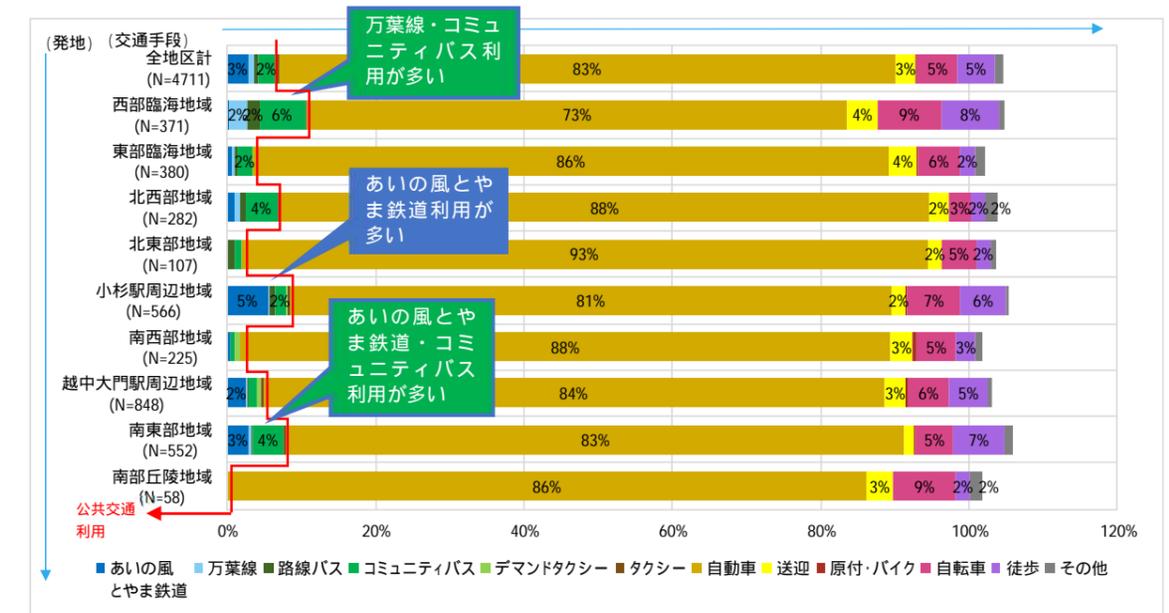
市内外移動は、各地区から富山市や高岡市の移動が多くなっている
市内移動は、新湊方面の地区(概ね旧新湊市)以外は、大島地区を核とした移動が見られる



<主な目的施設(目的別上位3地点) ()内は所在地域振興会名または所在市>
 買い物：アルビス大島店(大島)、アプリオ(大島)、サンコー大前店(大島)
 通院：真生会富山病院(二口)、射水市民病院(塚原)、富山大学附属病院(富山市)
 趣味娯楽等：イオンモール高岡(高岡市)いみずスポーツクラブ(大島)新港元気の森公園(堀岡)

How (どのように：どのような移動手段で移動している?)

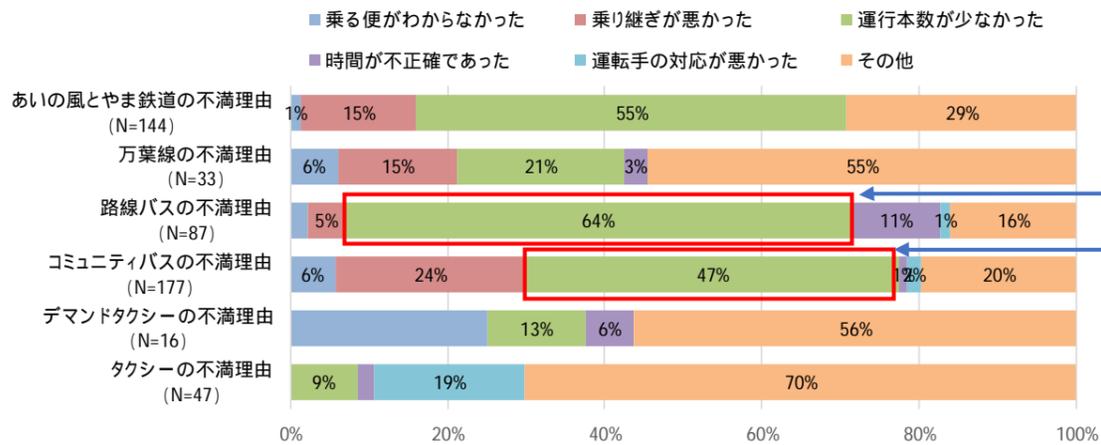
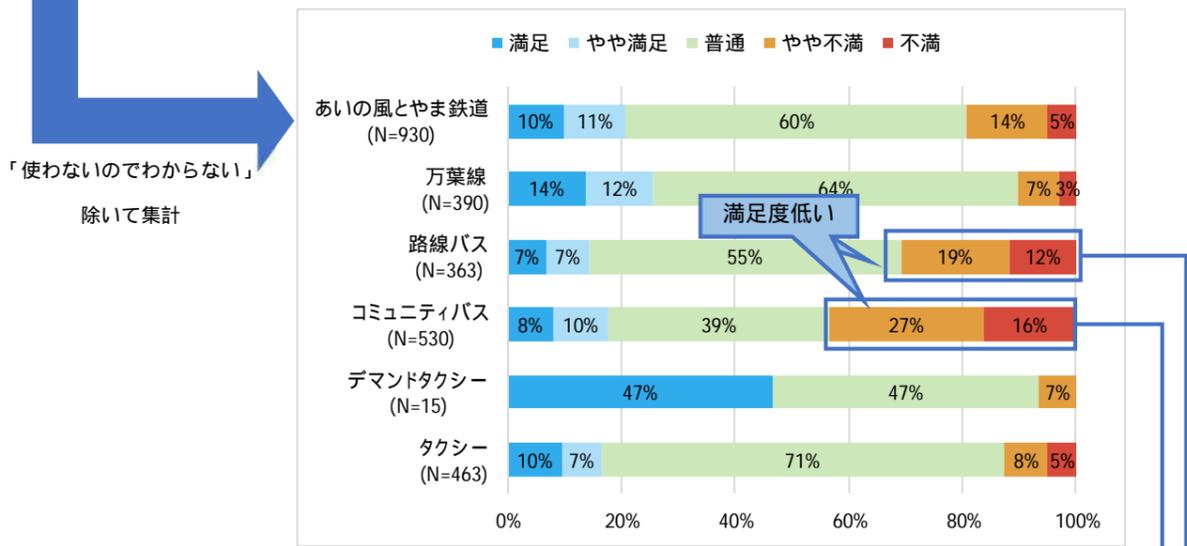
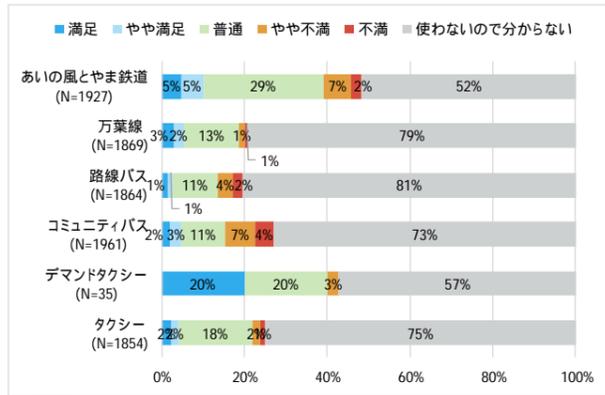
自動車移動が多く、公共交通の利用は低い
駅舎やバス停に近いなど、地域の特性に応じて公共交通の利用状況に差が生じている



(2) 公共交通に対する市民満足度と改善点(ニーズ)

公共交通に対する満足度・不満の理由

路線バス及びコミュニティバスの満足度(満足+やや満足)は低く、やや不満と不満を合わせた割合が3割以上と高い
 路線バス及びコミュニティバスの不満の理由は「運行本数が少なかった」が多い



公共交通に対する改善点等(自由意見)

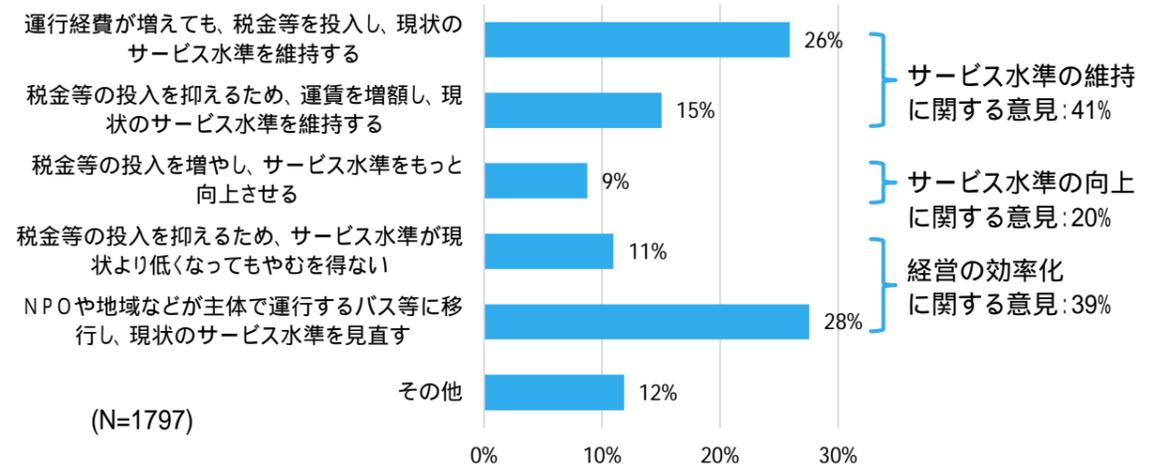
鉄道、バス、デマンドタクシー、公共交通全般に対し、様々な意見や要望等が挙げられている

回答数に応じて上位3項目もしくは5項目を示しています。項目における()内の数字は意見数を示しています。

項目	内容	主な詳細意見
鉄道 (28)	鉄道の本数・ダイヤ	・万葉線が赤字なら通学時間以外15分おきを30分に1本でも良い。 ・あいの風とやま鉄道は、金土だけ終電が遅くなると良い。
	延伸・新駅整備	・手崎、新開発にあいの風とやま鉄道新駅を設置。 ・万葉線を小杉駅まで延伸。
	駐車場・駐輪場・駅周辺	・小杉駅南口はバスのみ通行可のバス停を設置。 ・小杉駅を週1~2回利用しており、無料の駐車場があると助かる。
バス (241)	バス運行本数(本数の増減)	・冬季のバスの増便、鉄道と接続した早朝運行を望む。 ・利用がない時間帯、コースは廃止にする。
	バスの運行コスト	・バス沿線の商店や病院から負担してもらえば、料金も一律ではなく、路線の利益によって変えれば良い。 ・小型バスやデマンドタクシーを走らせ、空車が来ないように工夫する。
	バスのわかりやすさ・情報提供	・バスの時刻表、路線図、バス停が分かりにくい。 ・バス全般の情報が市民に伝わっていないように思う。
	バスの運行ルート(見直し・廃止)	・市民病院や小杉駅の乗り継ぎ、接続の見直しをしてほしい。もっと大まかに運行しても良い(路線が丁寧すぎる)。 ・コミバスの市内循環路線を設け、乗り換えなしの基幹路線の運行。
	バスの他交通機関との接続	・コミュニティバスのあいの風との乗り継ぎが全く考えられていない。 ・夜は19時小杉駅南口発までであると助かる。
デマンドタクシー (44)	デマンドタクシーの運行区域・本数	・高齢者はバス停迄の移動も大変。デマンドタクシーの増便、充実を望む。 ・1時間ごとにしか使用できないのを30分ごとに使用可としてほしい。
	デマンドタクシーの充実	・将来自動車の運転が出来なくなるため、デマンドタクシーの充実を望む。 ・デマンドタクシーは運賃増額を検討してもいいのかもしれない。
	デマンドタクシーの予約方法	・デマンドタクシーの予約が前日予約で不便。 ・受付時刻は前日19時又は20時まで遅くしてほしい。
公共交通全般 (362)	公共交通全般の充実の必要性	・高齢者が気軽に外へ出かけられるような交通システムを望む。 ・利用ポイント制を導入しそれに対する特典なども考えることも必要。 ・NPOや民間商業用バス(アラビアバス等)との連携を検討。
	現状維持・継続	・運賃が高くなっててもコミュニティバス等の現状維持を願いたい。 ・75歳から公共交通を使いたいので、高岡市のようにやめないでほしい。
	将来への不安(車からの転換)	・高齢者になり車の運転が出来なくなった時が心配。 ・スーパーでの買い物、医療機関への移動が不安になる。

これからのコミュニティバス・デマンドタクシーについて

サービス水準の維持・向上、経営の効率化に関する意見が下図の通り挙げられている

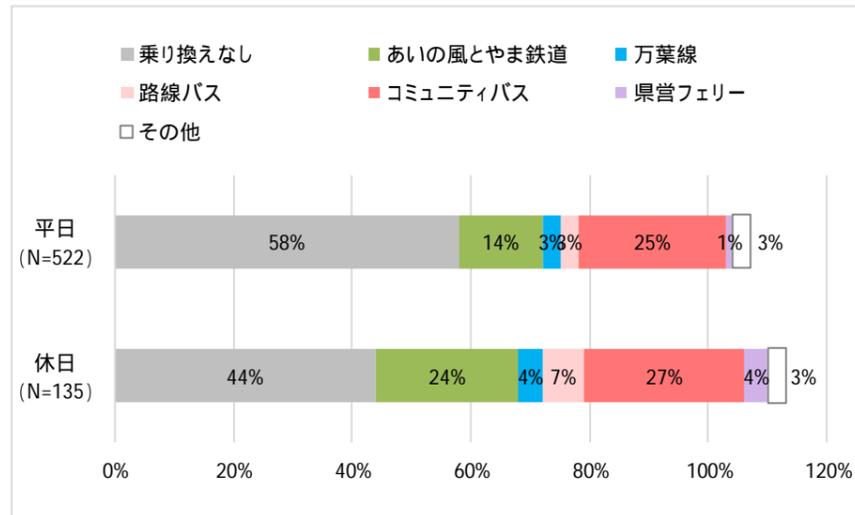


2) コミュニティバスに対する意向

(1) 利用者アンケート

利用者の特徴
 平日は10代と60代以上の女性、休日は70代以上の女性の利用が多い
 (年代：平10代21%、60代以上53% 休70代以上48% 性別：平女性69% 休女性65%)

利用者の移動特性
 利用者は病院や駅、商業施設を目的に高い頻度で移動しており、その約半数は公共交通を乗り換えて移動している。(利用頻度：週に1日以上68%、月に1~3日16%、月に1日未満16%)

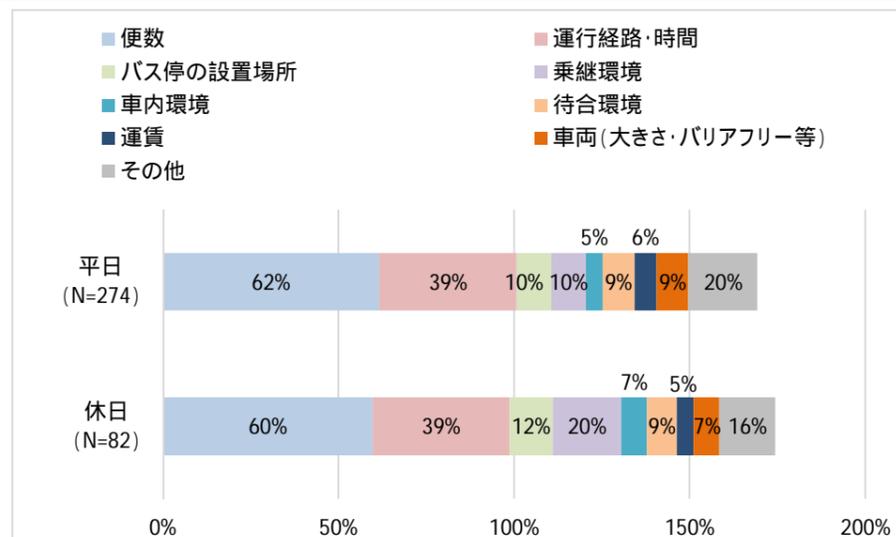


< 主な目的施設 (目的別上位5地点) >

平日：射水市民病院、小杉駅、パスコ、アルプラザ小杉、市内教育機関(高校、富山高専等)
 休日：アルプラザ小杉、小杉駅、射水市民病院、下村図書館、イータウン大島等の商業施設など

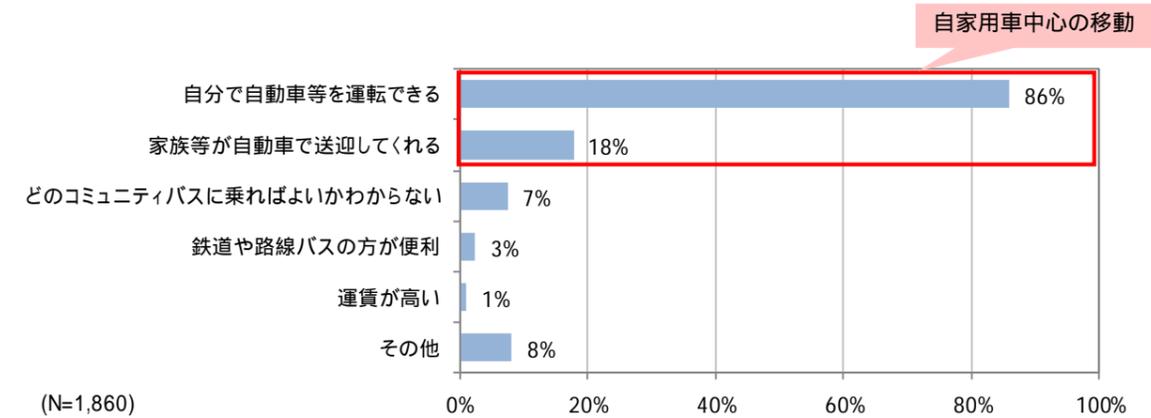
コミュニティバスに対する改善点(利用者)

平日休日利用者ともに「便数」「運行経路・時間」が主な改善点として挙げられている
 平日利用者に比べ休日利用者の「乗り継ぎ環境」に対する改善意向が高い



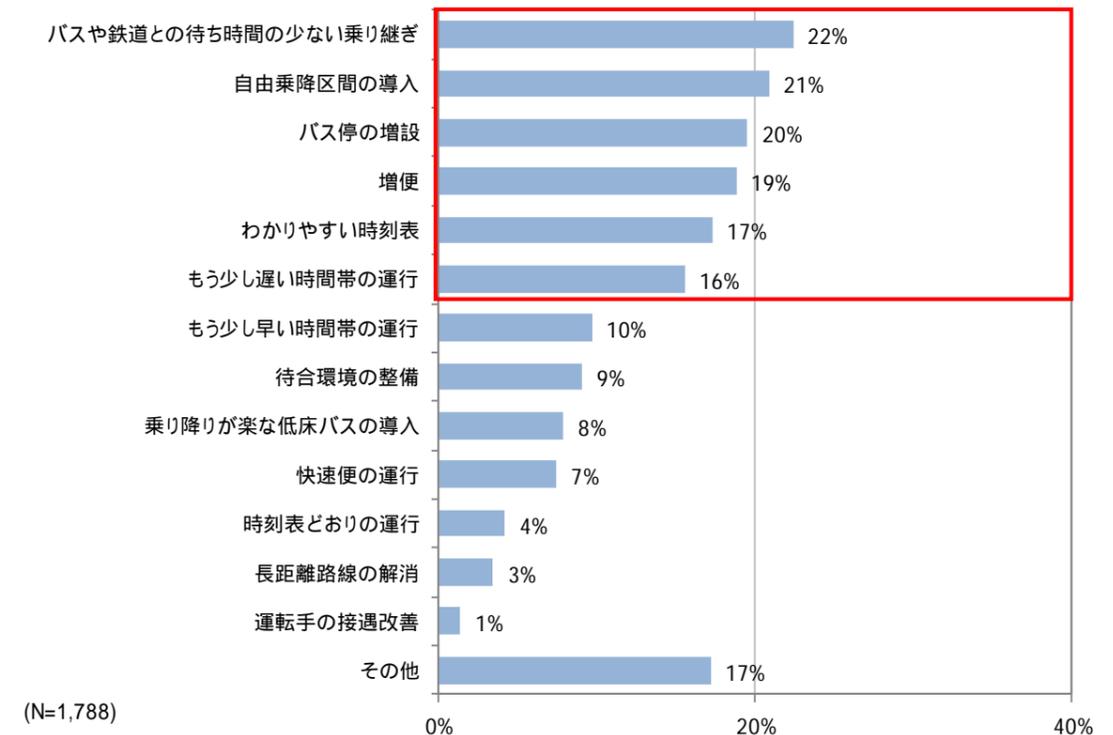
(2) 市民アンケート

コミュニティバスを利用しない理由(市民全体)
 自家用車中心の移動(家族送迎含む)のため、コミュニティバスを利用しない市民が多い



利用が増える工夫改善点(市民全体)

「バスや鉄道との待ち時間の少ない乗り継ぎ」「自由乗降区間の導入」「バス停の増設」等が多く、乗り継ぎを活用して自由に目的地まで移動できる公共交通網に向けた意見が挙げられている

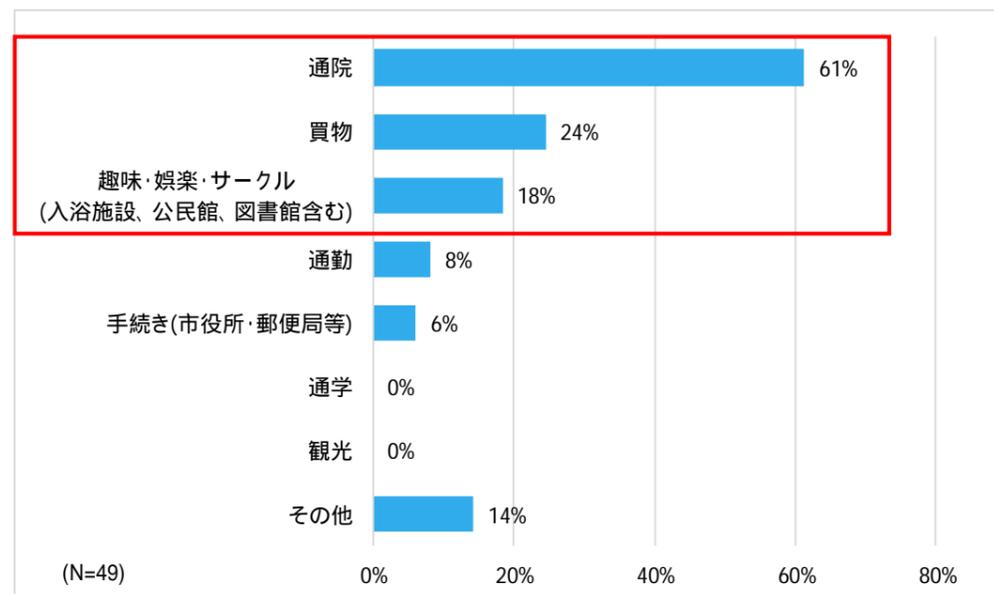


3) デマンドタクシーに対する意向

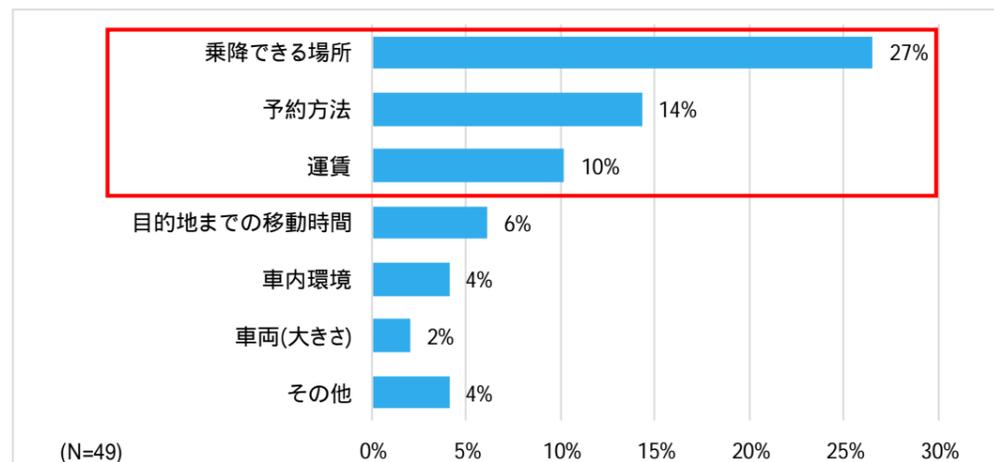
(1) 利用者アンケート

利用者の特徴
 60代以上の女性の利用が多い
 (年齢：60代14%、70代20%、80代以上53% 性別：女性63%、男性19%、未回答18%)

利用者の移動特性
 利用者は通院や買物、趣味・娯楽・サークルを目的に高い頻度で移動しており、多くの利用者は乗り換えをせず、目的地まで移動している。
 (利用頻度：週に1日以上59%、月に1~3日16%、月に1日未満16% 乗り換え：乗り換え無し71%)

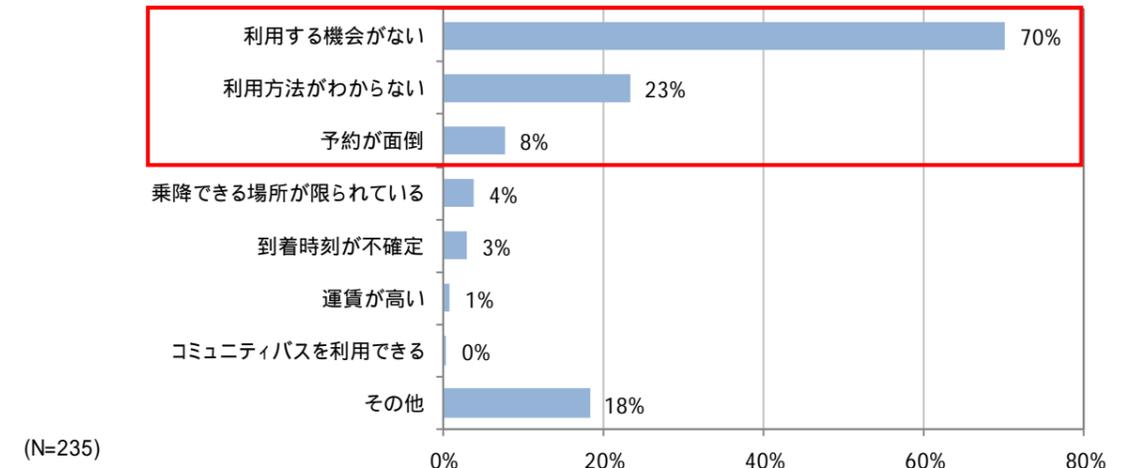


デマンドタクシーに対する改善点
 デマンドタクシーの主な改善点には「乗降できる場所」「予約方法」「運賃」が挙げられている

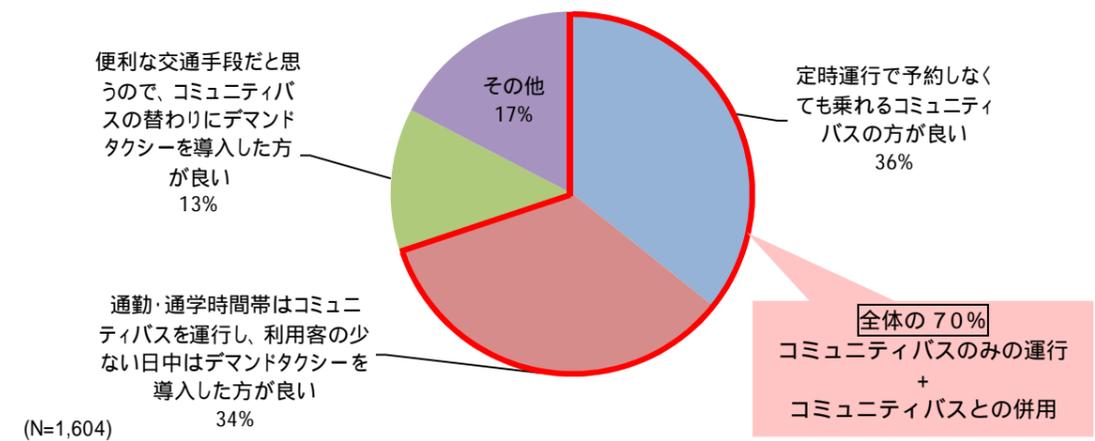


(2) 市民アンケート

デマンドタクシーを利用しない理由(大島・大門地区居住者のみ)
 利用したことがある市民は少なく、利用しない理由は「利用する機会がない」「利用方法がわからない」「予約が面倒」が挙げられている
 (利用有無：利用したことがある4%)



デマンドタクシーの導入意向(市民全体)
 フルデマンドの導入意向は低く、コミュニティバスのみでの運行もしくはコミュニティバスとの併用意向が強い



コミュニティバス運行の見直しについて

利用客の利便性の向上を図るため、下記のとおり、平成31年4月に改正を行うもの。

1 学生の利便性向上

(1) 通学定期(高校生以上)運賃の新設

種類	1ヶ月定期	6ヶ月定期	12ヶ月定期
現行	4,000円	(24,000円)	(48,000円)
(新設)通学定期	3,500円	20,000円	36,000円

(2) 富山県立大学構内のバス停の新設

小杉駅・太閤山線の「千成商店街」バス停と「富山県立大学前」バス停の間に「(仮称)富山県立大学」バス停を追加し、ルート・ダイヤを変更する。(なお、朝の通学時間帯に、富山県立大学が小杉駅南口と大学を結ぶシャトルバスを運行するため、小杉駅南口行きの午後便のみ停車する。)

(3) 国立富山高等専門学校通学便の改正

授業終了時間変更(16時5分から16時15分)に伴い、小杉駅・大江経由足洗線の小杉駅行き第4便始発時間を12分遅らせる。

2 買い物客の利便性向上

新湊・呉羽駅線の「富山短期大学前」バス停と「呉羽高校前」バス停の間に、「大阪屋ショップ呉羽店」、「アルビス呉羽本郷店」バス停を追加し、ルート・ダイヤを変更する。(なお、「大阪屋ショップ呉羽店」、「アルビス呉羽本郷店」バス停には、通勤通学時間を除く日中のみの停車とし、海老江中町発呉羽駅前行きは降車のみ、呉羽駅前発海老江中町行きは乗車のみとする。)

3 その他

(1) ダイヤ改正

- (ア) 小杉駅・金山線で慢性的に遅れが生じているため、バス停間の時間を調整する。
- (イ) 小杉地区循環線であいの風とやま鉄道との円滑な乗り継ぎができるようダイヤを調整する。

(2) バス停の新設

(ア) 新湊・本江線

「新港東口」バス停と「新明町」バス停の間に、「堀岡コミュニティセンター前」、「射水町」、「北電社宅前」バス停を追加し、ルート・ダイヤを変更する。

(イ) 小杉駅・太閤山線

太閤山2丁目及び3丁目からの利便性向上のため、「千成商店街」バス停と「富山県立

大学前」バス停の間に「太閤山3丁目」バス停を追加する。

(3) バス停名の変更

足洗老人福祉センターの廃止に伴い「足洗老人福祉センター前」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更する。(対象路線 新湊・本江線、七美・作道経由庄西線、新湊・呉羽駅線、小杉駅・白石経由足洗線、小杉駅・大江経由足洗線、海王丸パーク・ライトレール接続線)

4 路線ごとの改正内容

路線番号	路線名	改正内容
	新湊・本江線	(1)「足洗老人福祉センター」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更。 (2)「堀岡コミュニティセンター前」,「射水町」,「北電社宅前」バス停を新設し、ルート、ダイヤを見直す。
	七美・作道経由庄西線	(1)「足洗老人福祉センター」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更。
	新湊・呉羽線	(1)「足洗老人福祉センター」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更。 (2)「大阪屋ショップ呉羽店」,「アルビス呉羽本郷店」バス停を追加。
	小杉駅・金山線	(1) 太閤山・金山経由小杉駅南口行きの第1便及び第2便の小杉駅南口15時45分発のダイヤを見直す。
	小杉地区循環線	(1) 左回りの第1・4・5便及び右回りの第1・3・4・5便のダイヤを見直す。
	小杉駅・太閤山線	(1)「太閤山3丁目」,「富山県立大学」バス停を新設し、ルート・ダイヤを見直す。
	小杉駅・白石経由足洗線	(1)「足洗老人福祉センター」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更。
	小杉・大江経由足洗線	(1)「足洗老人福祉センター」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更。 (2) 小杉駅行き第4便のダイヤを見直す。
	海王丸パーク・ライトレール接続線	(1)「足洗老人福祉センター」バス停の名称を「足洗潟公園口」に変更。

5 改正日

平成31年4月1日

射水市斎場建設工事について

1 建物の概要（諸元）

構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 平屋建て（炉室部地上2階建て）
建物高さ	13.55m（最高部）
建築面積	3,575 m ²
床面積	3,667 m ² （1階 3,090 m ² 、2階 577 m ² （炉室機械室上部））
施設諸元	火葬炉6基、再燃焼炉6基、予備炉1基分スペース お別れ室（告別・収骨室）6室（57 m ² 5室、85 m ² 1室） 待合室6室（65 m ² 収容人数36人、内2室を1室使用可） 待合ロビー（303 m ² 収容人数80人） 駐車場 会葬者等55台（内車いす使用者等用3台、大型バス6台）
その他	自家発電設備、雨水調整池、防火水槽

2 事業概要

(1) 工事種別

- ・ 建築主体工事（外構含む）
- ・ 電気設備工事
- ・ 機械設備工事
- ・ 火葬炉設置工事

(2) 事業費

総事業費 2,942,700千円（2か年継続事業）

内訳 平成31年度（2019年度） 1,452,620千円

平成32年度（2020年度） 1,490,080千円

3 スケジュール（予定）

平成31年（2019年）	5月	入札（仮契約）
	6月	契約議案上程（本契約）
平成32年（2020年）	12月	竣工
平成33年（2021年）	1月～	準備期間
	4月	供用開始

南面外観イメージ



お別れ室



お別れホール・エントランス



(仮称) 沖塚原緑地公園

至 国道8号

市道 朴木赤井線

クリーンピア射水基幹的設備改良工事について

1 趣旨

クリーンピア射水の基幹的設備改良工事を、新年度から3か年に渡り実施する。

この工事により施設を長寿命化するとともに、稼動に伴うCO₂排出量を現在よりも3%以上削減できる高効率の機器に更新することで、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（補助率1/2）の交付を受ける。

2 基幹的設備改良工事内容

設備名	主な工事内容
A 受入供給設備	ごみ破砕機油圧ユニット改良工事(高効率モータ)等
B 燃焼設備	焼却炉改良工事 給じん(ごみ供給)装置改良工事等
C 燃焼ガス冷却設備	ボイラ水管改良工事(高温環境対応) ボイラ耐火物改良工事(高耐久蓄熱レンガ) 減温搭改良工事(高効率化)等
D 余熱利用設備	温水タンク冷却塔更新工事(高効率省エネ)等
E 通風設備	排ガス再循環装置設置工事(新設) 誘引送風機更新工事(高効率モータ)
F 灰搬出設備	ダスト搬送コンベア改良工事(高効率モータ)等
G 給水設備	機器冷却水冷却塔(高効率省エネ)
H 電気計装設備	D C S(自動制御)装置更新工事等
I その他設備	空気圧縮機更新工事(インバータ化) 換気ファン更新工事 照明灯のLED化更新工事等
J 建築設備	建屋防水工事(屋上防水等) 建屋内修繕工事等

工事箇所は別図のとおり

3 事業費

総事業費 3,777,819千円(3か年継続事業)

内訳 平成31年度(2019年度) 756,933千円

平成32年度(2020年度) 2,050,931千円

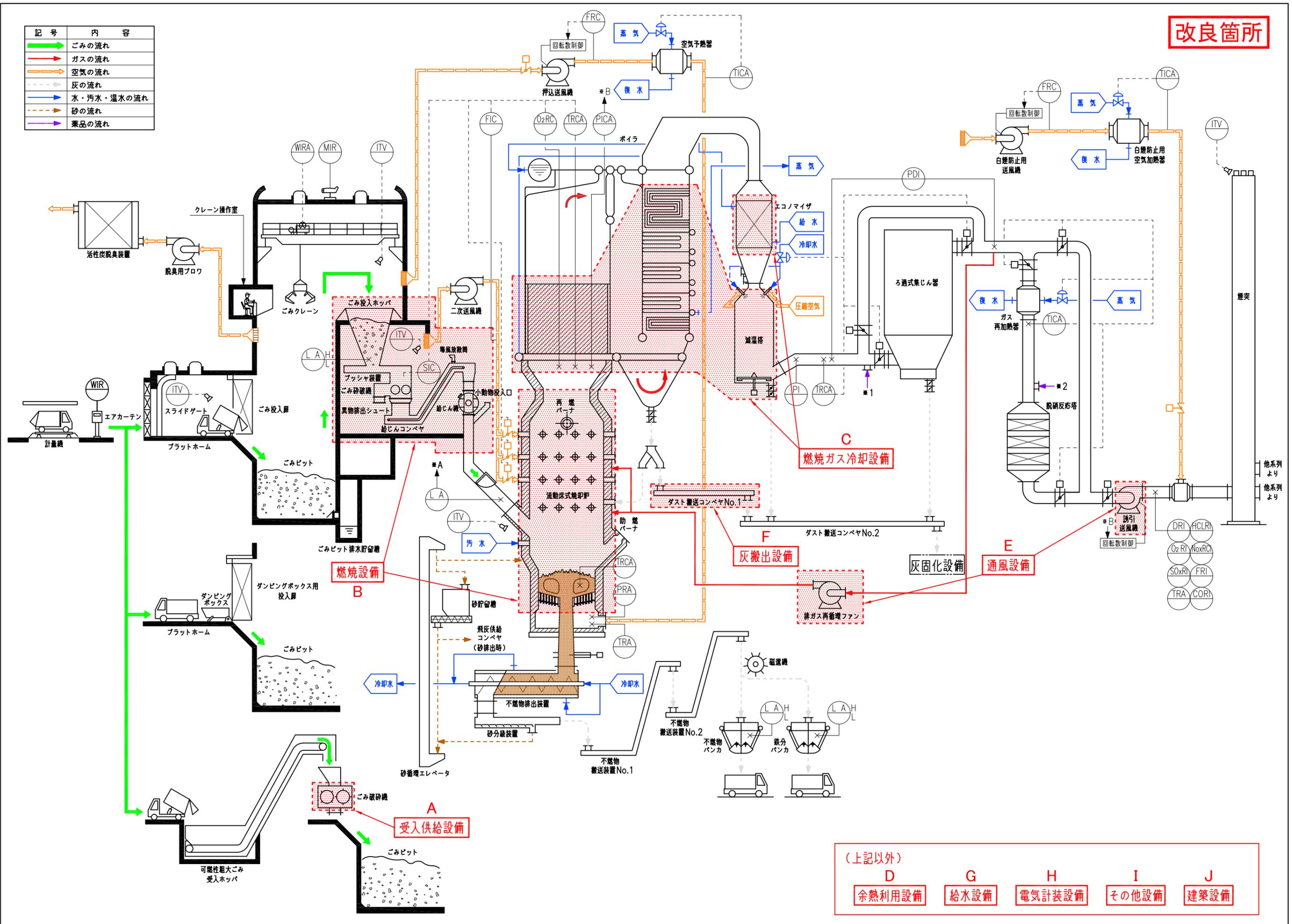
平成33年度(2021年度) 969,955千円

4 スケジュール

平成31年(2019年)5月 入札(仮契約)
) 6月 契約議案上程(本契約)
 平成34年(2022年)3月 竣工

改良箇所

記号	内容
	ごみの流れ
	ガスの流れ
	空気の流れ
	灰の流れ
	水・汚水・温水の流れ
	砂の流れ
	薬品の流れ



(上記以外)

D 余熱利用設備

G 給水設備

H 電気計装設備

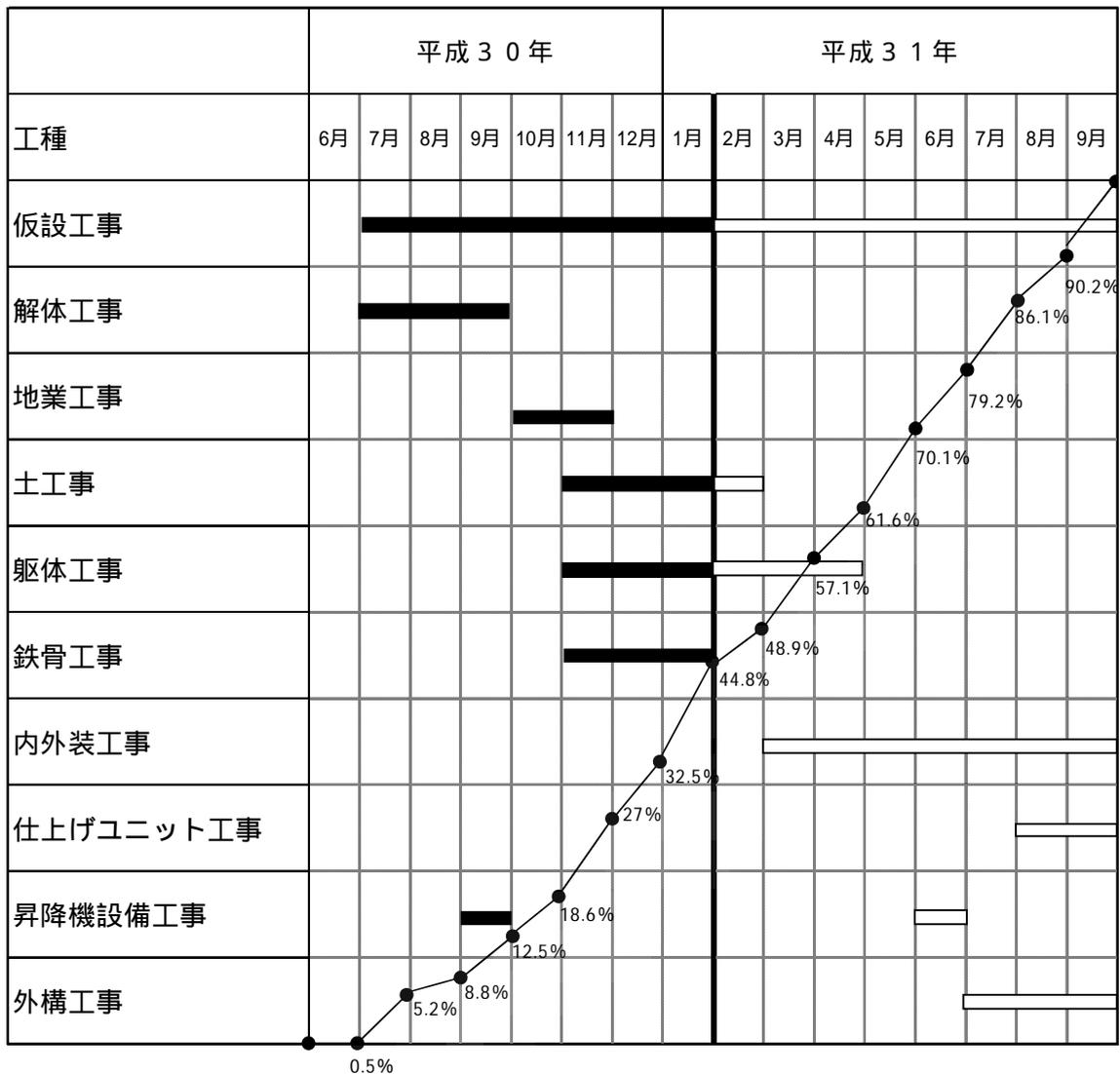
I その他設備

J 建築設備

小杉社会福社会館改修・改築工事の進捗状況等について

1 工事の進捗状況について

工事は順調に進んでおり、進捗率は約44.8%（1月末現在）で、9月末の完了を予定しています。（完了後、駐車場整備工事を実施します。）

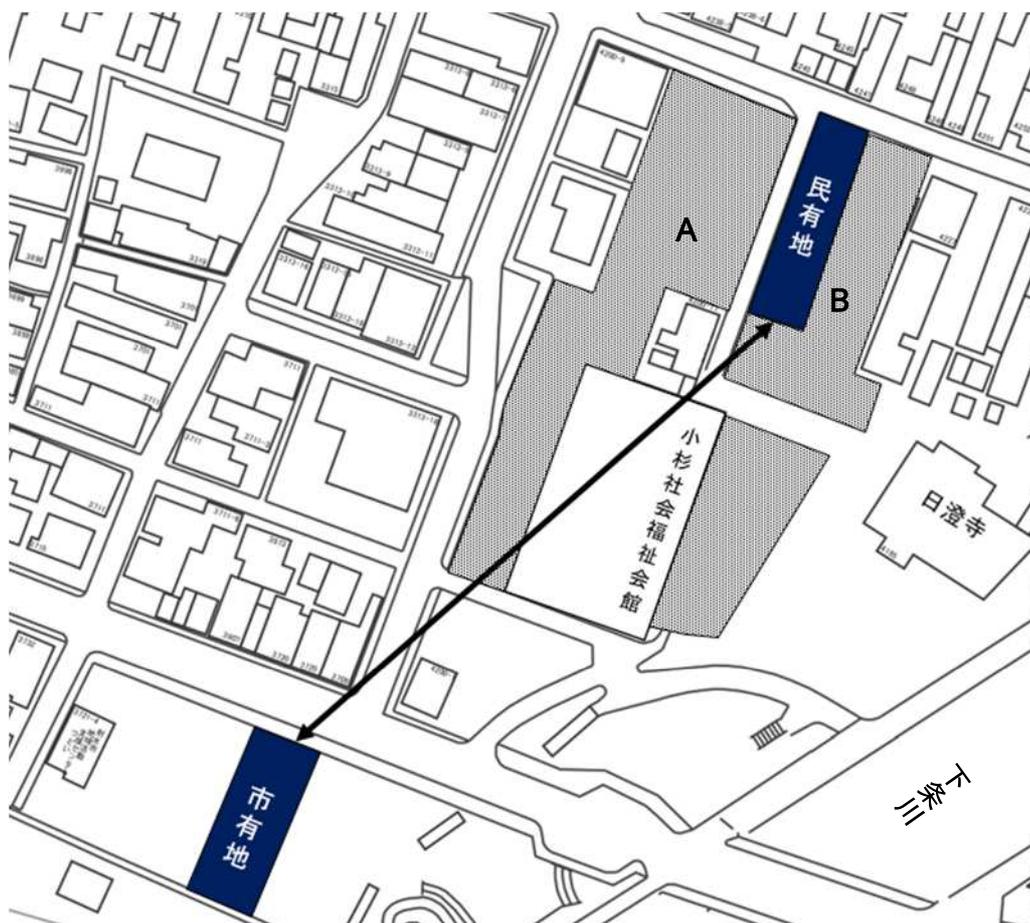


2 施設名称について

改修・改築後は、社会福社会館としての機能に加え、生涯学習やレクリエーションなどの交流機能を併せ持つ複合施設となることから、施設名称を「(仮称)市民交流プラザ」とした上で、財源確保の観点から、施設命名権(ネーミングライツ)の公募を行います。

3 駐車場のレイアウト変更について

以下のとおり私有地と市有地の等価交換が可能となったため、利用者の利便性向上の観点から、駐車場の一体的整備を行います。



4 今後の予定

年月	項目
2019.4	・施設命名権（ネーミングライツ）公募開始
2019.9	・市議会9月定例会：設置条例骨子（案）ネーミングライツによる施設名称を説明 ・建設工事完了
2019.12	・市議会12月定例会：設置条例（案）の議案を提出 ・駐車場（A）整備工事完了
2020.2	・供用開始
旧小杉幼稚園 解体後～	・駐車場（B）整備工事に着手

とやま呉西圏域連携事業 呉西地区成年後見センターの設置について

1 目的

将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、相談から後見まで一貫した支援ができる「成年後見センター」を呉西6市で共同設置し、成年後見制度に係る各種業務を行う。

2 名称

呉西地区成年後見センター

3 委託先及び設置場所

高岡市社会福祉協議会(高岡市清水町一丁目7番30号)

[職員配置：専門職1名、事務員1名]

4 開設日

平成31年4月1日

5 主な事業内容

(1) 成年後見制度に関する相談

成年後見制度の利用に関する電話や面談による相談

射水市の相談窓口(市役所、社会福祉協議会)は引続き行う。

(2) 市民後見人の養成

圏域内市民を対象に市民後見人養成講座及び実務研修の実施

(3) 市民後見人バンクの運営

実務研修終了者を市民後見人バンクへ登録

(4) 法人後見の受任

法人後見支援員の選任及び活動支援

6 事業費等

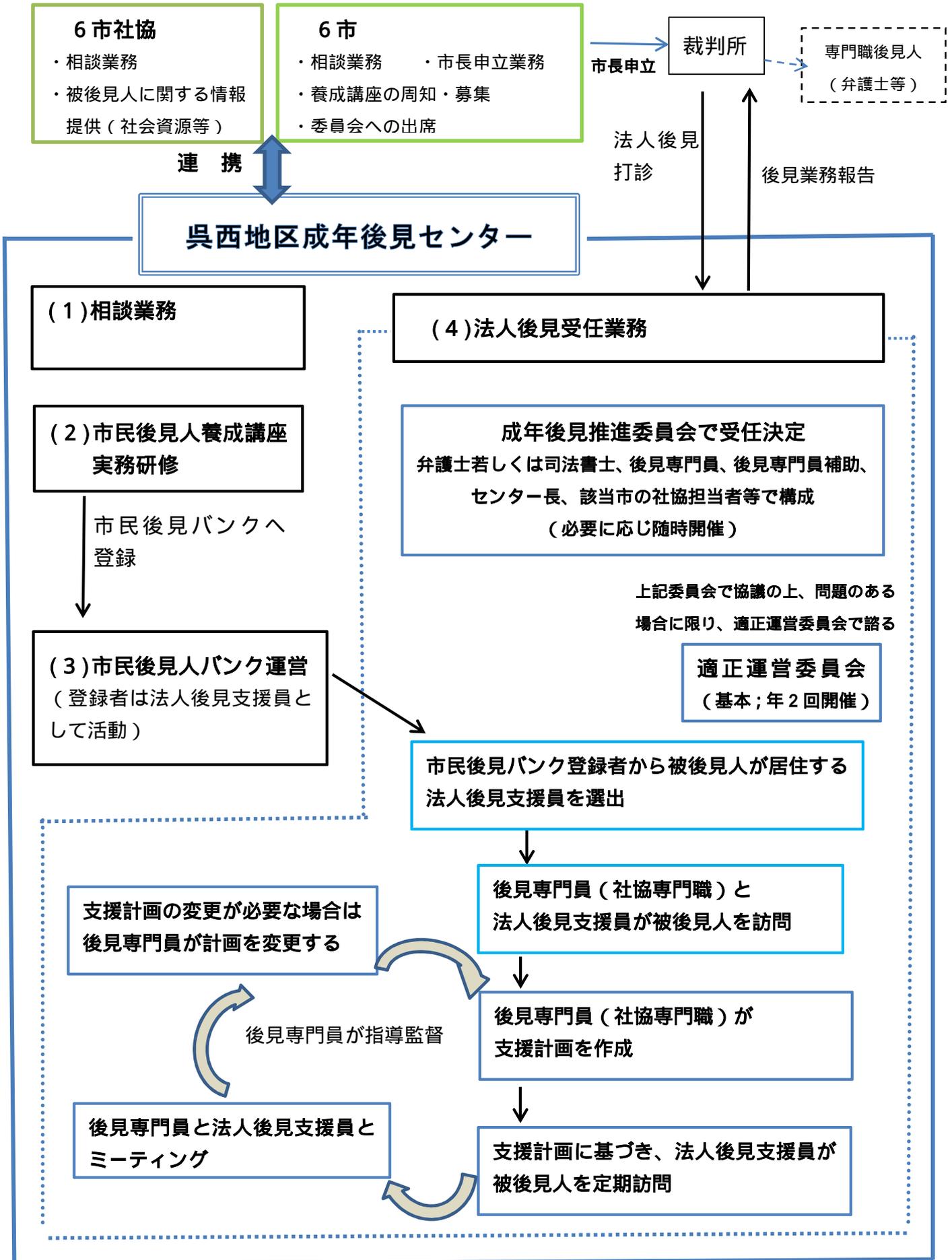
平成31年度 8,244千円(予算)

射水市の負担金は1,576千円(人口割)

7 参考資料

呉西地区成年後見センターの役割

< 呉西地区成年後見センターの役割 >



在宅福祉対策事業の見直しについて

1 移送サービス事業

(1) 現行事業の概要

通院が困難な高齢者（独居又は高齢者のみ世帯：要介護1以上）や障がい者（障害1、2級等）を医療機関へ送迎するサービスを、市社会福祉協議会に委託して実施している。

所得制限あり。利用者負担なし。月4回利用可能（片道〔上限20km〕を1回として）

(2) 事業を見直す理由

国土交通省の通達（H30.3.30付け）により、市からの委託料に運転ボランティアの謝礼を含む本市の移送サービスは有償運送と位置付けられ、事業継続の要件が厳格化されたことに加え、市社協において運転ボランティアが恒常的に不足するなど、安定的な事業継続が難しい状況となっている。

運転ボランティアの謝礼：市内への移送500円、市外への移送1,000円

(3) 見直しの内容

持続可能なサービスを安定的に供給する観点から、次の2点について見直しを行う。

ア 実施主体を市（社協委託）から市内タクシー事業者（海王交通、小杉タクシー、大門タクシー）に変更する。

イ 利用者負担を導入する。（乗車料金の概ね1割の負担を求めるもの。）

タクシー乗車料金	利用料 （タクシー乗車料金の概ね1割）
3,999円まで	300円
4,000円から4,999円まで	400円
5,000円から5,999円まで	500円
6,000円から6,999円まで	600円
7,000円から7,999円まで	700円

(4) 実施時期

2019年6月1日から実施（2019年5月31日までは、従来どおり市社会福祉協議会へ委託）

2 緊急通報装置貸与事業

(1) 現行事業の概要

高齢者の安全・安心を確保するため、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等に、緊急通報装置を貸与する。

緊急通報装置

- ・ 押しボタンによる緊急通報、健康相談
 - ・ 火災報知機
 - ・ 人感センサーによる安否通報
 - ・ お元気コール（コールセンターから月2回安否確認を行う。）
- コールセンターが24時間対応

所得制限あり。利用者負担なし。

(2) 事業を見直す理由

受益と負担の適正化を図るとともに、持続可能なサービスを安定的に供給する観点から、利用者負担を導入する。ただし、生活保護世帯等は無償で貸与する。

(3) 見直しの内容

他市の状況を踏まえ、委託料の概ね1割（月額400円）の利用者負担を導入する。

(4) 導入時期

2019年8月利用分から導入

(5) 他市の状況

市名	利用者負担額（月額）
富山市	400円
高岡市	300円
氷見市	400円
砺波市	市民税課税世帯：300円 市民税非課税世帯：無料
小矢部市	400円
南砺市	400円

平成31年度国民健康保険税について

1 平成31年度納付金及び標準保険料率について

(1) 一人当たり納付金

	H28年度 決算額	H31年度 (激変緩和前)	H28→H31 3か年伸び率 (%)	激変緩和措置		H31年度 (激変緩和後)	H28→H31 3か年伸び率 (%)
射水市	112,349	122,761	109.3			121,194	107.9
県全体	117,566	125,636	106.9			125,455	106.7

平成31年度は、過去3か年分の自然増8.0%を一定割合として、激変緩和措置が実施された。本市は激変緩和前の伸び率が一定割合を超えているため、激変緩和措置により、9.3%増から7.9%増に伸びが抑えられた。

(2) 射水市納付金

※激変緩和措置後、市町村ごとに平成29年度前期高齢者交付金精算金を加減算し、納付金が算出されている。(精算金の影響は平成31年度で終了)

	H31年度 (激変緩和前)	激変緩和措置	H31年度 (激変緩和後)	十前期高齢者交付金 精算金	H31年度 (精算金含む)
射水市	2,137,027 千円		2,109,747 千円		2,207,980 千円
				+98,232 千円	

県が算定した本市の平成31年度納付金については、国・県の激変緩和措置により軽減が図られたものの、激変緩和措置の基準の見直しや平成29年度前期高齢者交付金精算金の上乗せにより、前年度と比べ1億7千万円余り増加となった。

(3) 標準保険料率

納付金等に充てるために本来必要となる国民健康保険税総額を確保するため、県が参考として示す保険料(税)率で、応能割(所得割)と応益割(均等割+平等割)の割合は原則どおり50:50となっている。

※平成29年度前期高齢者交付金精算金は除外して計算されている。

	医療分				後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	医療費 指数	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
県全体	0.955	6.43	37,172	—	2.53	14,465	—	2.44	18,136	—
射水市	0.947	6.67	26,975	18,822	2.53	10,202	7,119	2.34	12,188	5,702
射水市現行税率		6.8	24,000	24,000	1.9	5,000	5,000	1.2	5,300	6,000

県が示す標準保険料率と本市の現行税率には、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれに乖離がみられる。

2 平成31年度国民健康保険税率について

平成31年2月4日付けで射水市国民健康保険運営協議会から、平成31年度の国民健康保険財政の運営については、財政調整基金からの繰入れにより収支均衡を図ることとし、保険税率を据え置くことを了承する答申を受けたことを踏まえ、平成31年度の保険税率については据え置くこととする。

なお、運営協議会からの答申には、「安定的な財政運営を図るため、財政調整基金の繰入れに頼ることなく、早期に収支の均衡が図れるよう事業運営に努めること、また、できるだけ早期に標準保険料率との乖離の解消に努めること」との意見が附されている。

基金残高の推移

単位：千円

年 度	年度当初 基金残高	取崩額	積立額	年度末 基金残高※
平成27年度	986,884	160,000		827,423
平成28年度	827,423	130,000		698,141
平成29年度	698,141	0		698,789
平成30年度(見込)	698,789	0	82,593 (予算案)	781,382 (見込)
平成31年度(見込) (2019年度)	781,382 (見込)	276,826 (予算案)		504,556 (見込)
平成32年度(見込) (2020年度)	504,556 (見込)	180,000 (見込)		324,556 (見込)
平成33年度(見込) (2021年度)	324,556 (見込)	180,000 (見込)		144,556 (見込)

※運用利子分の積立額含む

国民健康保険税に係る平成31年度税制改正について

1 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため見直しを行うもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改 正 後	
医療分	5 8 万円	6 1 万円	3 万円
後期高齢者支援金等分	1 9 万円	1 9 万円	
介護納付金分	1 6 万円	1 6 万円	
合 計	9 3 万円	9 6 万円	3 万円

2 低所得者に係る国民健康保険税軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、基準の見直しを行うもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改 正 後
7 割	基礎控除額 33 万円	現行どおり
5 割	基礎控除額 33 万円 + <u>27.5 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33 万円 + <u>28 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2 割	基礎控除額 33 万円 + <u>50 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33 万円 + <u>51 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

3 適用

平成31年度国民健康保険税から適用する。

なお、射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、市議会6月定例会において提案する予定。

後期高齢者医療保険料について

1 均等割保険料の軽減基準額の引き上げについて

(1) 趣旨

保険料の負担の適正化を図るため、所得の少ない被保険者に対する保険料の算定に係る基準を見直す。

(2) 内容

均等割保険料を減額する基準のうち5割軽減及び2割軽減に係る基準について、消費者物価の伸びの見直し等を考慮し、軽減措置の対象である世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減措置の対象となるよう引き上げるもの。

(政令第14号 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令)

軽減割合	軽減判定所得の基準額	
	現 行	改 正 後
5割	基礎控除額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 以下	基礎控除額 33万円 + 28万円 × 被保険者数 以下
2割	基礎控除額 33万円 + 50万円 × 被保険者数 以下	基礎控除額 33万円 + 51万円 × 被保険者数 以下

(3) 適用

平成31年度以後の年度分保険料から適用する。

第2次射水市子どもに関する施策推進計画（案）について

- 1 第2次射水市子どもに関する施策推進計画（素案）に対する意見募集結果について
 - (1) 実施期間及び周知方法
平成30年12月25日（火）から平成31年1月24日（木）まで
市報及びホームページに実施方法を掲載
 - (2) 寄せられた意見
意見等の提出者数 2名
意見等の件数 7件
 - (3) 意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等
別紙のとおり
- 2 第2次射水市子どもに関する施策推進計画概要版（案） 別添1
- 3 第2次射水市子どもに関する施策推進計画（案） 別添2

NO.	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
1	「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」の表記等について(P3)	「＜国際＞児童の権利に関する条約」の「＜国際＞」の表記については、「＜国連＞」が適正と考えます。	「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を「国際」的に保障するために定められた条約（国家間等の文書による国際的な合意のこと）であることから、現状のとおりとします。	無
2	「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」における、条約、法律、条例及び計画の制定年月について(P3)	制定年月を明記してください。	制定年月を明記します。	有
3	「児童の権利に関する条約とは」について(P3)	日本が批准した年月を明記してください。	日本が批准した年月を明記します。	有

4	<p>「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」における、「射水市子ども条例」等について（P3）</p>	<p>「射水市子ども条例」「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を明記してください。</p>	<p>「射水市子ども条例」と「射水市子どもに関する施策推進計画」、「子ども・子育て支援法」と「射水市子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「射水市子どもの未来応援計画」との関係については、P2において詳細を説明していることから、現状のとおりとします。</p>	無
5	<p>「子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合」について（P11）</p>	<p>当該割合を増やすためには、様々な組織等に働きかけることが非常に大切と考えます。具体的には、いろいろな地域組織のリーダーの方等に、子どもの権利に関する情報伝達等の担い手となってもらい、会合で話してもらおうといったことが考えられます。こうした取組が、市民にとって子どもの権利に関する理解を深めていく近道だと考えます。</p>	<p>本計画において、子どもの権利の啓発推進として、啓発活動の実施や学習機会の提供といった取組について明記しています。</p> <p>また、地域社会等に対し、子どもの権利に関する啓発資料の配布や学習機会の提供について拡充を図っていきたいと考えています。</p>	無
6	<p>全般的な意見</p>	<p>本計画は、18歳未満の子どもを対象としていますが、高校生等（16歳から18歳未満まで）に関して一言も触れられていないことから、施策推進の考え方について、国や県の計画等の適用有無も含め、何らかの説明が必要と考えます。</p>	<p>本計画では、高校などの教育施設設置者においても、子どもを守り育てていくことが必要と定めており、高校生等16歳から18歳未満までの子どもについても広く含めたものとなっています。</p> <p>市では、これまでも、高校生等に対して、子どもの</p>	有

			<p>権利に関するリーフレットの配布等といった取組を実施していることから、取組の内容の中に「高校」等を記載します。</p> <p>なお、国や県の計画等については、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」のとおり、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。</p>	
7	全般的な意見	<p>本計画は、富山県が策定する「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」と整合性を図っています。</p> <p>なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。</p> <p>こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置すべきと考えます。</p>	<p>内閣府の「子ども・若者支援地域協議会設置・運営方針」によれば、当該協議会は、必要に応じて関係機関等が連携し、子ども等への支援を効果的かつ円滑に実施するよう努めるものとしています。</p> <p>本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。</p> <p>あわせて、県等の動向について、注視していきます。</p>	無

第2次射水市子どもに関する施策推進計画概要版(案)

別添 1

○基本理念	子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現
○計画策定の趣旨	射水市子ども条例制定後、「射水市子どもに関する施策推進計画(以下「現行計画」という。計画期間は、平成21年度から平成30年度まで)」を策定し、社会全体で子どもをはぐくんでいく気運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を推進してきた。 今年度、現行計画が終期に当たることから、引き続き、現行計画を基礎として、第2次計画を策定する。
○計画の位置付け	射水市子ども条例第10条に基づき、条例の趣旨を踏まえ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とする。
○計画の期間	2019年度から2024年度までの6年間 社会情勢等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的、効果的に計画を推進するため、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の改定時(2019年度中に改定)において、射水市の子育て支援に係る3つの計画(「射水市子ども・子育て支援事業計画」「射水市子どもの未来応援計画～射水市子どもの貧困対策推進計画～」「射水市子どもに関する施策推進計画」)の一本化を図る。

子どもに関する施策を推進するに当たっての課題 <現行計画策定後の子どもの権利に係る動向や射水市における子どもの権利に係る状況を把握するために行ったアンケート調査結果の分析等から>

課題1 子どもの権利に対する理解が必要

課題2 子どもの成長を支える環境づくりが必要

課題3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制づくりが必要

【課題解決に向けた取組】 新規10事業、拡充12事業、継続54事業		【目標値】		
基本目標と施策の方向	具体的な取組	目標項目	2018年度 現状値	2024年度 目標値
基本目標1 子どもの権利に関する意識を高めます	(1) 広報、啓発活動の実施 主な取組: 広報、ホームページ、ケーブルテレビ等での啓発【拡充】等 (2) 育ち・学びの施設関係者等に対する学習の提供 主な取組: リーフレットの配布【拡充】、研修会の実施【拡充】	子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	51.5%	80.0%
基本目標2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます	(1) 子どもの成長に応じた家庭教育の支援 主な取組: 育児教室、あったか家族応援プロジェクト【新規】等 (2) 親等が交流できる機会の提供 主な取組: 子育て支援センター、つどいの広場 等 (3) 特に援助を必要とする家庭への支援 主な取組: 児童扶養手当【拡充】、ひとり親家庭等医療費助成 等	家庭教育に関する学習会、相談会参加率	36.9%	50.0%
基本目標2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます	(1) 子どもの心の養護と教育の充実、いじめの防止 主な取組: 道徳教育、射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会【新規】等 (2) 子どもの主体的な学習や活動に対する支援 主な取組: 総合的な学習、児童会・生徒会活動 (3) 特に支援を必要とする子どもへの養護と教育の支援 主な取組: 適応指導教室、障がい児保育 等	学校が楽しい、どちらかという楽しい子どもの割合	92.1%	95.0%
基本目標2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます	(1) 地域の人材を活用した子どもの活動の支援 主な取組: 児童クラブ、世代交流活動【拡充】 等 (2) 子どもの居場所や活動の充実 主な取組: ひとり親家庭の児童への学習支援【新規】、子ども食堂への支援【新規】等 (3) 安心して子育てができるための事業者への啓発 主な取組: 一般事業主行動計画策定の啓発 等	地域の行事に参加したことがない子どもの割合 一般事業主行動計画策定企業数の割合	18.2%	10.0%
基本目標3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます	(1) 安心して相談できる体制の整備 主な取組: 家庭児童相談【拡充】、母子総合相談室【新規】 等 (2) 児童虐待に対する相談と救済の推進 主な取組: 要保護児童対策協議会【拡充】、養育支援訪問事業【拡充】 等 (3) 相談機関同士のネットワークづくり 主な取組: 相談機関一覧等の作成【拡充】 等 (4) 子どもが安心できる居場所の提供 主な取組: 子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」	不安や悩みがあるときに相談できる人がいる割合	81.4%	90.0%

第 2 次射水市子どもに関する施策推進計画
(案)

2019年3月

射水市

目次

	ページ
第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 他の計画等との整合性	3
第2章 射水市における子どもの権利に係る状況の把握等	4
1 アンケート調査結果の分析	4
2 目標値に対する現状値	4
第3章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 重点的な視点	5
3 基本目標	7
第4章 計画の体系	8
第5章 計画の内容	9
基本目標1 子どもの権利に関する意識を高めます	9
基本目標2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます	12
基本目標3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます	21
第6章 計画の推進体制	25

資料編	
射水市子ども条例	26
射水市子ども条例施行規則	29

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、子ども^(*)の幸せと健やかな成長を図る社会を実現することを目的として、2007（平成 19）年 6 月に射水市子ども条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

また、条例に基づき、社会全体で子どもをはぐくんでいく機運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を推進するなど、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2009（平成 21）年 3 月に子どもに関する施策推進計画（以下「第 1 次計画」といいます。）を策定しました。

なお、第 1 次計画策定後の国際的な動きとしては、児童の権利に関する条約の締約国の数が、196 か国となったこと（2017（平成 29）年 10 月現在）や、国においては、2016（平成 28）年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有すること等が明確化されるなど、子どもの権利を取り巻く環境は大きく前進しています。

さらに、本県においても、2009（平成 21）年 6 月に「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」が公布され、子どもの権利及び利益の尊重や、子どもに対する人権侵害の未然防止等についても明文化されるとともに、「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」の中においても、同様の趣旨について記述されているところです。

一方で、全国に目を向けると、今もなお、児童虐待等子どもが犠牲となる事件が、社会問題として後を絶たない状況にあります。この要因の一つとして、子どもが自分らしく生きるための権利が大切にされていないことが挙げられます。あわせて、核家族化の進展や家庭での養育力の低下等、子どもを取り巻く環境の変化も懸念されています。

子どもたちが、かけがえのない一人の人間として健やかに生きていくためには、親等^(*)、育ち・学びの施設関係者^(*)、地域社会^(*)、行政がそれぞれの役割と責任をもって、互いの連携に努め、子どもを守り育てていくことが必要です。

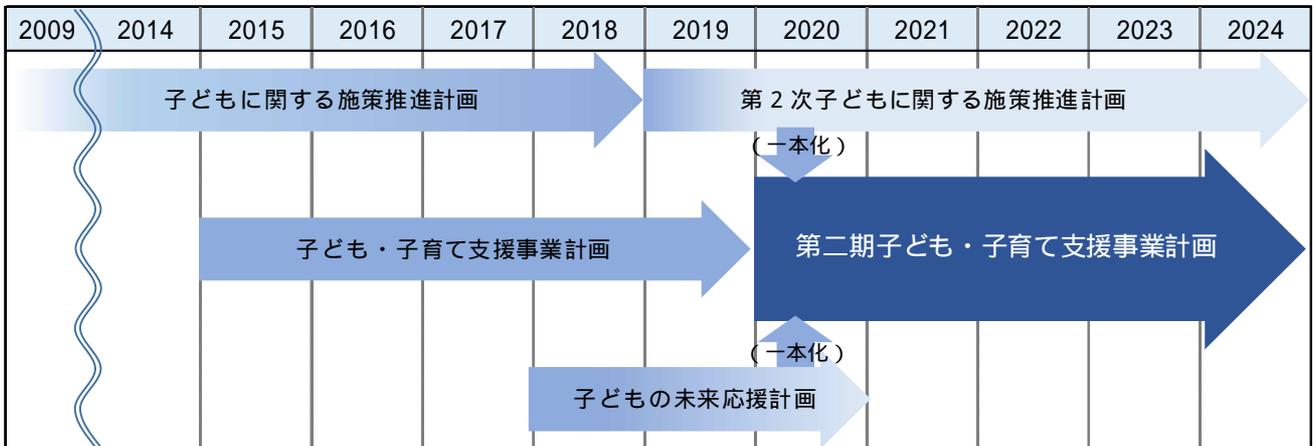
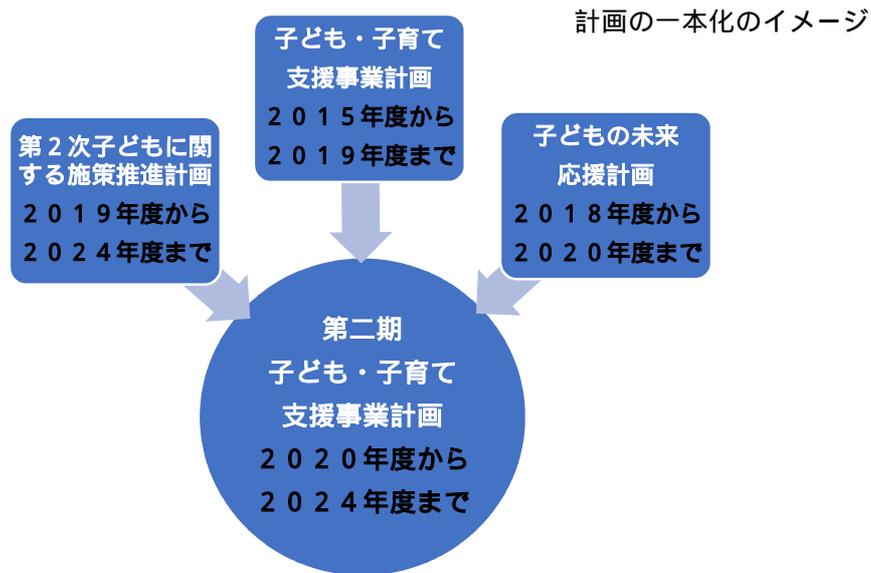
本市では、こうした状況を踏まえながら、第 1 次計画を基礎として、子どもに関する施策について着実に進めてきましたが、計画期間が終期を迎えることなどから、第 2 次射水市子どもに関する施策推進計画（以下「第 2 次計画」といいます。）として策定するものです。

- * 1 子ども
18 歳未満の市民及び市内に通学する 18 歳未満の人
- * 2 親等
親、里親など親に代わって子どもを育てている人
- * 3 育ち・学びの施設関係者
保育園、児童館などの児童福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、高校などの教育施設の設置者、管理者、職員
- * 4 地域社会
地域に属する住民や団体と事業者

2 計画の期間

第2次計画の期間は、2019（平成31）年度から2024年度までの6年間とします。

なお、社会情勢等の変化等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的、効果的に計画を推進するため、「射水市子ども・子育て支援事業計画^{(*)5}」の改定時（2019年度中に改定）において、射水市の子育て支援に係る3つの計画（「射水市子ども・子育て支援事業計画」「射水市子どもの未来応援計画^{(*)6}」「射水市子どもに関する施策推進計画^{(*)7}」）の一本化を図ります。



* 5 射水市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法等に基づき、「つなごう・広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち 射水」を基本理念として、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として定めた計画（計画期間は、2015年度から2019年度までの5年間）

* 6 射水市子どもの未来応援計画～射水市子どもの貧困対策推進計画～

子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づき、「子ども達の将来が、生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会の実現」を基本理念として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めた計画（計画期間は、2018年度から2020年度までの3年間）

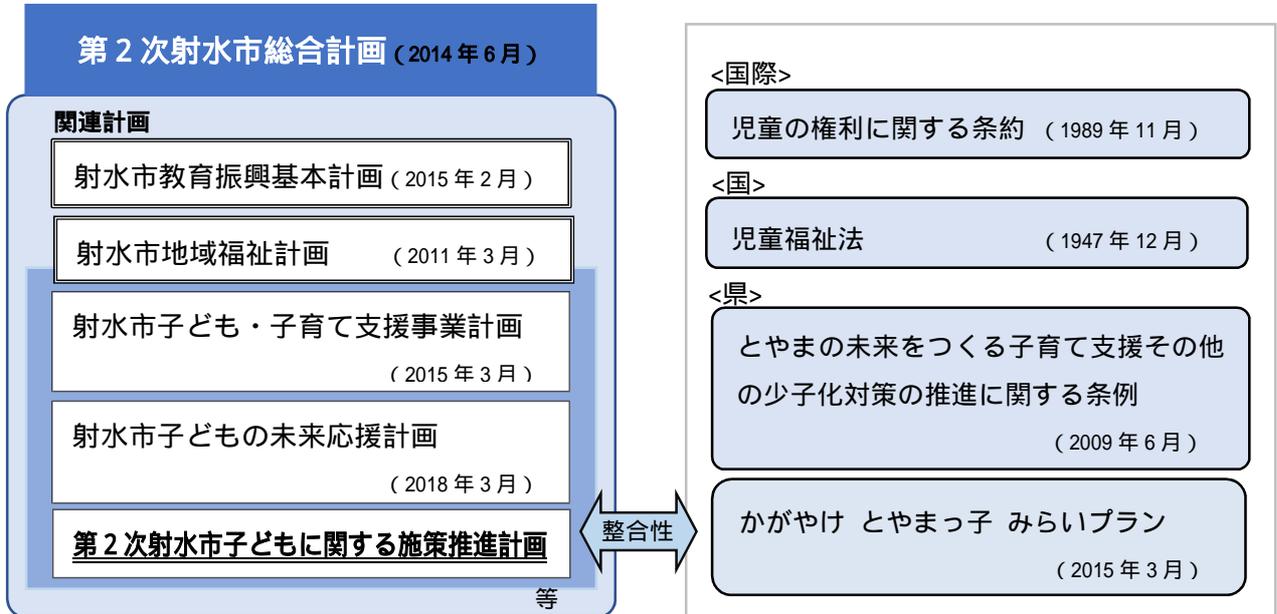
* 7 射水市子どもに関する施策推進計画

射水市子ども条例に基づき、「子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現」を基本理念として、社会全体で子どもをはぐくんでいく機運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を、総合的かつ計画的に推進するために定めた計画（計画期間は、2009年度から2018年度までの10年間）

3 他の計画等との整合性

この計画は、条例第 10 条に基づき、条例の趣旨を踏まえ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けるとともに、他の計画等と整合性を図ります。

第 2 次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等 ()内は策定年等を表す



子どもの権利とは

私たちは、大人であっても、子どもであっても、だれもが「健康に生きること」、「差別をされないこと」、「自由にものを考えること」など一人ひとりが人間らしく生きていくための大切な権利をもっています。そのほか、子どもの場合は、「大人から守り育ててもらふこと」、「教育を受けること」など大人へと成長するために必要な権利ももっています。

一般的に、大人は子どもと比べて体力も知恵も勝っていることから、子どもを弱いものとして考えがちですが、子どももかけがえのない一人の人間であるということを念頭において子どもと接していくことが大切です。

子どもの権利とは、このように、人間が生まれながらにもっているもので、固有の尊厳と価値をもち、社会の一員として扱われるために、全ての子どもに認められているものです。決して個人の主張や要求を無制限に認めたり、わがままを許したり、甘やかしたりするものではありません。人と人とのかわりの中で、社会のルールを守ること、他人に迷惑をかけないことは必要なことです。私たち大人は、このことを子どもにきちんと教えなければなりません。

児童の権利に関する条約とは

児童の権利に関する条約(以下「条約」といいます。)は、18 歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989 (平成元)年の国連総会で採択されました。この条約が提案された背景には、武力紛争、飢餓、貧困、家庭崩壊、虐待などによって、世界の様々な場所で、子どもが傷つき、時には生命を奪われているといった状況があります。

条約では、子どもが、自分にとって一番良い環境の中で成長していくことが認められています。そして、子どもも一人の人間として生きていくために必要な様々な権利があることを定めています。条約の基本となる権利には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があります。条約では、これらの権利を大切にしながら、子どもの立場に立って、子どもの成長を支えていくことを定めています。

なお、日本は、この条約に 1994 (平成 6)年 4 月に批准しました。

第 2 章 射水市における子どもの権利に係る状況の把握等

1 アンケート調査結果の分析

子ども（小学校 5 年生・中学校 2 年生）とその保護者向けにアンケート調査を行い、結果を分析しました。

調査の概要

- ・調査地域 : 射水市全域
- ・調査対象者 : 射水市内の全小学校（15 校）の 5 年生およびその保護者
射水市内の全中学校（6 校）の 2 年生およびその保護者
- ・調査方法 : 小学校・中学校を通じた直接配付・直接回収
- ・調査期間 : 2018（平成 30）年 7 月

アンケート調査票の配付・回収状況

		配付数	回収数	回収率
子ども	小学校 5 年生	885 件	863 件	97.5%
	中学校 2 年生	870 件	814 件	93.6%
保護者	小学校 5 年生	885 件	814 件	92.0%
	中学校 2 年生	870 件	706 件	81.1%

このほか、2010（平成 22）年度から毎年実施してきた、子どもに対するアンケート調査結果の推移等についても集計・分析を行いました。

2 目標値に対する現状値

第 1 次計画で設定した目標値に対する現状値については以下のとおりです。

目標値に対する現状値

目標項目	策定時の状況 (2009 年度)	現状値 (2018 年度)	第 1 次計画目標値 (2018 年度)
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	49.4% 1	51.5%	80.0%
家庭教育に関する学習会、相談会参加率	39.8% 2	36.9% 3	50.0%
学校が楽しい、どちらかというと楽しい子どもの割合	87.8% 2	92.1%	90.0%
地域の行事に参加したことがない子どもの割合	17.3% 2	18.2%	10.0%
一般事業主行動計画策定企業数の割合	14.7% 1	80.0% 3	30.0%
不安や悩みがあるときに相談できる人がいる割合	73.8% 1	81.4%	90.0%

1 は 2007 年度の数値

2 は 2006 年度の数値

3 は 2016 年度の数値

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現

本市は、子どもの幸せと心身の健やかな成長が、市民の安心と市の活力ある発展の基盤にあるとの考えに立ち、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、条例を制定しています。

私たちは、だれもがかけがえのない存在です。子どもであっても、一人の人間として生きる権利が尊重されなければなりません。

特に、子どもは成長途中であることから、社会全体が、愛情をもって子どもにかかわり、子どもの思いをしっかりと受け止めること、そして、子どもの幸せと健やかな成長にとってどうすべきかを判断していくことが重要です。

このことで、子どもは、自分が大切にされているという安心感をはぐくむことができ、自己肯定感の育成や自尊感情を高めることにつながり、物事に対して意欲的に取り組む力、問題にぶつかってもあきらめずに立ち向かう力、他人を思いやり、まわりの人と協調する力を身に付け、豊かな人格をもった大人へと成長していくことができると考えます。

第2次射水市子どもに関する施策推進計画（以下「第2次計画」といいます。）では、第1次計画に引き続き、条例の目的である「子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現」を基本理念とします。

2 重点的な視点

第2次計画の施策の方向と内容の策定に当たり、第1次計画に引き続き、下記のことを重視します。

(1) 子どもは、かけがえのない一人の人間である(とりわけ大切にしなければならない子どもの権利)
子どもはかけがえのない一人の人間であるという考え方に立って、子どもの権利を尊重した施策を進めます。

条例では、人間として生きるために大切な子どもの権利として以下の7つを掲げています。

ア いのちと健康が守られること

人間として生きる基本であるいのちと健康を守ること。

イ 安心して生きること

差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく安心して生きること。

ウ 必要な保護又は支援を受けられること

有害な環境から守られ、保護又は支援を求めることができること。

エ 人格が尊重されて、はぐくまれること

個性が認められること、プライバシーが守られること、余暇をもつことなど人格が尊重されて、はぐくまれること。

オ 人格と能力を最大限まで発達させること

適切な生活習慣を身に付けること、遊ぶこと、学ぶこと、文化芸術・スポーツに親しむことで子どもの育つ力を伸ばしていくこと。

カ 自分の権利に影響を及ぼす事柄について意見を述べること

自分の思いを述べること。大人は、子どもの思いをしっかりと受け止め、子どもの成長に応じた適切な判断をすること。

キ 自分の感じたことを素直に表現すること、仲間をつくり集うこと

表現したり、仲間をつくったりといった主体的な活動ができること。ただし、社会規範を守り他人に迷惑をかけないこと。

(2) 大人それぞれが役割を担い、連携する

子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向けて、市、親等、育ち・学びの施設関係者、地域社会は、第2次計画を共有し、連携して取り組んでいく必要があります。

また、第2次計画を推進するに当たり、市民一人ひとりが、自分ができるところを考え行動していくことが期待されます。

条例では、それぞれが担う役割について、次のとおり定めています。

ア 射水市は

子どもの幸せと健やかな成長のための施策を推進します。また、子どもの権利についての広報や啓発活動に取り組み、市民の理解を深めます。

イ 親等は

子どもの成長を支える一番の責任者であり、安らぎのある家庭をつくるよう努めます。また、子どもに対して、虐待や体罰などの不適切な養育を行いません。

ウ 育ち・学びの施設関係者は

子どもの成長のために、教育活動の充実、災害、事故の防止と適切な予防に努めます。また、いじめの防止に努めるとともに、体罰を行いません。

エ 地域社会は

子どもが安心できる居場所づくりや、地域活動へ子どもが参加できる機会の確保に努めます。また、事業者は、従業員が安心して子育てできるような配慮に努めます。

3 基本目標

(1) 子どもの権利に関する意識を高めます

私たちは、だれもがかけがえのない存在として、権利が尊重されなければなりません。子どもがこのことを学んでいくためには、まず大人が子どもの権利を尊重して、子どもにかかわっていくことが重要です。

このことで、子どもは、自分の権利について知り、それと同時に、他人の権利の大切さについても理解することで、自分を大切にし、他人を思いやる心をはぐくんでいきます。

このため、子どもの権利に関する理解を深め、意識を高めます。

(2) かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます

子どもは未来をつくる大事な宝です。子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向けて、社会全体で子どもの成長を支えていかなければなりません。

親等、育ち・学びの施設関係者、地域社会がそれぞれの役割をもって、子どもの成長を支えるための環境づくりを進めます。

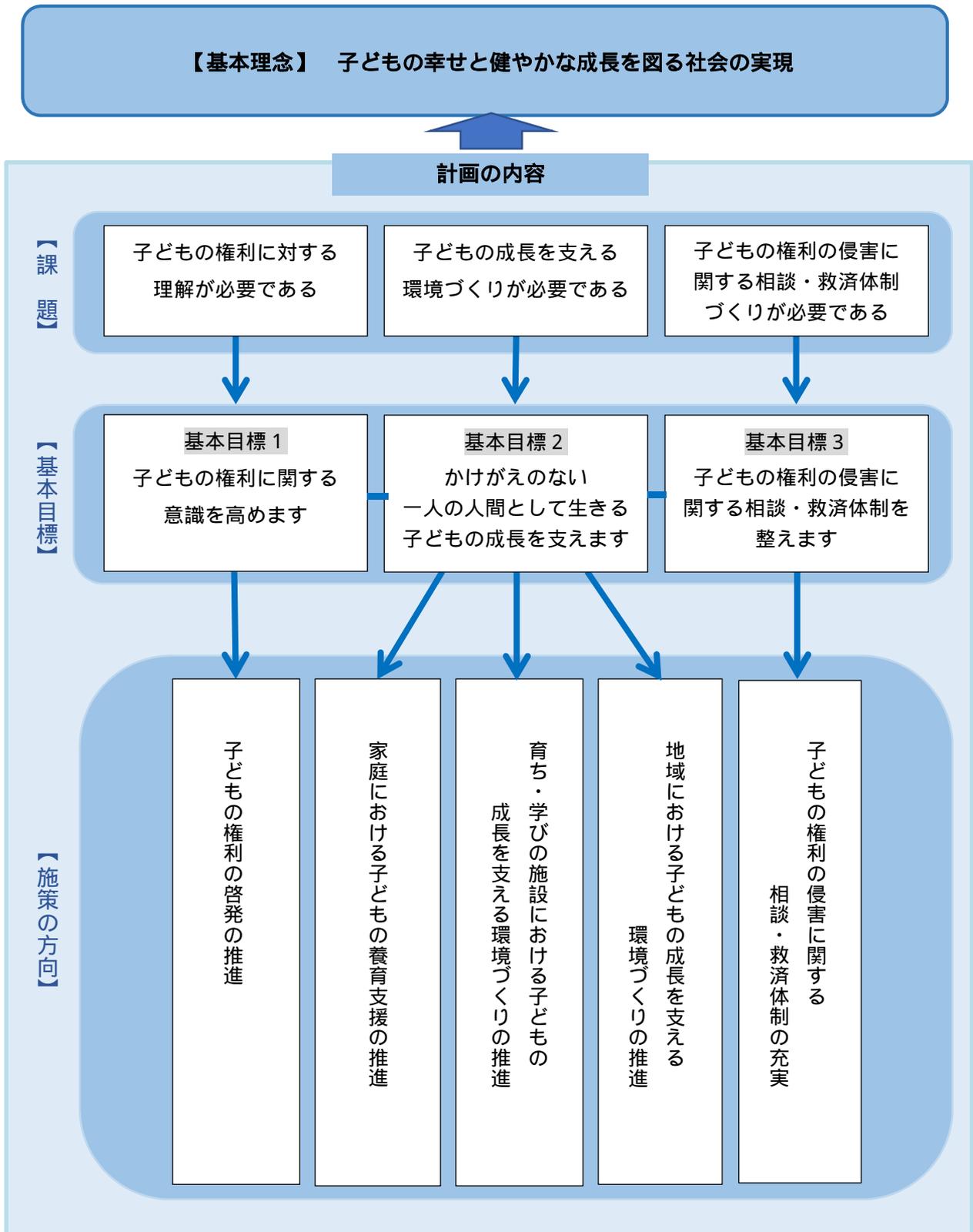
(3) 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます

児童虐待やいじめなどの子どもの権利の侵害を受けている子どもは、心身ともに傷つき、場合によっては、いのちにも影響を及ぼすことにもつながりかねません。また、傷ついていることをだれにも相談できなかったり、相談すること自体思いつかなかったりします。

このことから、まわりの大人や子ども自身からの子どもの権利の侵害に対する相談に応じ、救済を行うための体制を整えます。

第4章 計画の体系

基本理念である「子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現」に向けて、以下の基本目標や施策の方向を設定します。



第5章 計画の内容

基本目標1 子どもの権利に関する意識を高めます

現状と課題 子どもの権利に対する理解

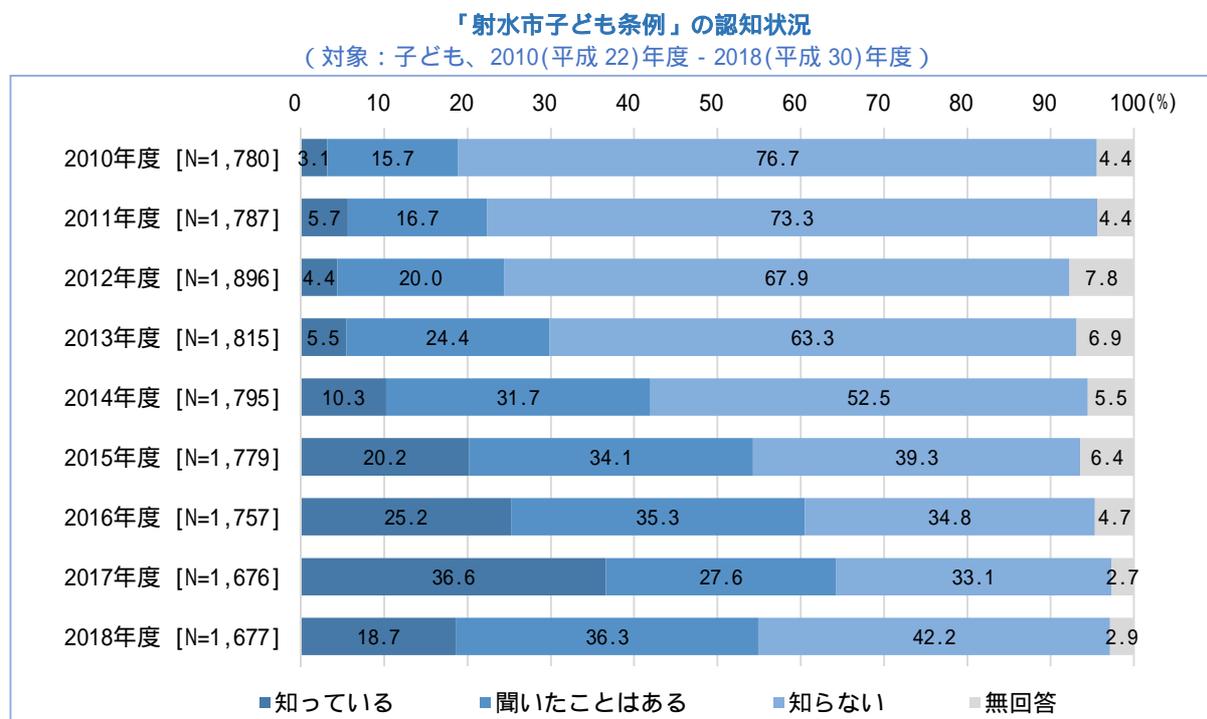
子どもがかけがえのない一人の人間として生きていくためには、子どもの権利に対する正しい知識と理解をもって、子どもに接していくことが重要です。

これまでも、子どもの権利や児童の権利に関する条約について啓発を行うとともに、リーフレットを作成し、配布しています。小学校や中学校では、人権週間、道徳、学校活動をとおして、子どもの権利について学習しています。

2010（平成22）年度から毎年実施してきた子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「射水市子ども条例」や「子どもの権利」の認知状況（「知っている」「聞いたことはある」と答えた子どもの割合）は増加傾向にあり、2015（平成27）年度以降は5割以上となっています。

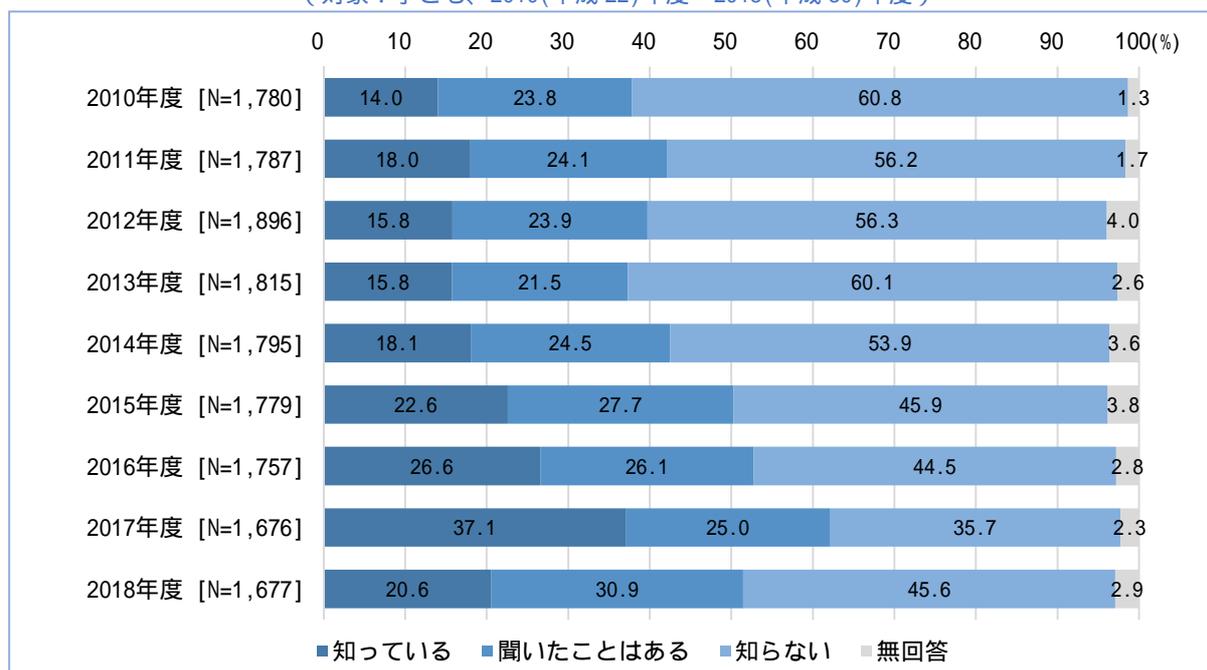
また、2018（平成30）年度に実施した保護者に対するアンケート調査の結果をみると、「射水市子ども条例」の認知状況（「知っている」「聞いたことはある」と答えた保護者の割合）は5割以上となっています。

今後も、引き続き、子どもの権利についての啓発活動を充実し、子どもの権利に対する理解を深めていく必要があります。



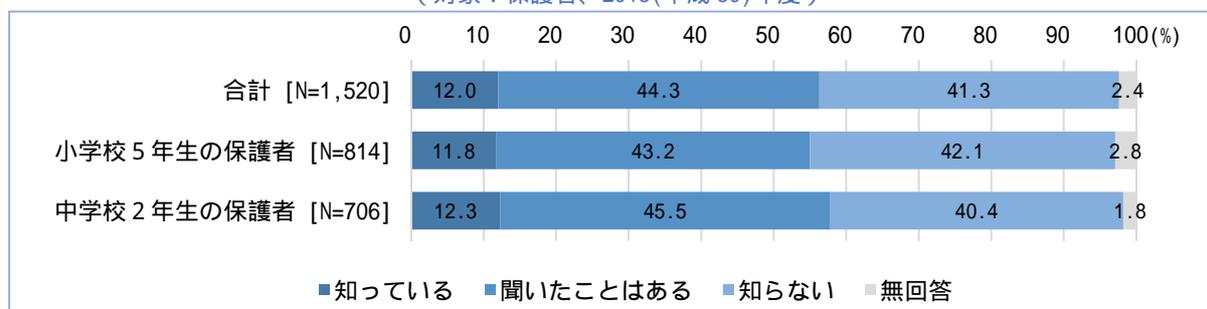
資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（各年）

「子どもの権利」の認知状況
 (対象：子ども、2010(平成 22)年度 - 2018(平成 30)年度)



資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（各年）

「射水市子ども条例」の認知状況
 (対象：保護者、2018(平成 30)年度)



資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（2018 年）

施策の方向 1 子どもの権利の啓発の推進

子どもの権利について、広く市民に理解してもらうための啓発活動の実施や学習機会の提供を行います。

また、育ち・学びの施設関係者、地域社会が、子どもの権利に関する理解を深めるよう啓発します。

< 目標値 >

目標項目	現状値（2018年度）	目標値（2024年度）
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	51.5%	80.0%

< 具体的な内容 >

（1）広報、啓発活動の実施

ア 子どもの権利についての啓発を行います。

イ 子ども自身が子どもの権利に対する理解を深めるように啓発します。

ウ 子どもの権利に関する講座を開催し、学習する機会を提供します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
広報、ホームページ、ケーブルテレビ等での啓発	「射水市子ども条例」について、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、子育てガイド等、各種媒体を利用し啓発する。	子育て支援課	拡充
講演会・出前講座の実施	「射水市子ども条例」について、市政出前講座、各種研修等の機会を捉え、啓発する。	子育て支援課	継続
子ども向け講座・体験活動を通じての啓発	射水市子ども条例を扱った道徳教材を開発するなど、子どもの権利について学校で学ぶ機会が充実するような取組を実施する。	学校教育課	継続
子どもの権利に関するアンケート調査の実施	教育委員会や小中学校等の協力を得て、小学校5年生及び中学校2年生に対して「射水市子ども条例」等に関するアンケート調査を実施する。	子育て支援課	継続

（2）育ち・学びの施設関係者等に対する学習の提供

育ち・学びの施設関係者、地域社会に対し、子どもの権利に関する啓発資料の配布等や学習機会を提供します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
リーフレットの配布	「射水市子ども条例」等のリーフレット、携帯カード等を市内保育園・幼稚園、小中学校、高校、公共施設等に配布・設置し、「射水市子ども条例」について啓発する。	子育て支援課	拡充
研修会の実施	「射水市子ども条例」について、各種会議の場等といった多様な機会を捉えて、研修会を実施する。	子育て支援課	拡充

基本目標 2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます

現状と課題 子どもの成長を支える環境づくり

核家族化、社会構造の変化などにより、親等が子育てに対する不安や悩みを抱えたまま解決できないことで、家庭での養育力の低下を招くことが懸念されています。2010(平成22)年度から毎年実施してきた子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「あなたを大切だと思っている人」は、全ての年度において「家族」の割合が第1位となっています。2018(平成30)年度に実施した保護者に対するアンケート調査の結果をみると、「一人の人間である子どもに対して心がけている対応」は、「子どもが自分自身の意思や考えに基づいて決断・行動したりする」が66.3%と最も多く、次いで「自分の意見を言う前に、子どもの考えを聞く」が43.4%となっています。家庭は、子どもが成長していくとともに、社会の基本を学ぶ場です。親等は、子育ての一番の責任者として、子どもの意見を聴くとともに、心に寄り添いながら、安らぎのある家庭を築いていくことが大切です。

また、育ち・学びの施設は、子どもが、学びや体験、友だちとのかかわりをとおして、成長していく場です。子どもが健やかに成長できるよう、養護と教育活動の充実を図っていく必要があります。

加えて、子どもにとって、地域社会とのかかわりは、広く社会性を身に付けるうえで大切です。2010(平成22)年度から毎年実施してきた子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「元気にさせるように地域みなさんに望むこと」の上位3項目は、全ての年度において「困っている子どもを見たら助けてほしい」や「悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい」、「祭りや地域づくりのための活動を一緒にしてほしい」となっており、地域社会も親身になって子どもに接することが求められます。

そして、子どもの成長を支えるために、親等、育ち・学びの施設関係者、地域社会が連携し、それぞれが愛情をもって子どもにかかわる必要があります。

あなたを大切だと思っている人

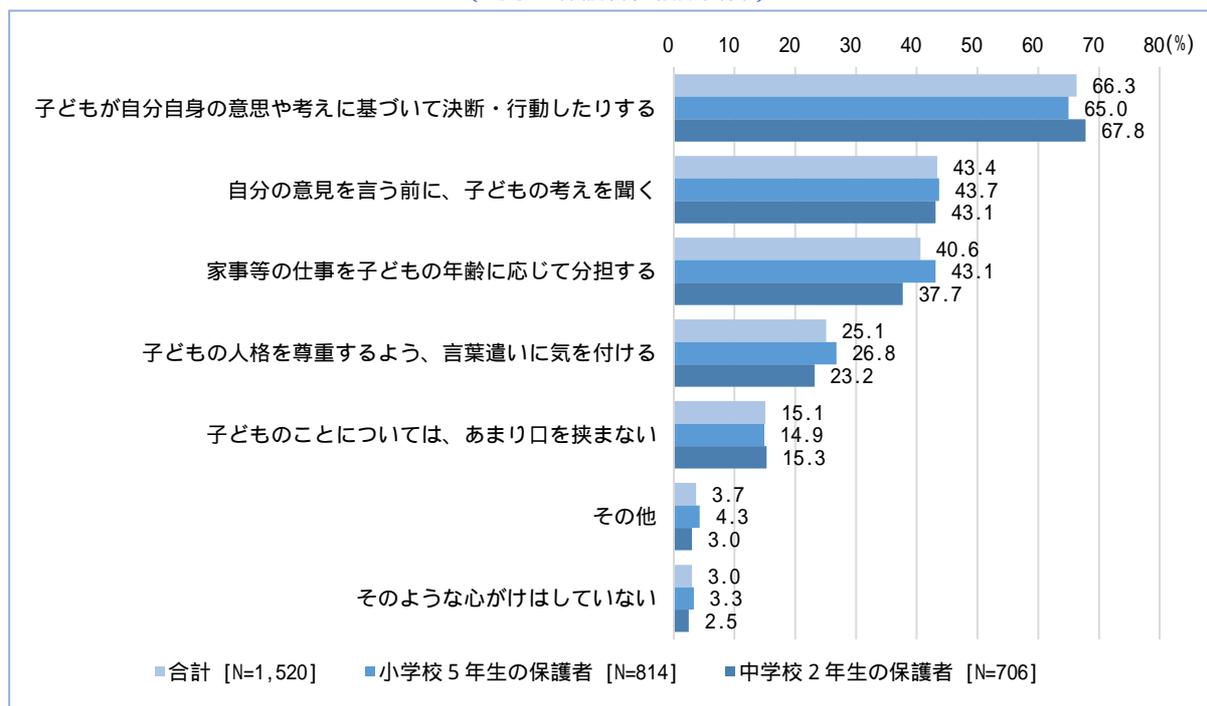
(対象：子ども、複数回答、2010(平成22)年度 - 2018(平成30)年度)

	2010年度 (N=1,780)	2011年度 (N=1,787)	2012年度 (N=1,896)	2013年度 (N=1,815)	2014年度 (N=1,795)	2015年度 (N=1,779)	2016年度 (N=1,757)	2017年度 (N=1,676)	2018年度 (N=1,677)
1位	家族 (91.2%)	家族 (93.4%)	家族 (92.5%)	家族 (91.8%)	家族 (92.9%)	家族 (91.7%)	家族 (93.1%)	家族 (94.5%)	家族 (92.5%)
2位	友だち (75.8%)	友だち (76.6%)	友だち (77.2%)	友だち (74.0%)	友だち (78.5%)	友だち (77.9%)	友だち (77.4%)	友だち (83.0%)	友だち (80.1%)
3位	先生 (42.3%)	先生 (43.9%)	先生 (45.6%)	先生 (39.9%)	先生 (44.6%)	先生 (45.2%)	先生 (43.1%)	先生 (55.2%)	先生 (44.8%)
4位	地域の人 (31.9%)	地域の人 (30.7%)	地域の人 (34.0%)	地域の人 (31.9%)	地域の人 (34.2%)	地域の人 (32.9%)	地域の人 (29.8%)	地域の人 (40.5%)	地域の人 (34.1%)
5位	いない (2.6%)	いない (1.6%)	いない (1.5%)	いない (2.5%)	いない (1.3%)	いない (1.3%)	いない (1.7%)	いない (1.8%)	いない (1.0%)

注) その他、無回答は表示していません。

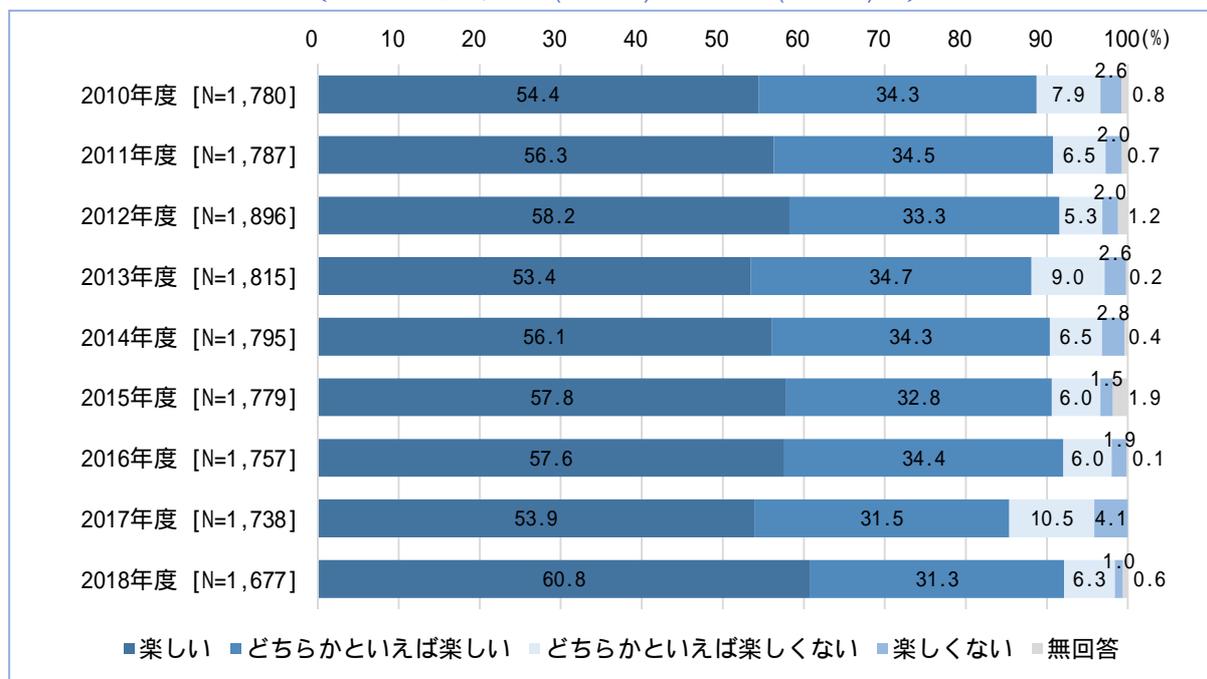
資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果(各年)

一人の人間である子どもに対して心がけている対応
(対象：保護者、複数回答)



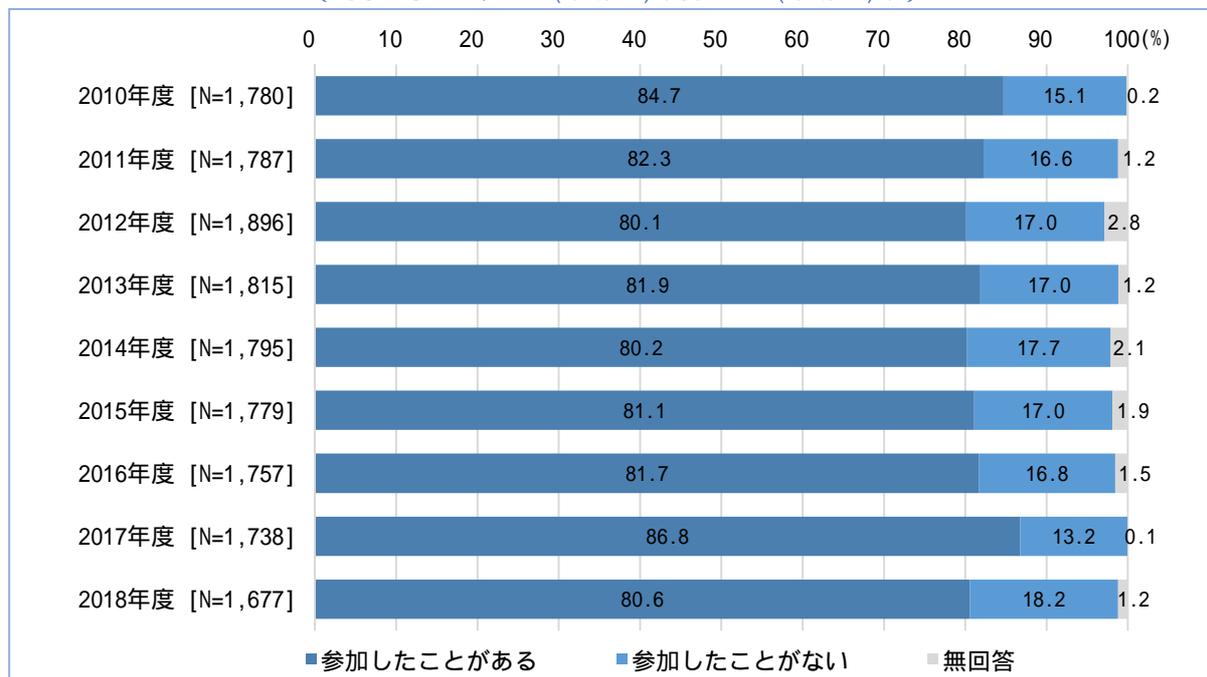
資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（2018年）

学校の楽しさ
(対象：子ども、2010(平成22)年度 - 2018(平成30)年)



資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（各年）等

地域行事への参加（直近1年間）
（対象：子ども、2010(平成22)年度 - 2018(平成30)年）



資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（各年）等

元気にらせるように地域のみなさんに望むこと
（対象：子ども、複数回答、2010(平成22)年度 - 2018(平成30)年）

	2010年度 (N=1,780)	2011年度 (N=1,787)	2012年度 (N=1,896)	2013年度 (N=1,815)	2014年度 (N=1,795)	2015年度 (N=1,779)	2016年度 (N=1,757)	2017年度 (N=1,676)	2018年度 (N=1,677)
1位	困っている子どもを見たら助けてほしい (36.8%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (37.8%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (38.1%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (37.4%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (34.7%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (37.7%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (37.1%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (40.4%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (36.6%)
2位	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (36.0%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (37.4%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (36.7%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (35.9%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (33.2%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (35.5%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (35.4%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (36.2%)	困っている子どもを見たら助けてほしい (33.9%)
3位	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (31.2%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (28.8%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (30.7%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (29.4%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (26.2%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (28.4%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (24.4%)	祭りや地域づくりのための活動と一緒にしてほしい (27.2%)	悪いことをしている子どもを見たら注意してほしい (28.9%)
4位	望むことはない (22.0%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (21.8%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (22.3%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (23.6%)	望むことはない (23.1%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (23.0%)	望むことはない (24.0%)	望むことはない (23.7%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (26.5%)
5位	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (20.1%)	望むことはない (19.7%)	望むことはない (20.4%)	望むことはない (21.7%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (20.8%)	望むことはない (18.7%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (17.7%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (16.3%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (19.6%)
6位	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (15.4%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (13.7%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (17.0%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (17.4%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (16.0%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (15.7%)	クラブ活動や部活の指導をしてほしい (15.7%)	一緒に遊んだり話をしたりして仲良くしてほしい (15.5%)	望むことはない (18.4%)

注) その他、無回答は表示していません。

資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（各年）

施策の方向1 家庭における子どもの養育支援の推進

子どもが、親等の愛情を受け止め、安心感をはぐくむとともに、人とのかかわり方、規則正しい生活習慣、社会のルールなどを身に付けるために家庭教育の充実を図ります。また、親等が、子育ての不安を解消し、安らぎのある家庭づくりに努めることができるよう支援します。

<目標値>

目標項目	現状値（2018年度）	目標値（2024年度）
家庭教育に関する学習会、相談会参加率	36.9%	50.0%

<具体的な内容>

（1）子どもの成長に応じた家庭教育の支援

ア 親等が子どもを健やかに育てるため、子どもの年齢に応じた学習機会の提供を行います。

イ 子どもが適切な生活習慣や社会規範を身に付けることができるよう、家庭での取組の推進、啓発を図ります。

主な取組	内容	担当課	方向性
育児教室	もうすぐパパママ教室や子どもの発達についての教室等、子どもの年齢等に応じた学習機会を提供する。	保健センター	継続
適切な生活習慣に関する啓発	各種健康診査等において、事後相談の必要な乳幼児に対して、相談等の場を提供する。	保健センター	継続
家庭教育に関する学習会・相談会の実施	子育て井戸端会議、いみず親学びスクール、親を学び伝える学習プログラム等、家庭教育に関する学習機会や相談機会を開設する。	生涯学習・スポーツ課	継続
親子ふれあい教室	母子保健推進員が、妊産婦、乳幼児等の家庭を訪問し、各種健康診査の受診や教室の参加勧奨、親子のふれあい教室を開催し、母子の健康を確保する。	保健センター	継続
あったか家族応援プロジェクト	あったか家族の愛ことば「家族いっしょに食事おしゃべり お手伝い」の普及啓発のため、あったか家族応援プロジェクトとして関係団体等と連携し、普及・啓発活動を実施する。	生涯学習・スポーツ課	新規

(2) 親等が交流できる機会の提供

親等が、子育てに対する不安を解消し、人と人とのつながりを深めるため、交流できる機会を提供します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
子育て支援センター	乳幼児と保護者が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て関連情報の提供等を行う。	子育て支援課	継続
つどいの広場	子育て中の親子が交流するための出会いの場、遊びの場を提供する。	子育て支援課	継続
保育園・幼稚園の開放	入園していない児童と保護者の交流の場の提供として園庭等を開放する。	子育て支援課	継続
保護者懇談会	子育てに関する相談等を保護者同士が共有できる場を提供する。	子育て支援課	継続
子育て自主サークル	乳幼児の保護者同士の仲間づくりを行い、地域の子育て交流を推進する。	子育て支援課	継続

(3) 特に援助を必要とする家庭への支援

ひとり親や障害のある子どもをもつ家庭が、安心して子どもを育てることができるよう支援を行います。

主な取組	内 容	担当課	方向性
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成を図るため、手当を支給する。今後、支払回数について見直しを予定。	子育て支援課	拡充
要保護・準要保護児童・生徒就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等を援助する。	学校教育課	継続
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童とその父、母又は養育者の医療費を助成する。	子育て支援課	継続
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父若しくは母又は父母にかわってその児童を養育する人に手当を支給する。	子育て支援課	継続
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体の重度の障害において、常時特別の介護を必要とする児童に手当を支給する。	社会福祉課	継続

施策の方向2 育ち・学びの施設における子どもの成長を支える環境づくりの推進

子どもが豊かな人格をはぐくむために、一人ひとりの個性に応じたきめ細かな養護と教育に取り組むとともに、学校生活に円滑に適應できるように保育園・幼稚園、小学校、中学校等との連携を図ります。また、子どもが、自ら課題を見付け、主体的に取り組む活動を支援します。

<目標値>

目標項目	現状値（2018年度）	目標値（2024年度）
学校が楽しい、どちらかという楽しい子どもの割合	92.1%	95.0%

<具体的な内容>

（1）子どもの心の養護と教育の充実、いじめの防止

豊かな人格と他人を思いやる心を身に付けるための養護と教育を進めるとともに、いじめの防止に取り組みます。

主な取組	内容	担当課	方向性
保育	豊かな人間性をもった子どもを育てることを目的として、保護者が仕事や病気等で子どもを保育できない場合、保護者に代わって保育を実施する。	子育て支援課	継続
幼児教育	年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を促すための教育を実施する。	子育て支援課	継続
道徳教育	「射水市子ども条例」を扱った道徳教材を開発するなど、子どもの権利について学校で学ぶ機会が充実するような取組を実施する。	学校教育課	継続
いのちとふれあう学習	日頃の学校生活や様々な機会を活用し、望ましい生活習慣や最後までやり抜く強い意志を身に付ける。また、人とふれあい、自然や動植物とふれあうことでいのちを大切にすることを育てる。	学校教育課	継続
ボランティア活動	社会に学ぶ「14歳の挑戦」において、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組み、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生きる力を身に付ける。	学校教育課	継続
読書活動	学校図書館の充実を図るため、小中学校において図書を購入するとともに、全小中学校に学校司書を配置する。	学校教育課	継続
異年齢での交流活動	子育て支援センター等において、異年齢の子ども達が関わりあう遊びの場の機会を設けるなど、ふれあいの場を提供する。	子育て支援課	継続
子育て支援ネットワーク活動	子育て支援センター等において、地域の子育て関連情報を提供することで、地域の子育て家庭に対する育児を支援する。	子育て支援課	継続
園児とのふれあい活動	市内の小中学校区ごとに、保育園・幼稚園等と小学校との交流活動を実施する。	学校教育課	継続
射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会	児童・生徒の自己肯定感等を醸成するため、各中学校区での取組事例の共有化を図るとともに、児童・生徒が地域の子ども支援フォーラムに参加し、日々の取組について啓発する。	学校教育課	新規

(2) 子どもの主体的な学習や活動に対する支援

子どもが主体的に取り組むための活動を支援します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
総合的な学習	地域の自然、産業、歴史を学ぶとともに、「見る」「聞く」「体験する」ことをとおして、ふるさとの魅力や課題を学べるよう、総合的な学習を支援する。	学校教育課	継続
児童会・生徒会活動	児童・生徒の自主性や創意工夫を生かしながら実施・運営するため、児童会・生徒会活動を支援する。	学校教育課	継続

(3) 特に支援を必要とする子どもへの養護と教育の支援

特に支援を必要とする子どもへの養護と教育の支援に取り組みます。

主な取組	内 容	担当課	方向性
適応指導教室	不登校児童・生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を援助支援する教室を設置する。	学校教育課	継続
障がい児保育	障がいのある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもについて、保育園等における保育を実施する。	子育て支援課	継続
特別支援教育	学習サポーターを効果的に配置するとともに、実態に応じた特別支援学級の開（閉）級と通級指導教室を開設する。	学校教育課	継続

施策の方向3 地域における子どもの成長を支える環境づくりの推進

地域の絆を深め、子どもが社会参加できる機会の確保に努めるとともに、社会全体で子どもをはぐくむ取組を支援します。また、子どもが、安心して遊び、様々な体験ができる場所の提供の充実を図ります。加えて、安心して子育てできるよう、働き方の配慮に努めます。

< 目標値 >

目標項目	現状値（2018年度）	目標値（2024年度）
地域の行事に参加したことがない子どもの割合	18.2%	10.0%
一般事業主行動計画策定企業数の割合	80.0%	85.0%

< 具体的な内容 >

（1）地域の人材を活用した子どもの活動の支援

地域で子どもをはぐくむために、地域の人材を活用した子どもの活動を進めるよう支援します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
児童クラブ	各地域や小学校等と連携し、地域等に根ざした児童クラブ活動をとおして、児童の健全育成につながる事業の実施を支援する。	子育て支援課	継続
母親クラブ	児童クラブ等と連携するとともに、親子のふれあい体験活動等をとおして、児童の健全育成につながる事業の実施を支援する。	子育て支援課	継続
P T A	地域社会全体が教育機能としての役割を果たすとともに、地域社会全体で子どもを育てる事業等の実施を支援する。	学校教育課	継続
ボーイスカウト・ガールスカウト	青少年が自発活動を通じ、ボランティア精神を育成することや社会に役立つ技能を習得する等といった、社会教育事業の実施を支援する。	生涯学習・スポーツ課	継続
子育て支援隊	子育てに関する豊富な知識や子どもの創造性を育むことにつながる趣味、特技を持つ個人、団体等の保育園、幼稚園、小学校等子育てに関する施設における活動を支援する。	子育て支援課	継続
世代交流活動	子どもと子育て中の親、地域の人たちが、子育てや生活の知恵、文化の継承等をとおして、地域コミュニティを構築するための交流活動を、一層、推進する取組を支援する。	生涯学習・スポーツ課	拡充

(2) 子どもの居場所や活動の充実

地域の子どもの居場所づくりとして、学びや体験活動、文化・芸術、スポーツ活動を充実します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
放課後子ども教室	放課後の居場所づくりとして、全ての小学生に対し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ等、様々な体験・交流活動の機会を提供する。	生涯学習・スポーツ課	継続
放課後児童クラブ	保護者が就労等により、昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保するなど、児童の健全育成を図る。	生涯学習・スポーツ課	継続
児童館	運動、工作、音楽等の遊びをとおして、子どもの健康を増進し、豊かな情操を育むための事業を実施する。	子育て支援課	継続
図書館	市内図書館4館との連携を図り、子供会・読書会、季節や話題に応じた企画展示を開催するなど、図書館活動を推進する。	生涯学習・スポーツ課	継続
絵本館	絵本ライブラリーや絵本に関する企画展の充実など、施設の特徴を生かした活動を推進するとともに、地域のまちづくりや活性化を図る。	地域振興・文化課	継続
スポーツ教室	市民が主体的にスポーツ活動に親しむことができるよう、イベントやスポーツ教室等への参加機会の充実を図る。	生涯学習・スポーツ課	継続
博物館	収蔵する資料等の文化財の展示紹介をとおして、子どもから大人まで広く市民の文化財保護意識等を高める。	生涯学習・スポーツ課	継続
匠の里	陶芸作品の制作、展示など、施設の特徴を生かした活動を推進するとともに、地域のまちづくりや活性化を図る。	地域振興・文化課	継続
土曜学習推進事業	学校、家庭、地域が連携して豊かで有意義な土曜日の教育環境を構築する。	生涯学習・スポーツ課	新規
ひとり親家庭の児童への学習支援	ひとり親家庭の児童に対し、コミュニティセンター等において、教員OB等の学習支援ボランティアが塾形式で学習支援を実施するとともに、児童の良き理解者として進学相談等を実施する。	子育て支援課	新規
子ども食堂への支援	貧困家庭やひとり親家庭の子どもを対象に食事と居場所を提供するとともに、見守り、必要に応じて支援機関につなぐことを目的に、子ども食堂を実施する団体に対して、立ち上げ補助金を交付する(1団体1回限り。)	子育て支援課	新規

(3) 安心して子育てができるための事業者への啓発

子育て中の従業員が安心して子育てできるよう、一般事業主行動計画の策定など事業者へ啓発します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
広報やホームページ等での、職場環境づくりの啓発	ホームページ等を活用し、育児休業制度等の実施状況や利用状況を示した企業状況調査を公表しながら、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを啓発する。	商工企業立地課	継続
一般事業主行動計画策定の啓発	「一般事業主行動計画」の届出状況について公表することにより計画の策定を促進し、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する。	商工企業立地課	継続

基本目標3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます

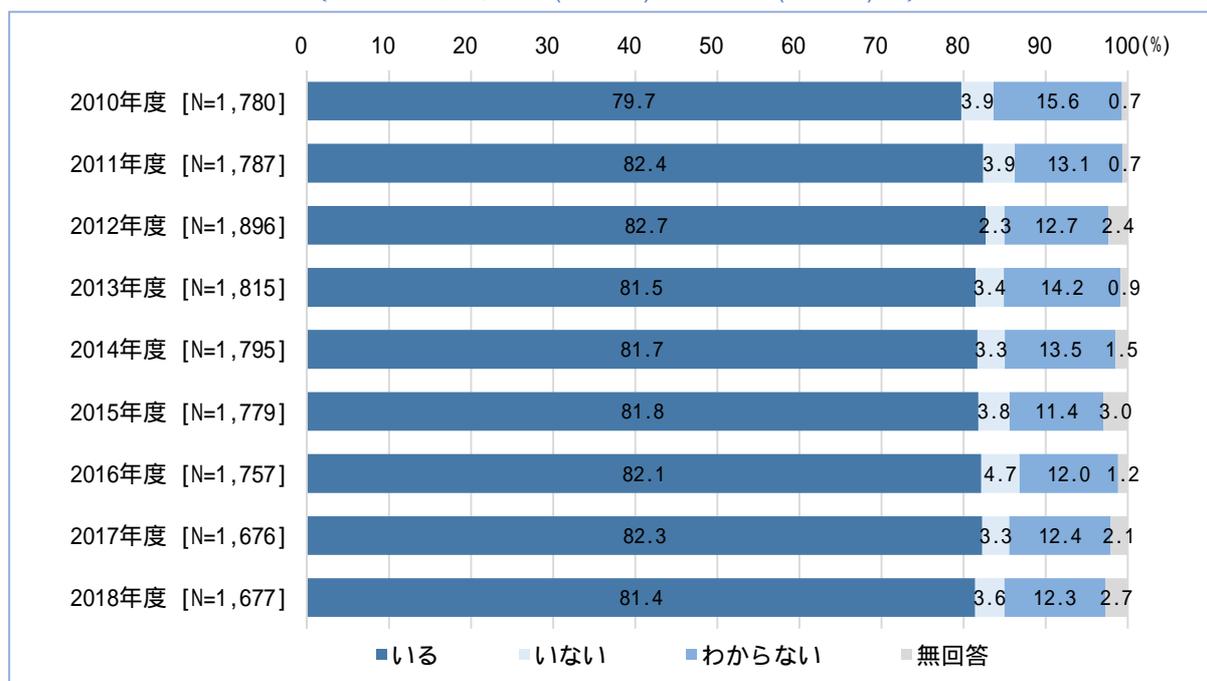
現状と課題 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制づくり

2010(平成22)年度から毎年実施してきた子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「不安や悩みがあるときに相談できる人」は全ての年度で8割程度となっており、「相談相手」は全ての年度において「家族」が第1位となっています。

子どもが不安や悩みがあるときに、安心して気軽に相談できる体制づくりが求められており、親等、育ち・学びの施設関係者、地域社会にとっても、子どもに関することについて気軽に相談できるように努めていくことが重要です。

また、児童虐待等といった子どもの権利の侵害は、子どもの成長に大きな影を落とします。児童虐待への対応については、これまでも、制度改正や関係機関の体制強化等が図られてきましたが、相談対応件数等は依然として改善されていません。今後一層、子どもの気になる症状等を見逃さずに適切な対応がとれるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

不安や悩みがあるときに相談できる人
(対象：子ども、2010(平成22)年度 - 2018(平成30)年)



資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果（各年）

相談相手

(対象：相談できる人がいると答えた子ども、複数回答、2010(平成22)年度 - 2018(平成30)年)

	2010年度 (N=1,419)	2011年度 (N=1,472)	2012年度 (N=1,568)	2013年度 (N=1,479)	2014年度 (N=1,466)	2015年度 (N=1,455)	2016年度 (N=1,443)	2017年度 (N=1,379)	2018年度 (N=1,365)
1位	家族 (84.9%)	家族 (86.1%)	家族 (86.9%)	家族 (86.7%)	家族 (87.8%)	家族 (87.6%)	家族 (84.5%)	家族 (88.6%)	家族 (87.4%)
2位	友だち (79.4%)	友だち (77.5%)	友だち (79.3%)	友だち (77.6%)	友だち (79.1%)	友だち (80.6%)	友だち (80.5%)	友だち (77.4%)	友だち (82.6%)
3位	学校の先生 (39.6%)	学校の先生 (38.1%)	学校の先生 (39.5%)	学校の先生 (40.9%)	学校の先生 (40.0%)	学校の先生 (41.2%)	学校の先生 (42.2%)	学校の先生 (46.2%)	学校の先生 (45.4%)
4位	学校に来られる 相談員 (5.6%)	地域の人 (4.6%)	地域の人 (5.8%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (5.7%)	地域の人 (6.8%)	地域の人 (6.0%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (6.8%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (9.2%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (8.0%)
5位	地域の人 (4.1%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (3.9%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (5.3%)	地域の人 (5.3%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (5.2%)	学校の相談員 (スクールカ ウンセラー) (5.3%)	地域の人 (5.4%)	地域の人 (7.3%)	地域の人 (6.7%)
6位	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (3.0%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (1.8%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (3.1%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (2.6%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (3.2%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (3.1%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (2.9%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (3.3%)	学校以外の子 どものための 相談窓口の人 (2.6%)

注) その他、無回答は表示していません。

資料：射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査結果(各年)

施策の方向1 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制の充実

様々な問題を抱える子どもが安心して相談できる体制を整備し、子どもの権利の侵害を受けた子どもが元気を取り戻すことができるよう支援します。また、親等や育ち・学びの施設関係者等に対する相談も実施し、適切に子どもとかがかわれるよう支援します。

<目標値>

目標項目	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
不安や悩みがあるときに相談できる人がいる割合	81.4%	90.0%

<具体的な内容>

(1) 安心して相談できる体制の整備

子ども、親等、育ち・学びの施設関係者等が安心して相談できる体制の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課	方向性
子どもの悩み総合相談室	子どもに関する悩みの相談窓口となり、必要に応じて専門機関を紹介するなど、問題解決に向けての取組を実施する。	子育て支援課	継続
家庭児童相談	児童相談所、民生委員児童委員、学校等の関係機関と連携し、巡回訪問、相談を行う等、相談・指導及び在宅支援体制を整備する。今後、体制のさらなる充実に向け検討する。	子育て支援課	拡充
母子・父子相談	離婚前相談や生活相談など、母子及び父子の相談に応じ、必要とされる援助や支援を実施する。	子育て支援課	継続

教育相談室	不登校、いじめ、学習、しつけ等の子どもに関する様々な悩みについて、専門カウンセラーが面談や電話での相談に対応する。	学校教育課	継続
スクールカウンセラー	様々な悩みを抱える児童生徒等の不安の解消や問題の解決のため、相談体制の充実を図る。	学校教育課	継続
こころの相談	心の不調を一人で抱え込まず、早めの相談、受診につながるよう、専門相談員による相談会を実施する。	保健センター	継続
スクールソーシャルワーカー	様々な悩みを抱える児童・生徒等の不安の解消や問題の解決のため、相談体制の充実を図る。	学校教育課	継続
子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」	子どもの居場所の提供、子どもの悩み相談の実施等、子どもの権利に関する施策を推進する。	子育て支援課	継続
母子総合相談室	妊娠、出産、子育て期にわたり、保健師や助産師が切れ目のない相談や支援を実施する。	保健センター	新規
子ども発達相談室	乳幼児健診等において発達の遅れや偏りがある乳幼児に対して相談会や教室を実施するとともに、「子ども発達相談室」において、子どもの発達障がいに関する相談に対応する。	保健センター	新規
幼児ことばの教室	言語聴覚士の指導のもと、ことばの発達や様々な発達課題をもった子どもの相談や支援を実施する。	保健センター	新規
産後ケア事業	家族から援助が受けられず、体調不良や育児不安のある産婦に対して、産後の身体と心のケア、乳房の手当、育児相談や情報提供を実施する。	保健センター	新規
妊婦訪問、産婦・新生児訪問	保健師や助産師が、妊産婦・新生児のいる家庭を訪問し、妊娠期や子育て期の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を実施する。	保健センター	新規

(2) 児童虐待に対する相談と救済の推進

ア 児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。

イ 児童虐待に関する相談、通告への対応や、要保護児童の情報収集等を実施し、児童虐待を受けた子どもの権利の回復に努めます。

主な取組	内容	担当課	方向性
広報、ホームページ、ケーブルテレビ等での啓発【再掲】	「射水市子ども条例」について、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、子育てガイド等、各種媒体を利用し啓発する。	子育て支援課	拡充
家庭児童相談【再掲】	児童相談所、民生委員児童委員、学校等の関係機関と連携し、巡回訪問、相談を行う等、相談・指導及び在宅支援体制を整備する。今後、体制のさらなる充実に向け検討する。	子育て支援課	拡充
要保護児童対策協議会	保育園、幼稚園、小中学校、高校等、子どもに関わる施設、児童相談所、警察、地域等が連携し、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るための必要な情報を共有し、要保護児童及びその保護者を支援する。	子育て支援課	拡充
養育支援訪問事業	保健師が家庭児童相談員や児童相談所等の関係機関と連携の上訪問し、在宅支援体制を整備するとともに、複雑かつ緊急性の高いケースの増加により、今後、児童虐待防止体制の整備について、さらなる充実を図る。	保健センター	拡充
こんにちは赤ちゃん事業	母子保健推進員が、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を実施する。	保健センター	継続

(3) 相談機関同士のネットワークづくり

相談機関同士が情報交換するなど、連携体制の強化に取り組み、早期の解決を図ります。

主な取組	内 容	担当課	方向性
相談機関一覧等の作成	子育てガイドや「射水市子ども条例」等のリーフレット、相談機関に関する携帯カード等を市内保育園・幼稚園、小中学校等公共施設に配布・設置し、「射水市子ども条例」等について啓発する。	子育て支援課	拡充
要保護児童対策協議会【再掲】	保育園、幼稚園、小中学校、高校等、子どもに関わる施設、児童相談所、警察、地域等が連携し、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るための必要な情報を共有し、要保護児童及びその保護者を支援する。	子育て支援課	拡充

(4) 子どもが安心できる居場所の提供

様々な理由で傷ついた子どもが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、子どもの元気を回復するよう支援します。

主な取組	内 容	担当課	方向性
子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」【再掲】	子どもの居場所の提供、子どもの悩み相談の実施等、子どもの権利に関する施策を推進する。	子育て支援課	継続

第 6 章 計画の推進体制

第 2 次計画は、本市の子どもに関する施策全般にわたるため、計画の推進に当たっては、引き続き、福祉、教育、保健などの各課や関係機関と連携しながら進めていきます。

また、射水市子ども施策推進委員会等において、施策の評価、点検を行います。あわせて、定期的に子ども等に対してアンケート調査等を実施していきます。

なお、計画期間は、6 年間ですが、社会情勢の変化等を捉え、よりよい施策の在り方について適宜、調査、研究等を行っていきます。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、人間として生きるために大切な子どもの権利並びにそれにかかわる市、親等、育ち・学びの施設関係者及び地域社会の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、子どもの幸せと健やかな成長を図る社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者
- (2) 親等 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者
- (3) 育ち・学びの施設関係者 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもを養育し、又は教育するための施設の設置者、管理者及び職員
- (4) 地域社会 地域に属する住民、諸団体及び事業者

(人間として生きるために大切な子どもの権利)

第3条 一人の人間として生きるために、とりわけ大切にしなければならない子どもの権利は、次のとおりとする。

- (1) いのちと健康が守られること。
- (2) 差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく安心して生きること。
- (3) 有害な環境から守られ、必要な保護又は支援を受けられること。
- (4) 個性が認められること、プライバシーが不当に干渉されないこと、余暇をもつこと等人格が尊重されて、はぐくまれること。
- (5) 適切な生活習慣を身に付けること、遊ぶこと、学ぶこと、文化芸術及びスポーツに親しむことにより、自分の人格と能力を最大限まで発達させること。
- (6) 自分の権利に影響を及ぼす事柄について意見を述べること。この場合において、子どもの意見は、子どもの年齢や成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわしい配慮がなされ、尊重されなければならない。
- (7) 自分の感じたことを素直に表現すること、及び仲間をつくり集うこと。ただし、子どもが社会規範を守り、他人の権利を尊重するよう配慮がなされなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、子どもの幸せと健やかな成長を図るための施策の推進に努めなければならない。

2 市は、子どもの権利に関する市民の理解を深めるため、その啓発に努めなければならない。

(親等の責務)

第5条 親等は、子育てに第一の責務があることを自覚して子どもの養育に努めなければならない。

2 親等は、子どもの豊かな人格を形成するため、安らぎのある家庭を築くよう努めなければならない。

3 親等は、子どもに対して、虐待や体罰その他不適切な養育を行ってはならない。

(育ち・学びの施設関係者の責務)

第6条 育ち・学びの施設関係者は、子どもの幸せと健やかな成長を図るための物的環境、人的環境等の整備に努めなければならない。

2 育ち・学びの施設関係者は、子どもが安全な環境で、安心して活動できるように、災害発生の防止に努めなければならない。

3 育ち・学びの施設関係者は、いじめの防止に努め、体罰を行ってはならない。

(地域社会の責務)

第7条 地域社会は、地域が子どもにとって、安全で安心して心豊かに過ごせる場となるように努めるものとする。

2 地域社会は、子どもが地域の一員として、社会参加できる機会の確保に努めるものとする。

3 事業者は、雇用する市民が安心して子どもを養育できるよう努めるものとする。

(連携)

第8条 市、親等、育ち・学びの施設関係者及び地域社会は、それぞれの責務を遂行するに当たり、子どもの幸せと健やかな成長を図るために、互いの連携に努めるものとする。

(相談及び救済)

第9条 市は、子ども、親等及び市民からの子どもの権利の侵害に関する相談に応じるため、相談窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受け、子どもの権利の侵害のおそれがある場合には、関係機関及び関係団体と連携をとり、救済に努めなければならない。

(推進計画)

第10条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、射水市子どもに関する施策推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画を策定するに当たっては、第11条第1項に規定する射水市子ども施策推進委員会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

する。

(推進委員会)

第11条 子どもに関する施策の充実を図るため、射水市子ども施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、前条第2項に定めるもののほか、子どもに関する施策の推進のために必要な事項について調査及び審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市子ども条例(平成19年射水市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進計画)

第2条 条例第10条に規定する射水市子どもに関する施策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき子どもに関する施策の大綱
- (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(推進委員会の組織及び委員の任期)

第3条 条例第11条に規定する射水市子ども施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子どもに関する施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(推進委員会の会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第5条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 推進委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初の委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

第2次射水市子どもに関する施策推進計画

(案)

2019年3月

射水市 福祉保健部 子育て支援課

射水市いのち支える自殺対策推進計画（案）について

- 1 射水市いのち支える自殺対策推進計画（素案）に対する意見募集結果について
 - （1）実施期間及び周知方法
平成30年12月25日（火）から平成31年1月24日（木）まで
市報及びホームページに実施方法を掲載
 - （2）寄せられた意見
意見等の提出者数 2名
意見等の件数 8件
 - （3）意見等の概要及び意見に対する市の考え方等
別紙のとおり
- 2 射水市いのち支える自殺対策推進計画概要版（案） 別添1
- 3 射水市いのち支える自殺対策推進計画（案） 別添2

意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等

別紙

	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正の有無
1	第1章 計画の位置 づけの図の 表記等につ いて (P2, 3)	自殺対策基本法及び自 殺総合対策大綱は制定及 び閣議決定年月日を明示 してください。 働き方改革実行計画も 関連するので追加してく ださい。	制定年月日等につい て明記します。 働き方改革実行計画 の内容を踏まえて自殺 対策を推進してまいり ます。	有
2	第2章 射水市の自 殺の現状 (P8)	自殺死亡率の数値が、県 の計画と差異があり、整合 性を持たせてください。	自殺死亡率は、利用 する統計により数値に 差異があります。本市 では、「厚生労働省人口 動態統計」、「警察庁自 殺統計」ならびに「自 殺総合対策センター地 域自殺実態プロファイ ル」を使用し分析して います。	無
3	第4章 地域におけ るネットワ ークの強化 (P19)	自殺防止のためには、市 長を筆頭に様々な各部署、 NPO法人等は連携し、生 きることの阻害要因の削 減、生きることの促進要因 への支援を心をひとつに して推進しなければなら ないと考えます。	庁内の関係各課で構 成する「庁内連絡会議」 や関係機関、関係団体 の代表で構成する「自 殺対策推進協議会」等 において、連携強化を 図りながら推進してい きます。	無

4	第4章 自殺対策を支える人材の育成 (P22)	目標値としてゲートキーパー養成講座受講者数を上げていますが、どのような姿になるかという結果の評価を示すことが重要と考えます。	ゲートキーパー養成講座受講者の増加は、身近なところで自殺の危険のサインに気づき、必要な支援につなげることができる人が増加するということがあります。自殺防止の一助となると考えます。	無
5	第4章 健康づくりに関するボランティアの取り組み事例 (P23)	健康づくりに関するボランティアの取り組み事例に加え、働き方改革に基づいた取り組み事例を紹介してください。	自殺対策推進協議会において、市内関係団体や事業所で行っている働き方改革における事例紹介を行い、情報共有していきます。(項目追加P40)	有
6	第4章 こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発 (P24)	従来からの普及啓発活動に加え、うつ病等の精神疾患に関する知識や相談窓口の周知も重要なことで、加えて誰もが当事者になりうることや周囲で気づき適切に対応、相談するよう普及啓発することも重要です。	市や医療機関及び関係団体等が連携し、様々な機会をとらえて、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づけるよう、市民の方々に普及啓発を図ります。	無
7	第4章 遺された人への支援 (P29)	自死遺族の集いのような相談窓口を設置することは重要です。	自死遺族の会なども含めた各種相談先の情報の周知に努めるものとしています。	無

8	<p>第5章 子ども・若 者対策 (P 3 1 ~ 3 8)</p>	<p>20歳未満の自殺がゼロだったが、相談に来ている子ども若者の中には生きづらいつ感じたり、死ぬことだけを毎日考えていたり、市内に予想以上に存在しています。</p> <p>また、第5章では、孤立する子ども若者への寄り添う施策が求められていますが、ひきこもり相談は市役所窓口にはゼロに近いが民間窓口には毎日相談が寄せられており、こういう分野こそ官民連携による体制が必要だと考えます。</p>	<p>自殺対策を推進するためには、関係機関との連携は大変重要だと考えており、P31中段に「また、相談・支援先となる関係機関と連携し、支援体制を強化します。」を加えます。</p>	有
---	--	--	--	---

第1章 計画の概要

(1) 趣旨

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識のもと、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要である。

(2) 位置付け

自殺対策基本法に基づく市町村計画

(3) 目標値及び計画期間

自殺死亡率()を2026年までに平成24~28年平均値と比べて30%以上減少させる。()人口10万人当たりの自殺による死亡者

目標を達成するために、取組ごとに評価指標(目標)を設定し、進捗管理を行う。(目標が達成された場合は、目標の見直しを検討)

目 標	現状値 平成24~28年の平均値 (2012~2016年)	目標値 平成38年 (2026年)
自殺死亡率(人口10万人対)	18.2	12.7 以下
自殺者数(人)(参考)	16.6 人	11人 以下

第2章 計画の基本的な考え方

基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現

- 1 生きることの包括的な支援として取組を推進する
社会全体の自殺リスクを低下させる 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
様々な分野の生きる支援との連携を強化する
- 3 支援対策を効果的に運動させる
対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を運動させる
「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の前」の段階ごとの効果的な施策を講じる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
市民への普及・啓発を推進する 自殺対策を支える人材の育成を推進する
- 5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
県・市(地域の状況に応じた施策を策定・実施)、団体・企業(積極的に自殺対策に参画)、市民(主体的に自殺対策に取り組む)

第4章 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- ・精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を推進する。
- ・国、県及び市、民間団体、企業、市民など様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携を図る。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- ・様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を推進する。
- ・ゲートキーパーの役割を担う人の増加を図る。

基本施策3 住民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・こころの健康づくりや生きる支援についてリーフレットなどにより普及啓発を図る。
- ・イベントなどの開催や各種メディアを活用した啓発活動を推進する。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- ・孤立のリスクを抱える恐れのある人を対象とした居場所づくりや家族の負担軽減のための支援体制の充実を図る。
- ・相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な人に適切な相談場所につなぐことができるよう情報発信を行う。

第3章 射水市の現状と課題

自殺死亡率年次推移

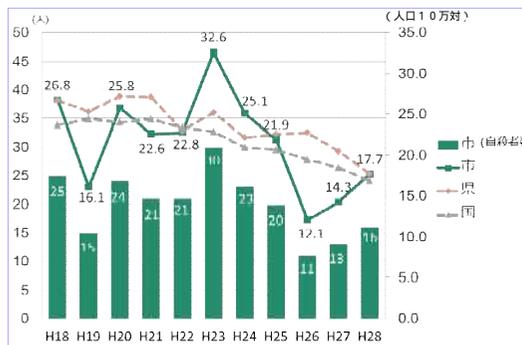
平成18年から28年までの本市の各年の自殺者の人数は、20人前後となっています。自殺者数・自殺死亡率ともにはばつきがある。県、国ともに減少傾向にある。

自殺死亡率(人口10万対)

平成24年から28年までの本市の自殺死亡率は、県、国より低い状況である。

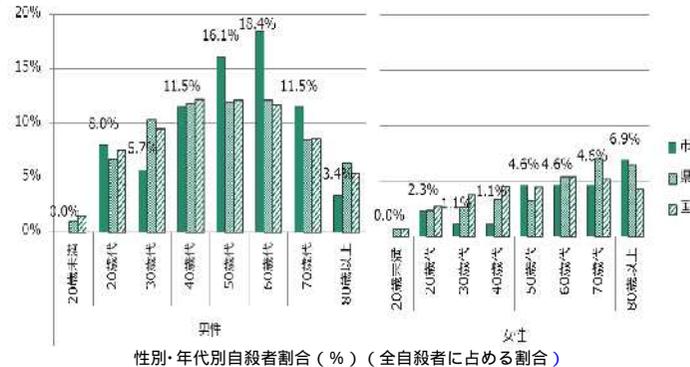
市	県	国
18.2	21.2	19.3

(H24~28年平均)



性別・年代別自殺者割合

自殺者割合では、男性は60歳代、50歳代、70歳代の順で高く、いずれも県、国より高い状況である。女性は80歳以上が最も高く、80歳以上と50歳代が県、国より高い状況にある。自殺者全体の年代別では、60歳以上が49.4%と約半数を占めている。男女比では男性が女性の約3倍で、県、国と比べ、男性の割合が高い状況である。同居の有無では、約8割が同居者が有である。



第5章 重点施策

重点施策1 子ども・若者対策

- (1) 子ども・若者向けの相談支援の推進
子ども・若者に対する相談支援及び地域の関係者を含めた相談先情報の周知
- (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進
いのちや暮らしの危機に直面したときの具体的な助けの求め方等の推進
- (3) 児童生徒の健全育成に資する取組の推進
専門家の配置等による相談体制の充実及び安心して過ごすことのできる居場所の提供
- (4) 保護者等への支援体制の強化
相談体制の整備及び負担軽減のための各種支援の提供

重点施策2 勤務問題対策

- (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化
相談体制の強化とつづやこころなどの健康問題に関する相談先の周知の推進
- (2) 健康経営に資する取組の推進
ワークライフバランスの推進やストレスチェックの実施等メンタルヘルス向上への取組の推進

重点施策3 生活困窮者対策

- (1) 生活困窮者に対する「生きることの包括支援」の強化
生活困窮者への各種の取組と自殺対策の連携の推進及び包括的な支援の強化
- (2) 早期に支援へつなぐための取組の推進
様々な機会を通じて、問題が深刻化する前に早期に適切な支援へつなぐための取組の推進

重点施策4 高齢者対策

- (1) 包括的支援の連携推進
地域包括ケアシステム等の施策との連携
- (2) 地域における要介護者等に対する支援
介護者の負担軽減のための支援体制の整備
- (3) 高齢者の健康不安に対する支援
疾病・認知症等の予防や早期発見に対する取組の推進
- (4) 社会参加の推進と孤立化・孤独化の防止
社会参加の場の提供及び地域ぐるみの取組の推進
- (5) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援
様々な生活不安に対する各種支援の提供と体制整備

第6章 自殺対策の推進体制等

関係機関や庁内関係課との連携により自殺対策を推進し、射水市自殺対策推進協議会において計画の進捗管理を行う。

射水市いのち支える自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現を目指して～

(平成31年度～38年度(2019年度～2026年度))

(案)

平成31年3月

射 水 市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の目標値及び計画期間	3
4 計画の評価	3
第2章 計画の基本的考え方	4
1 基本理念	4
2 自殺対策の基本方針	4
第3章 射水市の現状と課題	7
1 自殺者数・自殺死亡率の年次推移	7
2 射水市の自殺の現状（平成24年～平成28年の5年間の分析）.....	8
3 射水市のその他の現状	12
4 射水市の課題	17
第4章 基本施策	19
1 地域におけるネットワークの強化	19
2 自殺対策を支える人材の育成	21
3 住民一人ひとりの気づきと見守りを促す	24
4 生きることの促進要因への支援	26
第5章 重点施策	31
1 子ども・若者対策	31
2 勤務問題対策	39
3 生活困窮者対策	42
4 高齢者対策	45

第6章 自殺対策の推進体制等	53
1 自殺対策の対策	53
2 計画の公表と周知	53
資料編	54
1 計画策定の経緯	54
2 射水市自殺対策推進協議会委員名簿	55
3 射水市自殺対策推進協議会設置要綱	56

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年(1998年)以降、毎年3万人を超え、自殺死亡率は主要先進7か国でもっとも高い水準にあります。国においては、平成18年(2006年)に「自殺対策基本法」が施行され、平成24年(2012年)には「自殺総合対策大綱」の見直しにおいて『誰も自殺に追い込まれることのない社会』の実現を目指すことが明示されるなど、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」と認識されるようになりました。国を挙げての自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の年次推移は減少傾向にあるものの、いまだ毎年2万人を超える状況にあります。

そこで、平成28年(2016年)には、「自殺対策基本法」が改正され、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。

本市では、市民一人ひとりのかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすための様々な実践的な取組をいっそう推進するため「射水市いのち支える自殺対策推進計画」を策定しました。

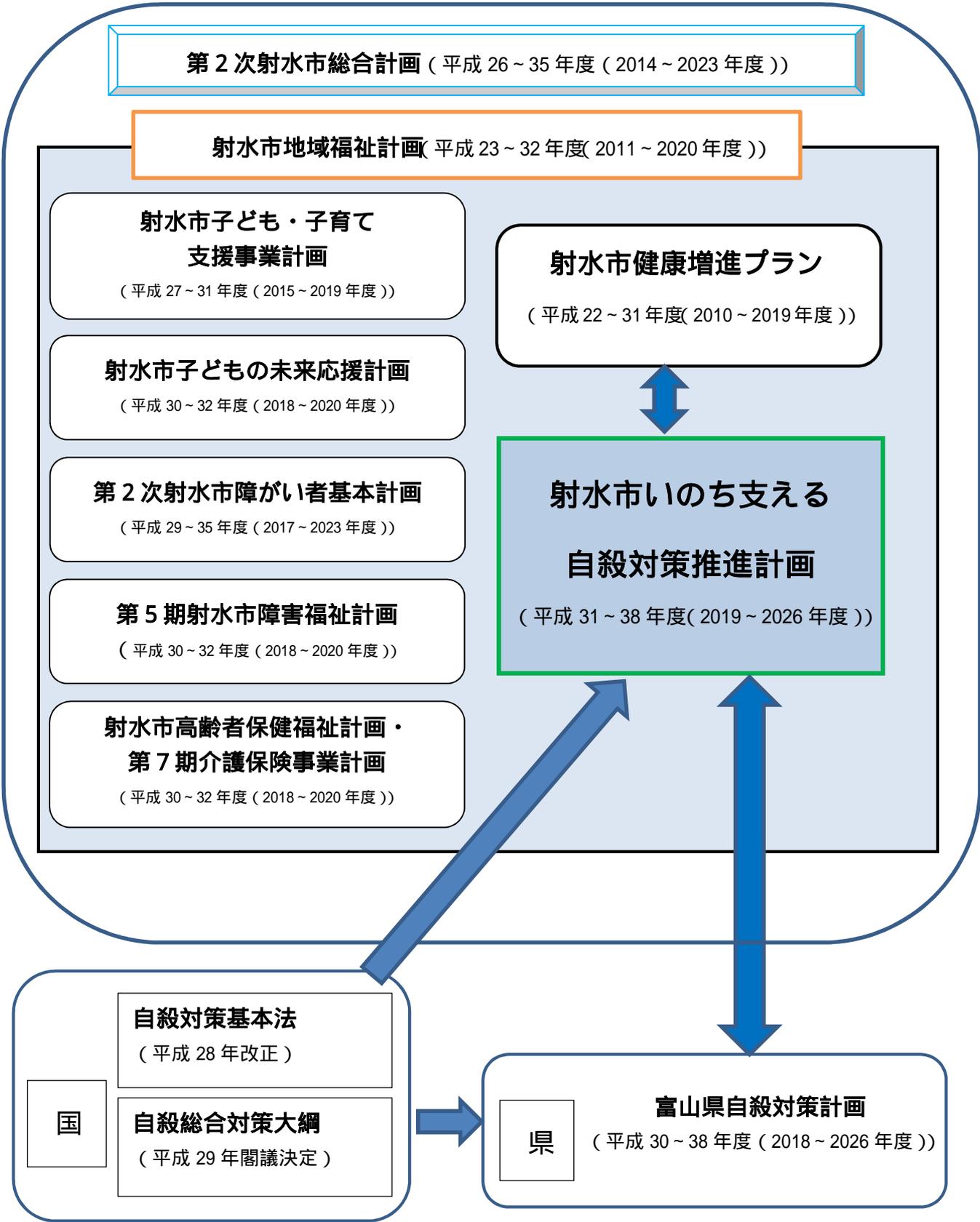
本計画では、本市の自殺の実態を把握し総合的な自殺対策の取組方針を示すとともに、基本施策・重点施策を明確にします。

また、自殺対策に係る事業を関係機関と連携を図りながら全庁的に取り組んで推進していくこととしています。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される「自殺対策計画」として策定したものです。

また、本市の最上位計画である「第2次射水市総合計画」に基づき、「富山県自殺対策計画」、「射水市地域福祉計画」及び「射水市健康増進プラン」等との整合性を図りながら策定しています。



3 計画の目標値及び計画期間

国の『自殺総合対策大綱』(平成 29 年 7 月 25 日閣議決定)では、2026 年までに自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 27 年(2015 年)の 30%以上減少させることとしています。

このことを踏まえ、本市の計画の目標値は、平成 24 年から 28 年(2012 年から 2016 年)の 5 年間の自殺死亡者数の平均値 16.6 人を現状値とし、2026 年までに自殺死亡率を 30%以上減少することを目標とします。

自殺対策を通じて達成すべき目標値

	現状値 平成 24 年～28 年平均値 (2012～2016 年)	目標値 平成 38 年 (2026 年)
自殺死亡率(人口 10 万対)	18.2	12.7 以下
自殺死亡者数(参考)	16.6 人	11 人以下

自殺死亡率、自殺者数は厚生労働省「人口動態統計」資料による。

自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺による死亡率

2026 年の自殺者数は、2025 年の人口推計値(87,287 人)を使用して算出

(国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成 30 年 3 月推計)より)

4 計画の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係団体などの理解と協力を得ながら各種施策の推進を図ることが重要です。このため、取組ごとに可能な限り評価指標(目標)を設定し、進捗管理を行います。

なお、できるだけ早期に目標を達成するものとし、目標が達成された場合は、目標の見直しを検討します。

第 2 章 計画の基本的考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない『射水市』の実現

2 自殺対策の基本方針

国が示した新たな「自殺総合対策大綱」(平成 29 年 7 月)を踏まえ、本市では「誰も自殺に追い込まれることのない『射水市』」の実現を理念とする「射水市自殺対策推進計画」を策定し、本市の自殺対策の指針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として取組を推進する

< 社会全体の自殺リスクを低下させる >

自殺の多くは、追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題が原因であることから、生きることの包括的な支援を行い、社会全体の自殺リスクを低下させることにより自殺対策を推進します。

< 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす >

自殺対策は、生きることの阻害要因(過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立等)を減らす取組に加えて、生きることの促進要因(自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等)を増やす取組を行います。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

< 様々な分野の生きる支援との連携を強化する >

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

例えば、自殺の危険性の高い人などの相談治療に当たる保健・医療機関は、こころの悩みの原因となる社会的要因などの問題に対応した相談窓口を紹介できるように、日頃から顔の見える関係づくりが大切になります。経済・生活問題の相談窓口担当者も自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることで有機

的な連携を図ることができます。

また、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の取組や生活困窮者自立支援対策との連携を推進するなど、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切なサービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 支援対策を効果的に連動させる

< 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる >

自殺対策は、3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進することが重要です。(三階層自殺対策連動モデル)

個々人の問題解決に取り組む相談を行う「対人支援のレベル」

問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」



三階層自殺対策連動モデル (自殺総合対策推進センター資料)

< 事前対応・危機対応・事後対応等の段階ごとの効果的な施策を講じる >

3つのレベルの個別の施策は、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、

それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」のそれぞれの段階ごとに施策を講じる必要があります。

また、「自殺の事前対応のさらに前の段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

< 市民への普及・啓発を推進する >

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

< 自殺対策を支える人材の育成を推進する >

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、その指導を受けながら見守っていけるよう、啓発・周知に取り組んでいきます。

同時に、様々な分野の相談体制の整備やそれを支える関係者の人材育成を推進していきます。

(5) 関係者等の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない『射水市』」を実現するためには、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」に基づき、県及び本市が地域の状況に応じた施策を策定・実施していきます。そして、関係団体、企業及び市民がそれぞれ自殺対策で果たすべき役割を明確化・共有化し、相互の連携・協働の仕組みを構築するとともに、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

第3章 射水市の現状と課題

1 自殺者数・自殺死亡率の年次推移

人口動態統計（厚生労働省）によると、平成18年から28年までの本市の各年の自殺者の人数は20人前後となっており、自殺者数・自殺死亡率はともに年によりばらつきがあります。県・国は、ともに減少傾向にあります。

(1) 自殺者数の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市	25	15	24	21	21	30	23	20	11	13	16
県	293	277	296	293	249	271	238	241	241	216	186
国	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017

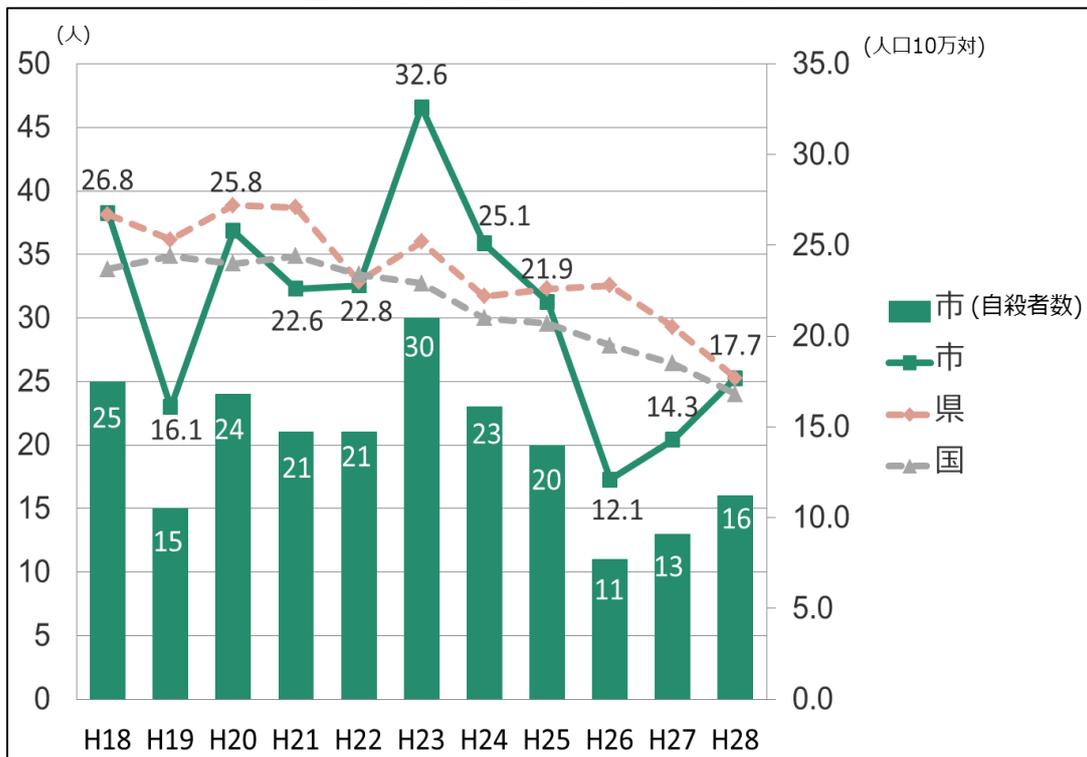
(厚生労働省「人口動態統計」)

(2) 自殺死亡率の推移（人口10万対：人口10万人あたりの自殺者数）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市	26.8	16.1	25.8	22.6	22.8	32.6	25.1	21.9	12.1	14.3	17.7
県	26.7	25.3	27.2	27.1	23.0	25.2	22.2	22.6	22.8	20.5	17.7
国	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8

(厚生労働省「人口動態統計」)

自殺者数及び自殺死亡率年次推移



(厚生労働省「人口動態統計」)

2 射水市の自殺の現状（平成24年～平成28年の5年間の分析）

《現状の分析にあたって》

自殺者の現状の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」ならびに自殺総合対策推進センター*¹が示した「地域自殺実態プロファイル」*²等を基に、5年間の自殺者の現状を分析しています。

■ 統計の違い

厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」には以下の違いがあります。

- 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としていますが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- 事務手続き上の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明な時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判断した時点で自殺統計原票を作成し、計上しています。
- 項目の差異：警察庁の自殺統計は、「職業」「原因・動機」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にはそれらの項目はありません。

*¹ 自殺対策推進センターとは・・・改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

*² 地域自殺実態プロファイルとは・・・自殺総合対策推進センターにおいて、すべての自治体ごとの自殺実態を分析したものの。

（1）自殺死亡率（人口10万対）

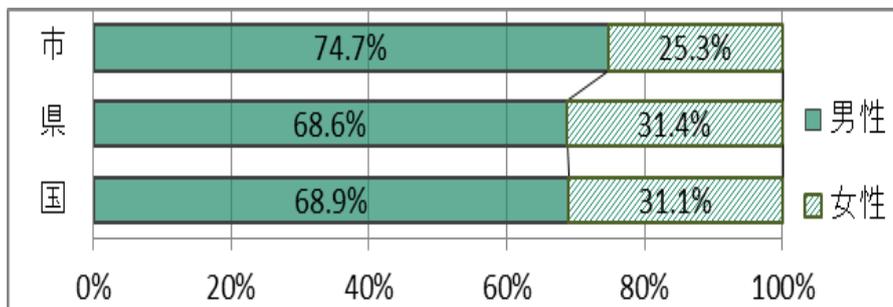
自殺死亡率の平均で比較すると本市は、県・国より低い状態となっています。

市	県	国
18.2	21.2	19.3

（厚生労働省「人口動態統計」）

（2）性別割合

自殺者の性別割合は男性が女性の約3倍となっており、県、国と比べ、男性の割合が高い状況です。

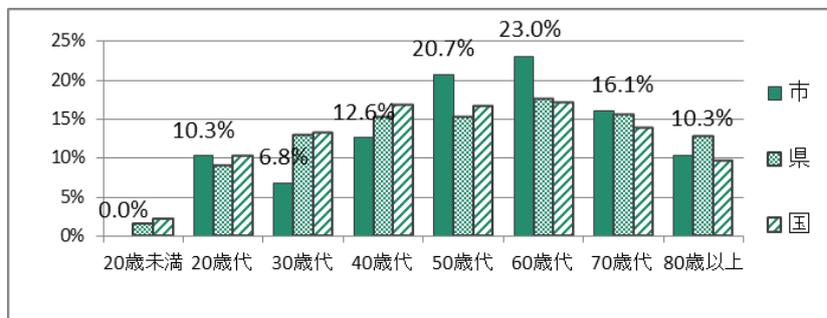


（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」）

(3) 年代・性別自殺者割合と自殺死亡率

① 年代別自殺者割合(%) (全自殺者数に占める割合)

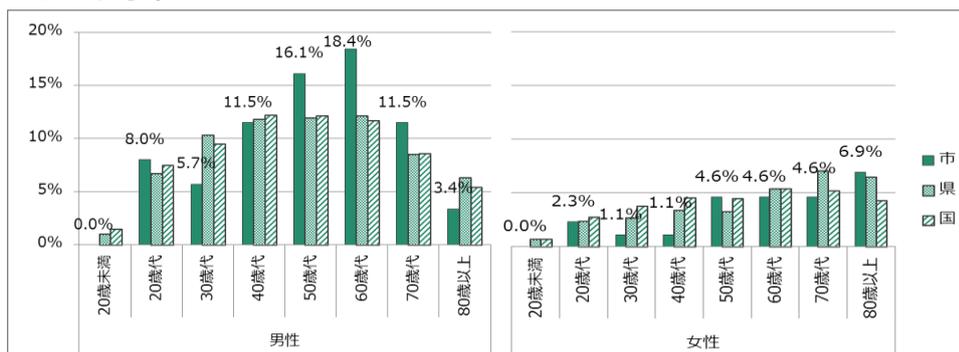
年代別自殺者割合では、50歳代、60歳代が高くなっており、60歳以上が49.4%と全体の約半数を占めています。



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

② 性・年代別自殺者割合(%) (全自殺者数に占める割合)

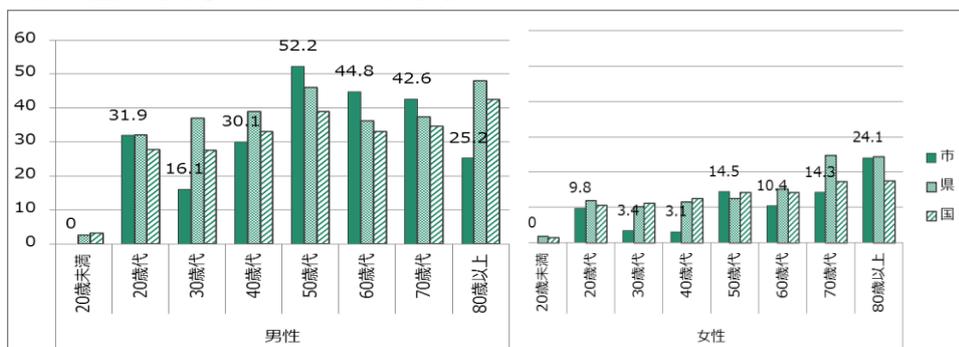
自殺者割合では男性は60歳代、次いで50歳代の順で高く、いずれも県、国より高くなっています。80歳以上は県・国より低くなっています。女性は80歳以上が最も高く、県・国より高くなっています。



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

③ 性・年代別自殺死亡率(人口10万対)

自殺死亡率(人口10万対)では男性は50歳代が最も高く、50・60・70歳代は県・国より高くなっています。女性は80歳以上が高く、30歳代、40歳代は低くなっています。50歳代のみ県・国より高くなっています。



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

(4) 自殺者の職業の有無等

① 20歳から59歳の職業の有無

20歳から59歳を対象に集計すると、有職者の割合が若干高くなります。また、有職者の40～59歳が18.3%と最も高くなっています。

職業の有無		年齢階級	人数	(%) *
有職者	24人	20～39歳	8	9.2%
	54.5%	40～59歳	16	18.3%
無職者	20人	20～39歳	7	8.0%
	45.5%	40～59歳	13	14.9%

*%は全自殺者に対する割合

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」を集計)

② 20歳以上の有職者の職業の内訳

8割以上が被雇用者・勤め人で、全国割合より少し高くなっています。

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	6	18.8%	21.4%
被雇用者・勤め人	26	81.3%	78.6%
合計	32	100.0%	100.0%

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」)

(5) 原因・動機

どの年代でも健康問題が1位でした。健康問題の内訳は多い順にうつ病、身体の病気、統合失調症となっています。30歳代は、健康問題と同率で経済・生活問題も1位になっています。

	1位	2位	3位
計	健康問題	経済・生活問題	家庭問題
～19歳	—	—	—
20～29歳	健康問題	経済・生活問題	家庭問題/学校問題
30～39歳	健康問題/経済・生活問題		勤務問題
40～49歳	健康問題	経済・生活問題	家庭問題
50～59歳	健康問題	経済・生活問題	家庭問題
60～69歳	健康問題	家庭問題	経済・生活問題
70～79歳	健康問題	経済・生活問題/家庭問題	
80歳～	健康問題	家庭問題	その他

遺書等により明らかに推定される原因・動機を一人につき最大3つまで集計したものを。

(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

(6) 自殺者の同居の有無

① 同居人の有無

自殺者の8割以上は「同居人あり」でした。しかし、「同居人なし」の場合、自殺者割合は18.4%ですが自殺死亡率（人口10万対）では46.2と「同居人あり」の16.6の2.5倍以上になります。

同居人	人数	割合 (%)	自殺死亡率 (10万対)
あり	71	81.6%	16.6
なし	16	18.4%	46.2

(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

② 60歳代以上の同居人の有無

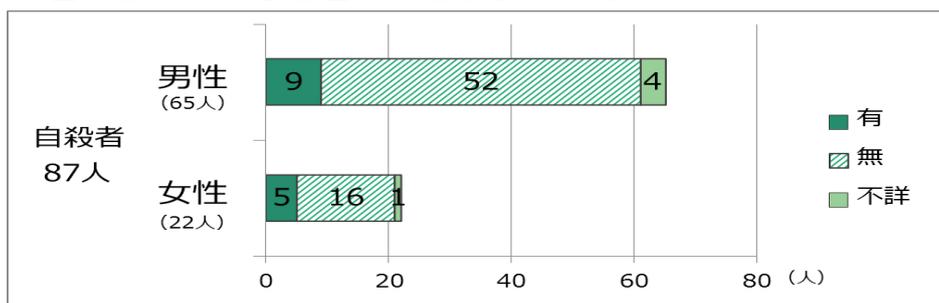
60歳代以上では「同居人あり」が79.2%と、全国より高い割合となっています。

60歳代以上 (合計)		同居人の有無 (割合)		全国 (割合)	
		あり	なし	あり	なし
		79.2%	20.9%	69.8%	30.2%
内訳	60歳代	32.6%	13.9%	28.1%	14.0%
	70歳代	25.6%	7.0%	24.3%	9.7%
	80歳以上	21.0%	0.0%	17.4%	6.5%

(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

(7) 自殺未遂の有無

自殺者87人のうち自殺未遂有は14人となっています。



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計)

(8) 自損行為での救急搬送件数

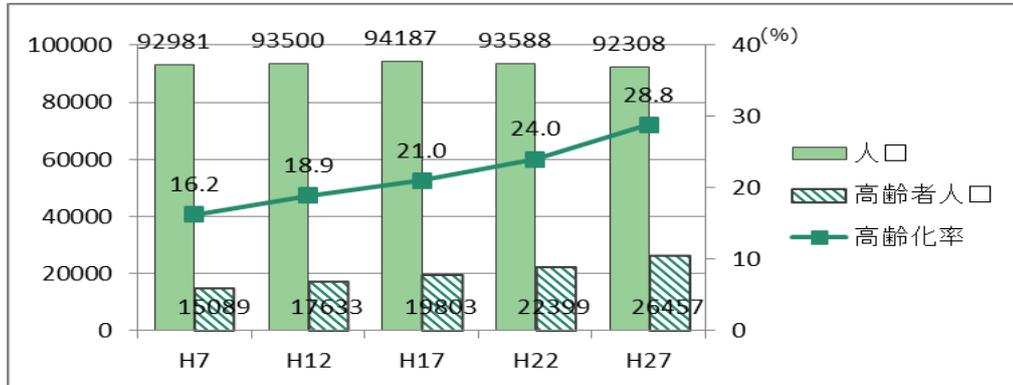
	H24	H25	H26	H27	H28
出場件数	47	31	29	27	25
搬送人数	31	17	19	16	14

(射水市統計書)

3 射水市のその他の現状

(1) 総人口と高齢者人口の推移

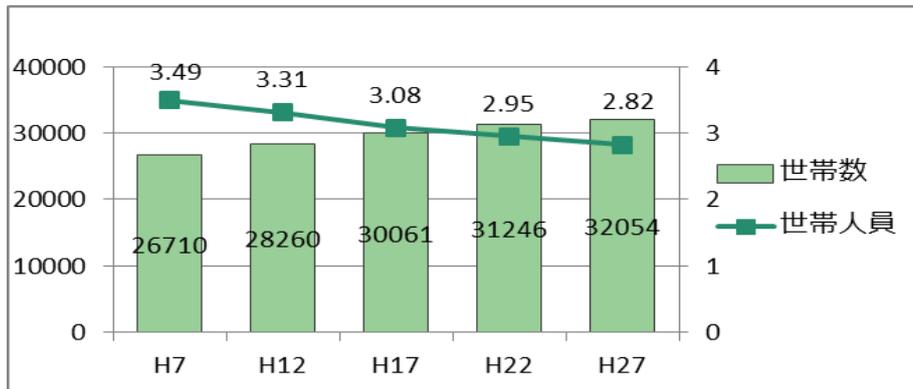
平成7年から平成27年までの総人口と高齢化率をみると、総人口は平成17年以降は減少しています。一方、高齢化率は上昇しています。



(国勢調査)

(2) 世帯数及び一世帯当たりの人員の推移

世帯数は年々増加していますが、一世帯当たりの人員は減少しています。



(国勢調査)

(3) 生活保護人員の推移

生活保護世帯は横ばいであり、平成28年には118世帯となっています。平成25年度以降、生活保護人員は緩やかに減少し、平成28年には136人となっています。

区分	保護実数 (平均数)			保護延人員					
	世帯	人員	保護率	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	その他
H24	120	144	1.55	3,909	1,367	21	833	1,400	288
H25	122	149	1.61	4,203	1,474	37	944	1,446	302
H26	116	147	1.59	4,258	1,517	78	978	1,380	305
H27	117	139	1.51	3,899	1,353	34	909	1,299	304
H28	118	136	1.48	3,754	1,316	13	845	1,235	345

(射水市統計書)

(4) 勤務の状況

① 就業状況

全労働人口に占める製造業の割合が一番高く、22.7%となっています。その後、卸売業・小売業16.3%、医療・福祉12.9%の順に高い割合となっています。

全労働人口に占める高齢者の割合は13.6%となっています。このうち、卸売業・小売業に従事している高齢者が最も多く、17.4%となっています。その他、製造業14.0%、サービス業12.1%が比較的高い割合となっています。

単位：人、%

産業分類別	全労働人口		65歳以上労働人口				
	人数	割合	人数	全労働人口に占める割合	65歳以上労働人口に占める割合	業種別総数に占める割合	
総数	46,605	100	6,316	13.55	100.0	-	
第一次	農業	923	2.00	626	1.34	9.9	67.8
	林業	12	0.03	3	0.01	0.0	25.0
	漁業	164	0.35	52	0.11	0.8	31.7
第二次	鉱業・採石業・砂利採取業	17	0.04	6	0.01	0.1	35.3
	建設業	3,847	8.25	659	1.41	10.4	17.1
	製造業	10,585	22.71	882	1.89	14.0	8.3
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	394	0.85	9	0.02	0.1	2.3
	情報通信業	758	1.63	23	0.05	0.4	3.0
	運輸業・郵便業	2,859	6.13	292	0.63	4.6	10.2
	卸売業・小売業	7,582	16.27	1,100	2.36	17.4	14.5
	金融業・保険業	951	2.04	54	0.12	0.9	5.7
	不動産業・物品賃貸業	482	1.03	116	0.25	1.8	24.1
	学術研究・専門/技術サービス業	1,016	2.18	117	0.25	1.9	11.5
	宿泊業・飲食サービス業	2,037	4.37	360	0.77	5.7	17.7
	生活関連サービス・娯楽業	1,723	3.70	403	0.86	6.4	23.4
	教育・学習支援業	2,223	4.77	140	0.30	2.2	6.3
	医療・福祉	5,991	12.85	513	1.10	8.1	8.6
	複合サービス業	453	0.97	33	0.07	0.5	7.3
	サービス業	2,751	5.90	763	1.64	12.1	27.7
公務	1,252	2.67	45	0.10	0.7	3.6	
その他	585	1.26	120	0.26	1.9	20.5	

(国勢調査)

② 地域の就業者の常住地・従業地

射水市内常住就業者の46.2%が市外で従業しています。また、射水市内従業者の42.8%が市外に常住しています。

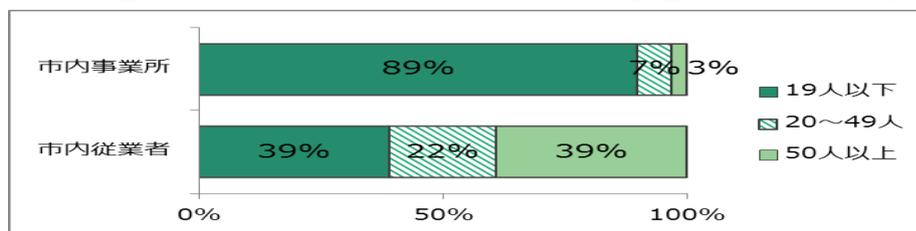
単位：人

		従業地		
		射水市内	射水市外	不詳・外国
常住地	射水市内	24,691	21,520	394
	射水市外	18,463	-	-

(H27国勢調査)

③ 事業所規模別事業所／従業者割合

市内事業所では従業員19人以下の事業所が89%、20～49人の事業所が7%であり、従業員50人未満の事業所は約96%でした。全国（97%）県（97%）とほぼ同じ割合となっています。



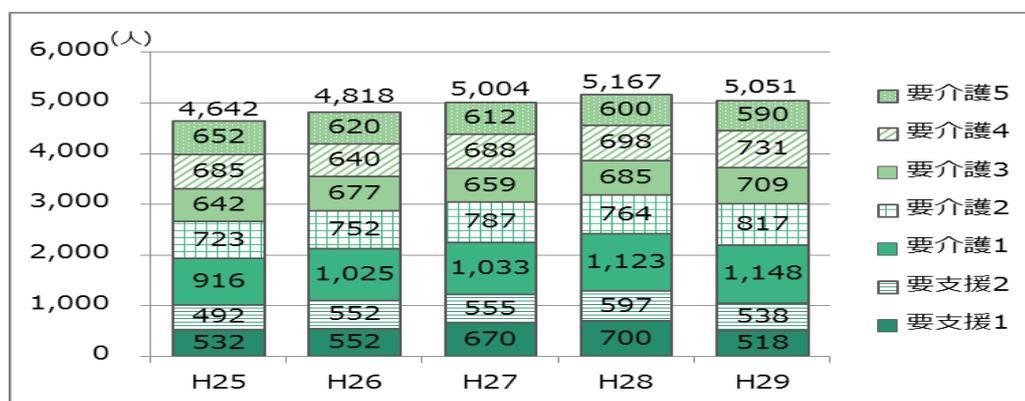
(H26 経済センサス-基礎調査)

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ
事業所数	4,334	2,531	817	518	174	151	82	55	6
従業者数	45,249	5,223	5,405	6,989	4,093	5,752	5,511	12,276	-

(H26 経済センサス-基礎調査)

(5) 介護認定者数

介護認定者の数は年々増加していましたが、要支援認定者の一部が地域支援事業に移行したことなどにより、平成29年にはやや減少しました。平成29年度の介護認定者数の内訳では、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要介護4の順となっています。

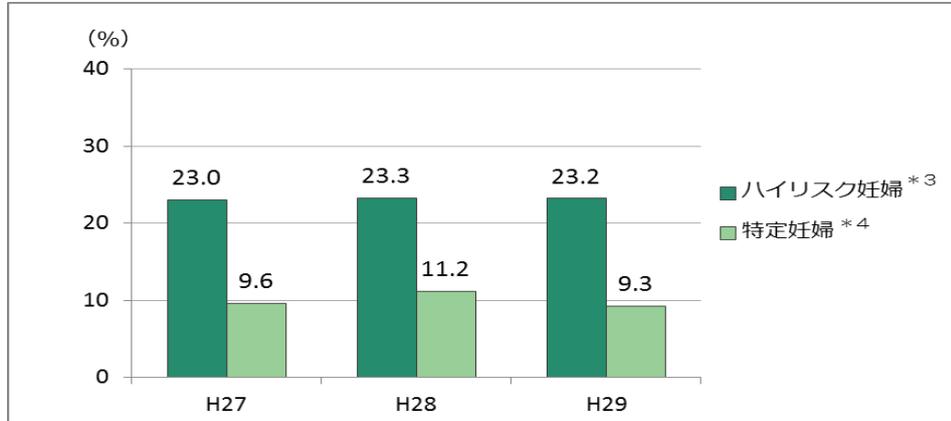


(射水市高齢者保健福祉計画第6、7期介護保険事業計画)

(6) 母子の状況

① 支援が必要な妊婦の割合（妊娠届より）

支援が必要な妊婦の割合は横ばいです。



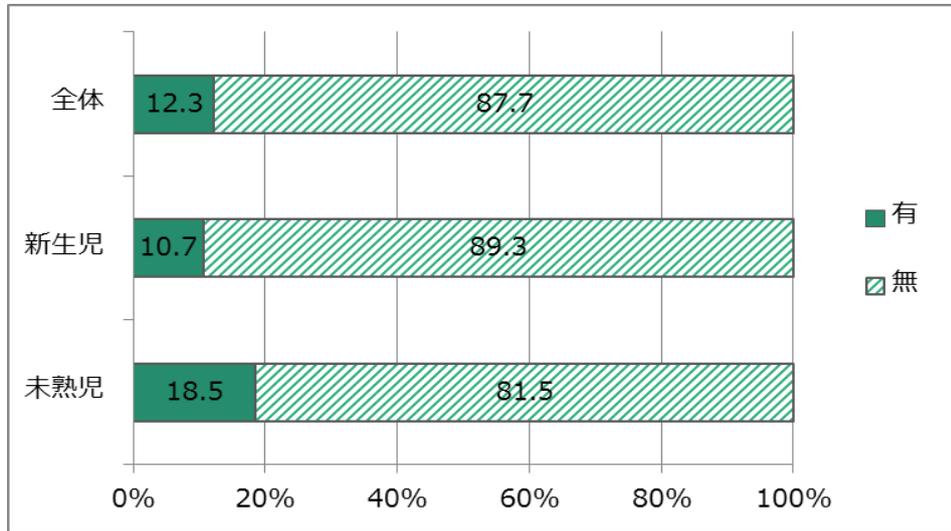
(保健センター統計)

*3 妊娠届出票、アンケート、医療機関等から情報提供をもとに、リスク項目を抽出し、フォローの必要があると判断された妊婦

*4 「ハイリスク妊婦」をアセスメントし、出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（要保護児童対策協議会に報告）

② 産後不安・産後うつのある母の割合（H29 エジンバラ産後うつ質問票*5より）

新生児と未熟児を比較すると、未熟児を出産した母親の方が産後不安や産後うつのある割合が高くなっています。

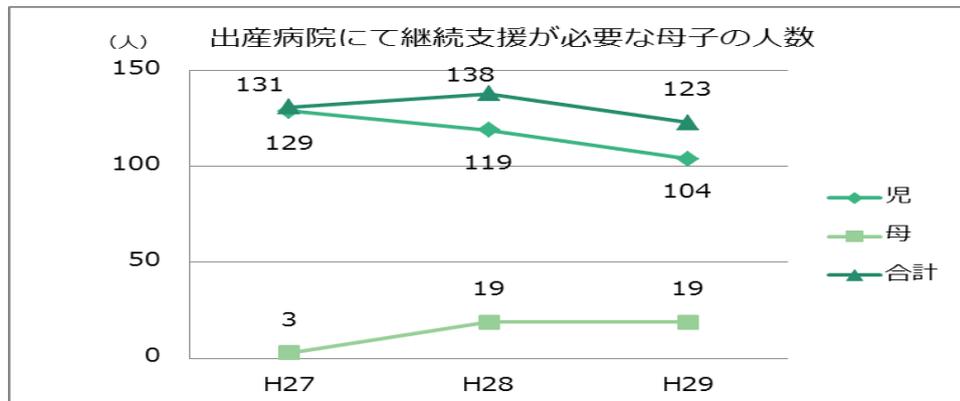


(保健センター統計)

*5 エジンバラ産後うつ質問票は、産後うつ病のスクリーニングテストです。高得点者は産後うつ病の可能性が高く、高得点者には二次評価（面接）を実施し、産後うつを疑う場合には精神科医療機関に紹介します。

産後うつ等を背景とした母親のメンタルヘルスケアの充実が重要です。全国的には妊産婦死亡のうち、自殺が3割で最多となっています。

③ 出産病院にて継続支援が必要な母子の人数*6

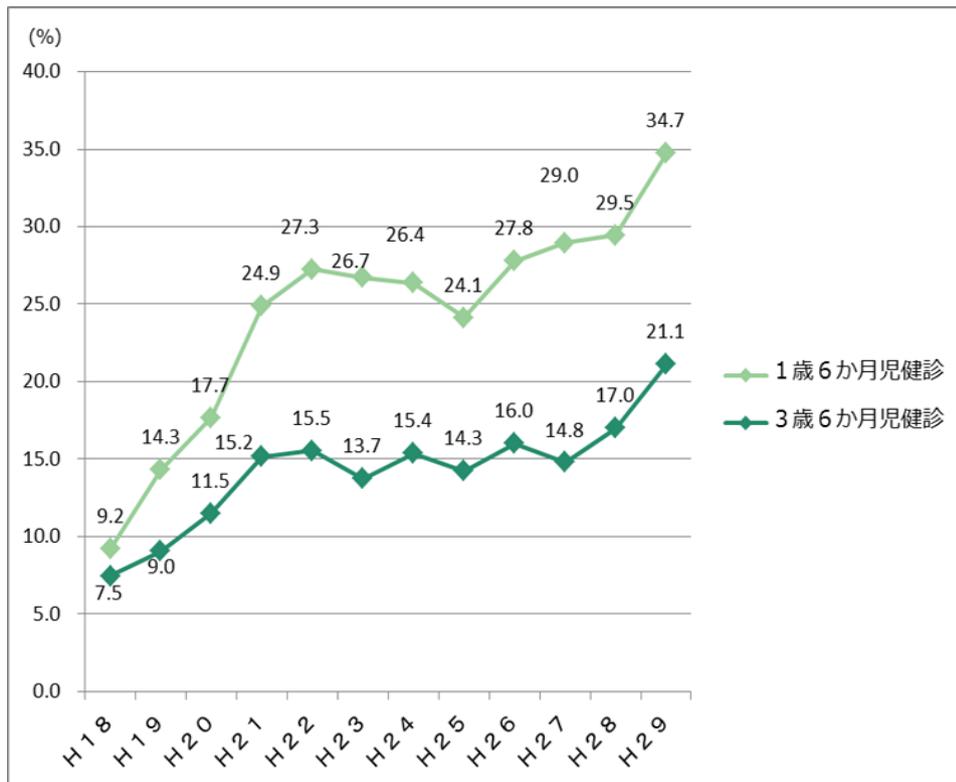


(保健センター統計)

*6 地域での継続支援が必要な場合に、医療機関から市への連絡票の送付により連携をとり、支援を実施しています。

④ 乳幼児健診での要観察児の割合

乳幼児健診での要観察児の割合は、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診ともに増加しています。発達面について保護者の不安、育児負担の相談も増加しています。



(保健センター統計)

4 射水市の課題

自殺総合対策推進センターの分析によると、平成24年から平成28年までの5年間に於いて自殺者数の多い上位5区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。本市では、これら上位5区分を、市として支援が優先されるべき自殺リスクが高い集団等とし、重点的に支援を進めます。

(1) 自殺リスクが高い集団

上位5区分*7	自殺者数 5年計	割合	自殺率*8 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*9
1位：男性60歳以上無職同居	17	19.5%	44.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	12	13.8%	23.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上無職同居	12	13.8%	18.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳無職同居	6	6.9%	205.2	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位：男性20～39歳無職同居	6	6.9%	108.0	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」）

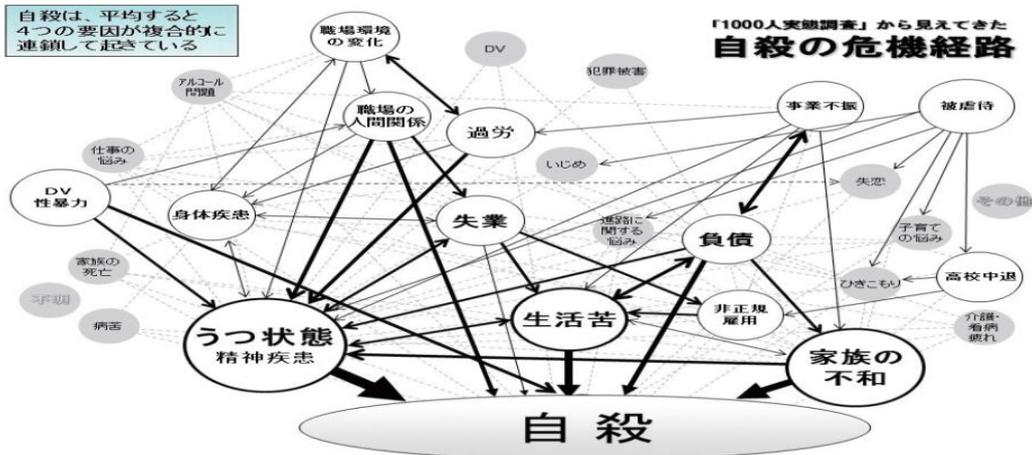
- *7 自殺順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。
- *8 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年度国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- *9 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしました。（下図参照）

・「背景にある主な自殺経路」とは

NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））

下図の「背景にある主な自殺の危機経路」の欄には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

○自殺の危機経路



(2) 自殺の特性の評価（H24～H28年合計）

指標ランクでは、自殺率の全国順位上位10%以内（★★★ランク）、上位10～20%（★★ランク）に該当する年代はありませんでしたが、20歳代、50歳代、60歳代は上位20～40%（★ランク）でした。そのうち20歳代は、自殺者数1人の増減でランクが変わるため注意が必要です。

	指標	ランク		指標	ランク
総数 ^{*10}	18.4	—	男性 ^{*10}	28.4	—
20歳未満 ^{*10}	0	—	女性 ^{*10}	9	—
20歳代 ^{*10}	21.2	★a	若年者(20～39歳) ^{*10}	14.6	—
30歳代 ^{*10}	10	—	高齢者(70歳以上) ^{*10}	26	—
40歳代 ^{*10}	16.9	—	勤務・経営 ^{*11}	14.8	—
50歳代 ^{*10}	33.1	★	無職者・失業者 ^{*11}	41.2	—
60歳代 ^{*10}	27	★	ハイリスク地 ^{*12}	115%/+13	—
70歳代 ^{*10}	27.2	—a	自殺手段 ^{*13}	30%	—
80歳以上 ^{*10}	24.5	—			

（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」）

*10 自殺統計に基づく自殺率（10万対）。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。

*11 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺率（10万対）。自殺者1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。

*12 自殺統計にもとづく発見地÷住居地（%）及びその差（人）。自殺者（発見地）1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけています。

*13 自殺統計又は特別集計に基づく縊首以外の自殺の割合（%）。

○指標ランクの基準（自殺率）

ランク	全国順位
★★★	上位 10%以内
★★	上位 10～20%
★	上位 20～40%
—	その他

自殺総合対策推進センターから示された地域自殺実態プロファイル（2017）によると、射水市における自殺の特徴の上位3区分の性別・年代等の特性と、「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、「**高齢者**」、「**生活困窮者**」、「**勤務・経営**」が重点課題としてあげられました。

第4章 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組であり、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民一人ひとりの気づきと見守りを促す」「生きることの促進要因への支援」の4つとします。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺を予防するためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民など様々な分野の施策、組織や人々が密接に連携する必要があります。

そして、連携の効果を更に高めるため、様々な分野で生きることの支援にあたる人々がそれぞれの果たす役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

1 地域におけるネットワークの強化

取組	内容【担当課・団体】
射水市総合計画の基本計画	市長を中心に各部署、民間団体等が連携し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、射水市総合計画の基本計画内で「こころの健康づくり」に取り組めます。 【政策推進課】
射水市自殺対策推進協議会	関係機関や民間団体等で構成する協議会において、関係機関などとの連携を強化し、社会全体で自殺予防の取組を推進していきます。【保健センター】

市民を巻き込んだ自殺対策推進体制の強化	地域の関係機関の代表者に自殺に関する研修の受講を推奨するとともに、研修会等の議題で自殺対策を取り上げるなど、自殺対策の取組について働きかけることを足がかりに、関係機関との具体的な連携方法を検討していきます。【保健センター】
---------------------	---

2 庁内におけるネットワークの強化

取 組	内 容 【担当課・団体】
自殺対策庁内関係課連絡会議の開催	市の自殺対策を推進するため各部署と連携して行う、自殺対策庁内関係課連絡会議を開催します。 【保健センター】

【目標】

指 標	目 標 値
射水市自殺対策推進協議会の開催	毎年 1 回
自殺対策庁内関係課連絡会議の開催	毎年 1 回

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連領域の関係者及び住民など誰もが早期に「気づき」、必要な対応ができるよう、こころの健康づくりなど研修の機会を確保することが求められます。

そして、ゲートキーパーの役割を担う人を増やし、生き心地の良い社会につなげ、誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現を目指します。

1 様々な職種を対象とした研修

(1) 自治体職員を対象とした研修

取組	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成講座の実施・受講勸奨	職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげることができるようにします。(窓口対応を行っている職員・新規採用職員等)【保健センター 人事課】

(2) 専門機関・民間団体等を対象とした研修

取組	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成講座の実施・受講勸奨(初級編・中級編)	様々な分野の関係者がゲートキーパーの役割を担い、自殺のサインに気づき、必要な支援先につなげることができるようにします。【保健センター】

2 市民を対象とした研修

取組	内容【担当課・団体】
こころの健康づくりに関する研修会	市内の事業所等に対し、こころの健康に関する講座を実施し、こころの健康や自殺に関する基礎知識の啓発普及を図ります。【保健センター】

ゲートキーパー養成講座の実施・受講勸奨	こころの健康への理解を深め、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。【保健センター】
関連団体等へのゲートキーパー養成講座の実施・受講勸奨	高齢者の居場所づくりに取組むボランティアや日頃から地域住民の見守り活動に尽力している民生委員・児童委員及び健康づくりに関するボランティア団体等に対してゲートキーパー養成講座への参加を呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。【保健センター】

【目標】

指 標	現状値 平成30年度 (2018年)	目標値 平成38年度 (2026年)
ゲートキーパー養成講座受講者数	200人	延 1,500人
こころの健康づくりに関する研修会	-	年5回開催

「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの人に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺予防につながります。

気づき	傾聴	つなぎ	見守り
家族や仲間の変化に気づいて、声をかける	本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける	早めに専門家に相談するよう促す	寄り添いながら、じっくり見守る

出典：厚生労働省

《健康づくりに関するボランティアの取組例》

母子保健推進員

お子さんが健やかに生まれ育つことができるよう、地域のみなさんの良き相談相手として活動しています。ご家庭と保健センターとのパイプ役として妊婦さんや乳幼児のいる家庭を訪問したり、各地区で絵本の読み聞かせやうた遊びをしたりなど親子で楽しむ場所をつくっています。

ヘルスボランティア

地域の健康づくりの担い手として、高血圧やがん等の疾病予防をはじめ、運動の推進や高齢者の閉じこもり、認知症予防を目的に活動しています。各地区で「地域ふれあいサロン」や「きららか射水100歳体操」等を支援し、地域住民の健康づくり、交流の場をつくっています。

食生活改善推進員

健康づくりの三本柱である栄養・運動・休養を基本として、適正な食生活の普及を目指し活動しています。各地区で「三世代ふれあいクッキング」や「おやこ食育教室」「男性の料理教室」「シニアカフェ」などを行い、地域でのふれ合いを通じて、地域ぐるみの良い食習慣づくり、健康づくり活動を広めています。

基本施策3 住民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

1 こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

こころの健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口について市広報による啓発やリーフレットなどの作成・配布を通じて普及啓発を行っていきます。

取組	内容【担当課・団体】
自殺対策に関する啓発活動の推進	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、街頭キャンペーンの実施や、高齢者サロン・母子育児相談会、本庁舎ロビー等においてパネルの展示やリーフレットを配布し、周知を図ります。【保健センター】
こころの健康づくりやうつ病・自殺予防に関するリーフレットの作成・配布	こころの健康づくりやうつ病に関する基礎知識及び自殺予防のための相談窓口を記載したリーフレットを作成し、様々な場所で配布します。【保健センター】

2 市民・勤労者向け講演会・イベントなどの開催

取組	内容【担当課・団体】
図書館でのイベントの開催	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に図書館内に「いのちの大切さ」や「こころの健康」に関する図書の展示ブースを作成し、啓発活動を行います。【生涯学習・スポーツ課 保健センター】

こころの健康づくりに関する講演会等の開催	市民や勤労者を対象に、こころの健康づくりに関する講演会を開催し、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。【保健センター】
----------------------	--

3 各種メディア・媒体を活用した啓発活動

取組	内容【担当課・団体】
自殺予防に関する広報活動の実施	広報「いみず」やCATV、ホームページ、SNSなどで多くの市民に対し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、こころの健康やうつ病に関する知識及び自殺予防のための相談場所の周知を図ります。【保健センター】

【目標】

指 標	現状値 平成30年度 (2018年)	目標値 平成38年度 (2026年)
自殺予防に関する広報活動の実施回数	年4回	年8回
こころの健康づくりや自殺予防に関する講演会・イベントの参加者数	-	延1,000人

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においては「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。そのため、様々な分野において「生きることの支援」を推進していきます。

1 居場所づくり

孤立のリスクを抱える恐れのある人を対象とした居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族の負担軽減のための支援体制の充実を図ります。

取組	内容【担当課・団体】
子ども子育て総合支援センター(キッズポートいみず)の運営	妊娠・出産・子育てなどに関する母子総合相談室、子どもの発達・発育に関する子ども発達相談室、幼児ことばの教室や子どもの悩み総合相談室などにおいて相談を受ける体制を継続します。また、子育て支援センターや児童館など子育て中の親子の出会いの場や子どもの遊び場を提供します。【保健センター 子育て支援課】
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強や交流を図ります。【社会福祉課】
日中一時支援事業	障がい児・者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい児・者を通所施設において日帰りで預かります。【社会福祉課】
生活訓練等事業	障がい者向けの陶芸教室やリハビリ教室を実施し、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【社会福祉課】
意思疎通支援事業	聴覚障がい者等が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加の促進及び緊急時の支援を行います。【社会福祉課】
高齢者が集える機会の提供	高齢者向けのレクリエーションやスポーツの推進を図ります。【地域福祉課 生涯学習・スポーツ課】

生涯学習推進事業	多種多様な生きがいがづくりの機会を提供し、心豊かで健康的な生活を支援します。【生涯学習・スポーツ課】
----------	--

2 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報のわかりやすい発信

様々な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図っていく必要がありますが、適切な相談場所につなぐことができるよう、「受け手・支え手支援ガイド」を作成し、相談窓口に関する情報をわかりやすく発信していきます。

取組	内容【担当課・団体】
こころの健康相談	子どもへの関わり方等育児に関する悩み・不安がある方や、うつ病等のこころの病気が疑われる方及びその家族に対し、専門職による個別相談を行います。 【保健センター】
無料法律相談	弁護士による無料の法律相談を行います。【総務課】
人権相談	人権擁護委員が、人権に関する相談を行います。 【地域振興・文化課】
消費生活相談	契約トラブルや多重債務など消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。相談内容によっては、より適切な相談窓口を紹介します。【生活安全課】
市税等の納税相談	病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じます。【課税課 収納対策課 保険年金課 介護保険課】
女性のための無料相談	女性専門相談員がパートナーや子どもとの関係などの相談を行います。【地域振興・文化課】
心配ごと相談	民生委員・児童委員が日常生活の心配ごとに関する相談を行います。【地域福祉課 市社会福祉協議会】

障がいに関する相談	地域活動支援センターが身近な地域で障がい者の総合相談に応じます（来所・電話・訪問）。また、市から委嘱された障がい者相談員が地域での相談に応じます。 【地域活動支援センター 社会福祉課】
障がい者虐待に関する通報・相談窓口	障がい者虐待に関する相談窓口を設置し、虐待に関する相談に応じるとともに、虐待の予防、早期発見のための取組を行います。【社会福祉課】
孤立防止活動支援事業	ひきこもりの方やその家族に対し、電話や自宅訪問による支援を行います。【社会福祉課】
中小企業振興資金融資相談	金融機関や商工団体と連携し、制度融資の相談機会を通じて企業の経営状況を把握するとともに、事業所の経営状況に応じて、随時、各種融資相談に応じます。 【商工企業立地課】
高齢福祉推進員設置事業	ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるよう、定期的な安否確認や見守りを行います。 【地域福祉課】
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対し、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する手伝いや日常的な金銭管理を手伝うことで、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。 【市社会福祉協議会】
成年後見相談	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族に対し、成年後見制度の説明及び申立ての手続きについて相談に応じます。 【地域福祉課 社会福祉課】
介護相談	高齢者とその家族の介護に関する悩みごとや介護保険に関する相談に応じます。【介護保険課 地域福祉課】

健康問題をかかえる人への訪問相談事業	がん検診や特定健康診査等の結果により、保健指導が必要な方、精神疾患やアルコール依存症など健康問題を抱える方及びその家族の家庭に訪問し、相談支援を行います。【保険年金課 保健センター】
--------------------	---

3 自殺未遂者への支援

県と協力し、救急病院や精神科など医療機関との連携を図り、本人や家族に対し適切な医療・相談支援ができる体制を検討していきます。

自殺対策推進協議会において、警察や消防等と連携を図りながら、自殺未遂者への支援体制について検討していきます。

取組	内容 【担当課・団体】
警察署における相談	自殺を企画している旨の相談等、自殺に関する相談を受けた場合は、相談者の立場を理解した上で、相談内容に応じた適切な対応措置を講じます。【警察】

4 遺された人への支援

自死遺族の会などの各種相談先の情報の周知に努めます。

取組	内容 【担当課・団体】
自死遺族への情報の周知	各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報をホームページ、広報「いみず」等に掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。 【保健センター】

【目標】

指 標	現状値 平成30年度 (2018)	目標値 平成38年度 (2026)
「受け手・支え手支援ガイド」の作成及び関係各課への配布	—	作成及び内容の更新・配布
「受け手・支え手支援ガイド」を知っている職員の割合	—	100%

《民間団体による取組例》

うつ病等の方やその家族の集いの場の提供

うつ状態やうつ病、ひきこもり、不登校、家庭内暴力など生きづらさを感じている人やその家族の集いの場を提供します。

相談やカウンセリングの実施

専門職が悩みの相談に応じます。

NPO 法人りばてい-One、NPO 法人むげん 等

第5章 重点施策

本市の自殺の現状の分析では、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が重点課題としてあげられました。また、過去に「子ども・若者」の自殺者があったことより、「子ども・若者」についても重点的に対策を講じる必要があります。

これらの点から、重点施策をライフサイクルに沿って「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」の4つとします。

重点施策1 子ども・若者対策

ここでいう「子ども・若者」は20歳未満の子ども・若者及び学生が対象です。

本市における、過去5年間(平成24～28年)自殺者数87名のうち、20歳未満の自殺者数は0名となっています。しかし、過去に「子ども・若者」の自殺者があり、自殺の背景とされる様々な問題(友人関係、生活問題、家庭環境、心身面での不調など)は誰もが直面しうる危機であることを認識する必要があります。「子ども・若者」の諸問題への対応方法や相談・支援先に関する情報を知っておくことは、将来の自殺を低減するため重要なことです。また、相談・支援先となる関係機関と連携し、支援体制を強化します。

1 子ども・若者向けの相談支援の推進

子ども・若者に対する相談支援及び地域の関係者を含めた相談先情報の周知を図ります。

取組	内容【担当課・団体】
啓発活動の推進	子ども・若者と日頃から接する機会のある地域の関係者に啓発リーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。【学校教育課 保健センター】
学校図書館を通じた情報発信及び周知	学校図書館において、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「こころの健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うなど、児童・生徒への情報発信及び周知を図ります。 【学校教育課】

民生委員・児童委員・主任児童委員活動	民生委員・児童委員等による相談・支援活動や、地域における要保護世帯並びに支援が必要な世帯などへの見守りを行います。 【地域福祉課 市社会福祉協議会】
--------------------	---

2 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

いのちや暮らしの危機に直面したときの具体的な助けの求め方等を推進します。

取組	内容【担当課・団体】
居心地の良い学級づくりに向けた支援	児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時に適切な支援につなげる等の支援への接点や参考情報を得るためにも、児童・生徒の理解に向けた取組の充実を図ります。 【学校教育課】
児童生徒サポートネットワーク連絡協議会の設置	児童生徒のいじめや問題行動に対し、学校、地域及び家庭等が連携を深め、一体となって適切な支援を行う体制づくりを推進します。【学校教育課】
メール・SNSを活用した相談	メール・SNSを使った相談先の情報提供を行います。【保健センター】

3 児童生徒の健全育成に資する取組の推進

専門家の配置等による相談体制の充実及び安心して過ごすことのできる居場所の提供、環境づくりを行います。

取組	内容【担当課・団体】
教育相談員の配置及び教育相談の実施	児童・生徒、保護者がより相談しやすくなるよう、学校以外の場所で専門相談員との相談機会を設け、問題の早期発見・対応につなげます。【学校教育課】

<p>スクールカウンセラーの配置</p>	<p>児童・生徒、保護者や教職員の様々な悩みの相談に応じ、助言するなどこころのケアを行うため、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。 【学校教育課】</p>
<p>スクールソーシャルワーカーの配置</p>	<p>家庭、学校、関係機関をつなぎ、児童・生徒、保護者の精神的な負担の軽減や生活の改善につなげるため、スクールソーシャルワーカーを活用し、支援体制の充実を図ります。【学校教育課】</p>
<p>「マイサポーター制度」の実施及び「気がかりポスト」の配置</p>	<p>全小中学校において、児童・生徒の悩みや困りごとを担任以外の教職員に気軽に相談することができる「マイサポーター制度」の導入や児童生徒の“気がかりな情報”を見逃さずに共有するための「気がかりポスト」を位置付けるなど、安心な学校環境づくりに取り組みます。【学校教育課】</p>
<p>ひとり親家庭等小中学生への学習支援の実施</p>	<p>ひとり親家庭・養育者家庭の子どもを対象に、学習支援を行います。【子育て支援課】</p>
<p>子ども食堂事業への助成の実施</p>	<p>子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことを推進するため、食事その他の生活環境が十分でない子どもを地域で支え子ども食堂事業を実施する団体に対し、事業の立ち上げ及び初期の運営に要する経費の一部について補助金を交付し、居場所を提供します。【子育て支援課】</p>
<p>子どもの権利支援センターの運営</p>	<p>悩みを抱える子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、傷ついたこころの回復を図ります。【子育て支援課】</p>
<p>子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）の運営</p>	<p>妊娠・出産・子育てなどに関する母子総合相談室、子どもの発達・発育に関する子ども発達相談室、幼児ことばの教室や子どもの悩み総合相談室などにおいて相談を受ける体制を継続します。【保健センター】</p>

子育て支援センターの運営	育児不安等についての相談指導、子育て情報の収集及び提供、育児講座等の開設、関係機関との連携・ネットワークの推進等を実施し、保護者の負担の軽減を図ります。【子育て支援課】
あったか家族応援プロジェクトの推進	子供のこころの安心感を育み、健全な成長につなげるため、各種団体と連携し、啓発リーフレットや動画の作成、研修会やイベントを開催するなど、あったか家族の3つの“愛ことば”「家族いっしょに食事、おしゃべり、お手伝い」の普及・啓発を図ります。 【生涯学習・スポーツ課 学校教育課】

4 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化

相談体制の整備及び負担軽減のための各種支援を提供します。

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の充実

取組	内容【担当課・団体】
こんにちは赤ちゃん事業	生後2か月の乳児がいる家庭に母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報を提供し、育児不安の強い人や産後うつ等の危険が高い人を適切な支援へつなぎます。【保健センター】
産婦・新生児訪問	保健師または助産師が家庭訪問により、子どもの発達や育児状況を把握し、必要な支援につなぎます。産後うつや産婦の抱える悩みについて相談・支援を実施し、必要に応じて産後ケア事業につなぎます。 【保健センター】
産後ケア事業	産後の体調不良や育児不安等で支援が必要な母に対し、親子の新生活が安心してスタートできるよう、医療機関、訪問での相談・支援を実施し、負担軽減を図ります。【保健センター】

母子健康手帳の交付・ 妊婦保健指導	母子健康手帳の交付時にアンケートを実施し、妊婦相談・保健指導を行い、必要時に応じて関係機関へつなげるなど、問題の深刻化を未然に防ぎます。 【保健センター】
もうすぐパパママ教室 (両親教室)	産後うつに関する普及啓発を行うとともに妊婦との接触機会を活用し、異変や困難に気づいた場合は関係機関につなげる等、適切に支援します。【保健センター】

(2) 養育に関するさまざまな相談機会の提供

取 組	内 容 【担当課・団体】
母子・父子自立支援員の 配置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行い、ひとり親家庭等の生活の安定及び向上を図ります。【子育て支援課】
家庭児童相談員の配置	子どもの養育に関する悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの健やかな成長に資するとともに、関係機関と連携し、児童虐待の防止を図ります。 【子育て支援課】
子どもの悩み総合相談 室	18歳未満の子どもとその保護者や子どもに関わる地域の方などを対象とした相談窓口です。相談者に対する助言・指導のほか、必要があれば専門機関を紹介するなど、問題解決に向けて取り組みます。 【子育て支援課】
母子総合相談室	妊娠、出産、子育てなどの様々な悩みに対して、保健師や助産師が相談にのり、安心して育児ができるようサポートします。【保健センター】
養育支援訪問	妊婦期から子育て期に渡るまでの支援が必要な家庭に対し、保健師等が継続的に関わり、関係機関と連携をとりながら適切な支援を行い、問題の深刻化を防ぎます。【保健センター】

育児相談	子どもの発育発達全般や母子関係、健康問題全般の相談に応じます。【保健センター】
要観察児相談・教室の実施	専門職が発達や育児のフォローを必要とした親子のための発達支援、育児支援の教室を開催し、悩み等の早期発見、早期対応に努めます。【保健センター】

(3) 養育にかかる負担の軽減に向けた各種支援の提供

取 組	内 容 【担当課・団体】
就学における児童生徒、保護者への支援	就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等を援助します。【学校教育課】
児童扶養手当の給付	ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進並びに児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当を支給します。【子育て支援課】
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童並びにその父、母又は養育者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。【子育て支援課】
母子の保護の実施	福祉に欠けるところがあると認められる母子の母子生活支援施設への入所を実施し、その費用を扶助することにより、自立の促進を図ります。【子育て支援課】
親子つどいの広場の運営	乳幼児（おおむね0歳から3歳まで）とその親とが気軽に集い、他の親子との交流や育児相談を行う場を提供します。【子育て支援課】
ファミリーサポートセンターの運営	子育てを応援したい方と子育てを応援して欲しい方がお互い助けたり助けられたりする子育ての相互援助活動を行う組織を運営します。【子育て支援課 市社会福祉協議会】

子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の病気、出産などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間の養育を行います。【子育て支援課】
特別支援教育指導員の配置	特別に配慮を要する児童・生徒における適切な教育の実施及び保護者の就学に関する悩みや負担の軽減に向け、相談体制の充実を図ります。【学校教育課】
乳幼児健診	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児への医師の診察、成長発達の確認等、保護者への育児相談・心理相談を行い、必要な場合には専門機関と連携しながら支援を行います。【保健センター】

【目標】

指 標	現状値 平成30年度 (2018)	目標値 平成38年度 (2026)
児童生徒サポートネットワーク 連絡協議会の開催	年1回	年1回以上
母子総合相談室を知っている人の割合	-	70%以上

母子総合相談室は、射水市子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）3階に設置しています。

小・中学校の取組

教育・相談体制の充実【気付く・聞く】

「気がかりポスト」「マイサポーター制度」を活用した個別の相談体制を整え、面談等を実施し、児童・生徒の抱える問題を早期に発見し対応します。

いじめ対策委員会・いじめに関する校内研修会の実施【発見・指導・見守り】

定期的にいじめ対策委員会やいじめに関する校内研修会を実施し、いじめや仲間はずれ、問題行動に対して、迅速に毅然とした態度で指導に当たります。

学習面や生活面における児童生徒への個別の対応【やりがい・自信】

「勉強が楽しい」「学習内容がわかる」という気持ちを高め、学校を楽しい場所とします。そのため、少人数指導、学習サポーター等、支援体制を工夫し、学習内容の確実な定着を図ります。

保護者と専門機関等の協力関係【専門機関との連携】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等の協力を得ながら、保護者との協力関係を構築します。

「自尊感情」の育成【自尊感情・存在感】

友達から認められている、周囲の人から愛されていると感じる言葉がけ、安心して学べる学級の雰囲気づくり等に努め、児童・生徒の規範意識とやる気、友達のよさを認め合える豊かな人間関係を育てることで、自尊感情を高めます。

「ふるさと射水への愛着と誇り」を育む教育活動【社会経験・郷土愛・感謝の心】

校区の豊かな自然、伝統行事、文化財や史跡等は「ふるさと学習」の基盤である。地域の教育資源を活用し、社会と関わる「体験」を通して、郷土愛や感謝の心を育てます。また、地域から愛されていることを実感できるよう指導します。

「あったか家族」の普及・啓発【健全育成】

毎月25日を「あったか家族の日」とし、“家族いっしょに「食事、おしゃべり、お手伝い」”の実践に努め、子供の安心感を育み、健全な成長につなげるとともに、家庭への浸透を図ります。

「いのちの教育」の推進【命の尊さ・自然愛護】

一つしかない大切な命。「いのちの教育」を推進し、いのちの講演会や出前講座を開催するなど、自他の生命を大切にする心を育むとともに、自分のよいところを振り返る機会をもたせ、優しい思いやりの心を育てます。

また、動植物を育てる等、自然や地域の人々とふれ合う機会を体験することで、生きていることの素晴らしさを実感できるよう指導します。

重点施策2 勤務問題対策

本市における過去5年間（平成24年～28年）の20歳から59歳までの勤労世代の自殺者数のうち、有職者が54.5%と若干高くなっています。そのうち8割以上が「被雇用者・勤め人」となっています。有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言い切れませんが、配置転換や職場での人間関係や長時間労働など勤務にまつわる様々な問題をきっかけに退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。

市内事業所のうち約96%が従業員数50人未満の小規模事業所であり、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策が遅れているといわれています。

これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が適切な相談・支援先につながるようなことができるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底することや、事業所において自殺リスクを生まないような労働環境を整備していくことが重要です。

1 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

相談体制を強化し、うつ病などこころの問題に関する相談先の周知を図ります。

取組	内容【担当課・団体】
中小企業振興資金融資相談	金融機関や商工団体と連携し、制度融資の相談機会を通じて企業の経営状況を把握するとともに、事業所の経営状況に応じて、随時、各種融資相談に応じます。 【商工企業立地課】
農林漁業新規就業者等支援事業	新規の農業・水産業への就業者等を支援します。 【農林水産課】
事業所等の相談体制の強化	職場における見守り体制の整備や異変に早期に気づき、対応できるゲートキーパーを養成し、相談体制の強化を図ります。【保健センター】

相談先情報の周知	うつ病などこころの問題に関する悩みの相談先や精神科などの情報について職場等をとおして周知を図ります。【保健センター】
----------	--

2 健康経営に資する取組の推進

ワークライフバランスの推進やメンタルヘルス向上への取組を推進します。

取 組	内 容 【担当課・団体】
こころの健康づくりに関する研修	市内の事業所に対し、うつや睡眠障害、アルコールに関する講座を実施し、こころの健康や自殺に関する基礎知識の普及啓発を図ります。 【保健センター 商工企業立地課】
ワークライフバランスの推進	労働者一人ひとりが心身ともに健康でやりがいをもって働き続けることのできる環境づくりを積極的に推進するよう、勤務経営にまつわる情報提供を行います。 【商工企業立地課】
各種セミナーの紹介	市内の事業所に対し、地域産業保健センター等の各団体が開催している、自殺防止や過労死などに関連したセミナーの紹介を行います。【保健センター】
働き方改革実行計画に基づいた取組事例の紹介	市内関係団体や事業所で行っている働き方改革の事例について、自殺対策推進協議会等で事例紹介を行い、情報共有を図っていきます。【保健センター】

【目標】

指 標	現状値 平成24～28年度平均値 (2012～2016)	目標値 平成38年度 (2026)
事業所対象のこころの健康づくり研修会の開催	—	年1回以上

健康経営とは

従業員の健康づくりを経営課題として捉え、従業員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようという経営手法です。

《事業所の取組例》

ストレスチェック制度の活用

定期的に従業員のストレスチェック検査を行い、メンタルヘルス不調になることを未然に防ぎます。

産業医との面接指導

メンタルヘルス不調者や長時間労働者等に対し産業医による生活指導を行います。

地域産業保健センターによる支援

小規模事業所では、従業員の健康管理、メンタルヘルス対策、作業環境等について助言・指導を受けています。

重点施策3 生活困窮者対策

過去5年間（平成24年～28年）の自殺の原因・動機では、「経済・生活問題」が「健康問題」に次いで2位となっています。

生活困窮者は経済的困窮、就職活動困難、病気、家族関係、住まいの不安定、うつ・不眠・依存症・適応障害などのメンタルヘルスの課題、多重債務、ニート・ひきこもりなど複数の課題を抱え生活困窮に陥っています。

このような生活困窮者の中には自殺リスクを抱える人が少なくない実情を踏まえ、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策に係る関係機関などが緊密に連携を図り包括的な支援を行っていきます。

1 生活困窮者に対する「生きることの包括支援」の強化

生活困窮者への各種の取組と自殺対策の連携を図り、包括的な支援を強化します。

取組	内容【担当課・団体】
生活困窮者自立相談支援事業	生活自立サポートセンターにおいて、要保護世帯並びに支援が必要な世帯等からの生活の困りごとや不安などに対する相談を受けるとともに就労等自立に向けた支援を行います。 【社会福祉課 市社会福祉協議会】
生活保護事務	資力や能力等を活用してもなお生活に困窮する方に、最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。 【社会福祉課】
住居確保給付金	離職などにより、住宅を失った方、また失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に一定期間家賃相当分（生活保護住宅扶助基準額を限度とする）を支給し、就職に向けた支援を行います。【社会福祉課】
市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予	家賃減免規定を設け、家賃等の納入が困難な入居者を保護します。【建築住宅課】

上下水道料金の減免	生活保護、在宅要介護高齢者福祉金、特別児童扶養手当の受給世帯の上下水道基本料金を減額します。 【上下水道業務課】
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所支援を行います。【地域福祉課】
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者または高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れることを目指します。 【市社会福祉協議会】

2 支援につながっていない人を、早期に適切な支援へつなぐため

の取組の推進

様々な機会を通じて、問題が深刻化する前に早期に適切な支援へつなげることができるよう取組を推進します。

取 組	内 容 【担当課・団体】
窓口担当職員等に対するゲートキーパー養成講座の実施	職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにします。(窓口対応や滞納金の徴収等を行っている職員等) 【保健センター 人事課】
こころの健康相談	うつ病等のこころの病気や不安を抱える本人及びその家族に対し、専門職による個別相談を開催します。 【保健センター】
民生委員・児童委員・主任児童委員活動	民生委員・児童委員等による地域での相談・支援等を行います。【地域福祉課】

【目標】

指 標	現状値 平成24～28年度平均値 (2012～2016)	目標値 平成38年度 (2026)
窓口対応を行っている職員等 がゲートキーパー養成講座を 受講した割合	—	100%
民生委員・児童委員・主任児 童委員がゲートキーパー養成 講座を受講した割合	—	100%

重点施策 4 高齢者対策

本市では 60 歳以上の自殺者割合が 49.4%と全体の約 5 割を占めています。年齢別の自殺死亡率では、60 歳代、70 歳代の男性及び 80 歳以上の女性で国、県より高くなっています。

自殺総合対策推進センターから示された地域自殺プロフィール(2017)による自殺の特徴では、「男性 60 歳以上・無職・同居」が 17 人で 1 番多く、「女性 60 歳以上・無職・同居」が 12 人で 3 番目に多くなっています。また、同居の有無では、国に比べ同居者の割合が高くなっています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立したり、介護や生活困窮等複数の問題を抱えがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊の世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうといういわゆる「8050 問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、共倒れの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、高齢者が地域とのかかわりを持つよう、生きがいづくりの推進や孤立化・孤独化の防止及び健康不安に対する支援等の取組をとともに強化していく必要があります。

1 包括的な支援のための連携推進

地域包括ケアシステムの様々な機関及び施策との連携を推進します。

取組	内容【担当課・団体】
地域包括支援センター運営	市内 5 か所に地域包括支援センターを設置し、地域の保健医療の向上及び高齢者福祉の増進を包括的に支援します。【地域福祉課】

<p>地域包括支援センター運営協議会</p>	<p>地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図るためセンターの設置、運営、評価等に係る必要な事項の協議調整や、地域の関係者間のネットワーク構築等を行います。【地域福祉課】</p>
<p>在宅医療・介護連携推進事業</p>	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、地域における医療・介護の多職種協働により、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを推進します。【地域福祉課】</p>
<p>生活支援体制整備事業</p>	<p>高齢者等が支えが必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市全域で1名、各包括支援センター圏域に6名の生活支援コーディネーターを配置するとともに、情報共有・連携強化の場として協議体を設置します。【地域福祉課】</p>
<p>高齢者虐待防止ネットワーク会議</p>	<p>医療・保健・福祉関係者、民生委員等を中心に、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、防止に関する啓発を推進するとともに連携体制の強化を図ります。【地域福祉課】</p>
<p>地域支え合いネットワーク事業</p>	<p>高齢者等が支えが必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域課題会議の開催、コーディネーターの配置、資源マップの作成等を踏まえ、身近な地域に不足するサービスの創出を促すなど地域での支え合い体制の構築を支援します。【地域福祉課】</p>
<p>地域ケア会議推進事業</p>	<p>市と地域包括支援センターが連携・協働し、地域ケア会議の円滑な実施に向けた環境を整備します。また介護支援専門員の支援・地域課題の把握・地域ネットワークの構築を図ります。【地域福祉課】</p>

2 地域における要介護者等に対する支援

介護者の負担軽減のための支援体制の整備を図ります。

取 組	内 容【担当課・団体】
高齢福祉推進員設置事業	ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるよう、定期的な安否確認や見守りを行う高齢福祉推進員を設置します。【地域福祉課】
介護予防・生活支援サービス事業	要支援相当者に対し、介護予防を目的として日常生活上の支援及び機能訓練等を行い、閉じこもり予防、自立支援に資するサービスを提供します。【地域福祉課】
高齢者緊急一時入所事業	緊急事態のため保護が必要な高齢者が、軽費老人ホーム等に一時的に入所できるよう支援します。 【地域福祉課】
介護保険による短期入所サービス事業	介護老人福祉施設や医療施設に一時的に短期間入所して介護者のレスパイトを図るとともに、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられるように支援します。 【介護保険課】
ミドルステイ事業	中期にわたり在宅での生活が困難となった高齢者に対し、介護保険のショートステイと合わせ最長3か月間、特別養護老人ホーム等の利用を支援します。 また、地域ケア会議等を活用し、スムーズな在宅復帰につなげます。【地域福祉課】

3 高齢者の健康不安に対する支援

認知症等の予防や早期発見に対する取組を推進します。

取 組	内 容【担当課・団体】
認知症初期集中支援推進事業	40歳以上かつ自宅で生活しており認知症の疑いがある方等で、医療機関の未受診や介護保険サービス未利用等の方を対象に訪問し、受診や介護サービス利用支援やご家族の介護負担軽減等について概ね6か月間集中的に支援します。【地域福祉課】
もの忘れ認知症相談会	認知症地域支援推進員による認知症(もの忘れ)相談を行い、認知症の早期発見及び適切な対応への支援を行います。【地域福祉課】
認知症ケアパスの普及啓発	認知症ケアパスを普及することで、認知症状の進行に合わせて受けられる様々な介護サービスやその他の支援等の情報を提供し、認知症に対する不安を軽減します。【地域福祉課】
家族介護教室	高齢者を在宅で介護する家族等を対象に介護教室を開催し、介護方法や技術の伝達を行うとともに、介護者自身の健康保持と介護予防の動機付けを行います。【地域福祉課】
脳いきいき健康講座	地域において出前講座を実施し、認知症や軽度認知障害(MCI)についての正しい知識の普及を図り、認知症予防の動機付けを行うとともに、早期に適切な対応を行うことができるよう支援します。【地域福祉課 保健センター】
認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域の方が気軽に集い、気分転換や情報交換ができる場を提供するとともに、介護者のネットワークづくりや支え合いの地域づくりを推進します。【地域福祉課】

4 社会参加の推進と孤立化・孤独化の防止

社会参加の場の提供など地域ぐるみでの孤立化・孤独化の防止に向けた取組を推進します

取組	内容【担当課・団体】
高齢者のゲートキーパー養成講座	ゲートキーパーを養成し、うつ状態の早期発見・早期対応を充実し、高齢者のこころのケアを推進します。 【保健センター】
高齢者を支援する専門職のゲートキーパー養成講座	高齢者からの悩みや変化に気づきやすい介護支援専門員や介護職員等を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。【保健センター】
認知症サポーター養成講座	地域や学校、職場において認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。【地域福祉課】
老人クラブ活動への支援	地域での健康づくり活動など、さまざまな生きがいづくり活動を展開できるよう老人クラブ活動の活性化を支援します。【地域福祉課】
自主的社会貢献活動の促進	高齢者が地域や社会の一員として、豊かな地域社会づくりに貢献できるよう、ボランティア団体とのマッチングの場を設けるとともに、ボランティア活動に対するモチベーションの維持・向上につながる取組を検討するなど、一層の社会参加を促進します。【地域福祉課】
世代を超えたふれあいづくり	孫などかけがえのない家族や地域の子どもたちとのふれあいは、幸福感をもたらすとともに生きがいにつながることから、「孫とおでかけ支援事業」や地域における三世代交流事業を通じ、ふれあいの機会が増えるよう取組を推進します。【地域福祉課 生涯学習・スポーツ課】

シルバー人材センター運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。【地域福祉課】
高齢者実態把握業務	ひとり暮らし及び高齢者のみ世帯の高齢者、地域からの情報提供により訪問が必要と思われる高齢者等の身体や生活状況等の実態把握を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。【地域福祉課】
地域ふれあいサロン	高齢者の健康保持、認知症予防及び孤独感の解消を図り、高齢者等が健康で生き甲斐をもって安心して暮らしていける地域づくりの増進に寄与するためサロン事業を行います。【地域福祉課】
きららか射水100歳体操	高齢者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防に効果のある「きららか射水100歳体操」を広く普及啓発し、自主グループへの継続支援を行うことで、高齢者の集いの場づくりを推進します。【地域福祉課】
いみず湯どころ体操教室	市内の公衆浴場の待合スペース等において体操を取り入れた介護予防教室を開催し、高齢者の閉じこもり予防・運動機能の向上を図ります。【地域福祉課】
運動機能向上体操教室	ショッピングセンターにおいて体操等を含む介護予防教室を開催し、高齢者の閉じこもり予防や運動機能の向上を図ります。【地域福祉課】
うつ・閉じこもり予防教室	地域において軽運動の実施・バランスの取れた食事の紹介等を含む介護予防教室を開催し、閉じこもりを起因とした寝たきりや認知症を予防します。【地域福祉課】

ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業	小地域（概ね旧小学校区）を単位としてその地域の人々ができる見守り活動や話し相手などの支援活動を通じて、地域住民の相互の支え合いを作ります。 【市社会福祉協議会】
----------------------	---

5 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

様々な生活不安に対する各種支援の提供と体制整備を図ります

取組	内容【担当課・団体】
外出支援サービス事業	車椅子又はストレッチャーを利用している公共交通機関等の利用が困難な高齢者等の外出を支援するため、タクシー券を交付するほか、通院時の送迎を行う移送サービス事業を実施します。【地域福祉課】
食の自立支援事業	民生委員やボランティア、民間事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認と健康保持を目的として、栄養のバランスのとれた食事を定期的に配達します。 【地域福祉課】
養護老人ホームへの入所支援	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所支援を行います。【地域福祉課】
介護保険料納付相談	介護保険料の納付に関する相談を行います。 【介護保険課】
後期高齢者医療保険料納付相談	後期高齢者医療保険料の納付に関する相談を行います。【保険年金課】
特定入所者介護サービス費(介護保険負担限度額)	低所得の人の施設利用料が困難とならないよう、申請により居住費・食費の利用者負担の軽減を図ります。 【介護保険課】

成年後見制度利用相談会	判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、預貯金や生活費の管理（財産管理）、日常生活の様々な契約等（身上監護）を支援していく成年後見制度について、高齢者やその家族が理解を深め、適切な対応ができるよう支援を行います。【地域福祉課】
-------------	--

【目標】

指 標	現状値 平成24～28年度平均値 (2012～2016)	目標値 平成38年度 (2026)
高齢者のゲートキーパー養成講座受講者数	—	延700人
高齢者を支援する専門職のゲートキーパー養成講座受講者数	—	延150人
高齢者の集いの場等におけるこころの健康に関する出前講座等の開催	—	年10回

第6章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない射水市」の実現を目指して、自殺対策に関する取組みの有機的な連携が図られるよう、庁内関係機関等と相互に必要な連絡・調整を行います。

また、学識経験者や関係機関、民間団体等で構成する「射水市自殺対策推進協議会」を設置し、PDCAサイクルを機能させ、計画の着実な実施や評価、見直し等を進めていきます。

2 計画の公表と周知

市民等と協働して計画を推進するためには、計画野趣旨や内容について理解を深めていただくことが重要であることから、広報、ホームページの掲載及び出前講座の実施等において、計画の公表と周知に努めます。

資料編

資料1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成30年 9月25日	第1回庁内連絡会議 ・射水市の現状と自殺対策計画策定について
9月25日～ 10月12日	庁内関係各課 関連事業の照会
11月15日	第1回射水市自殺対策推進協議会の開催 ・計画（素案）について
12月20日	市議会民生常任委員会へ計画（素案）を提出
平成30年 12月25日～ 平成31年 1月24日	計画（素案）に係るパブリックコメントを実施
2月14日	第2回射水市自殺対策推進協議会の開催 ・計画（素案）のパブリックコメントについて ・計画（案）について
3月 日	市議会民生常任委員会へ計画（案）を提出

資料2 射水市自殺対策推進協議会委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属名・役職	備考
1	木田 和典	射水市医師会 会長	会長
2	片町 隆夫	射水市医師会 監事	
3	島多 勝夫	射水市民病院 院長	
4	竹内 智子	富山県高岡厚生センター射水支所 支所長	
5	藤井 順子	医療法人太閤山病院 精神保健福祉士	
6	門田 晋	NPO 法人むげん 理事長 (射水市障がい者地域活動支援センター)	
7	稲垣 和成	社会福祉法人射水市社会福祉協議会 常務理事	
8	中林 美奈子	富山大学大学院医学薬学研究部地域看護学 准教授	副会長
9	山本 幸弘	射水市学校保健会 副会長	
10	成瀬 敬雄	連合富山高岡地域協議会 射水地区協議会 副議長	
11	砂原 良重	射水商工会議所 事務局長	
12	山田 純	射水警察署 生活安全課長	
13	布目 昌平	射水市消防本部 防災課長	
14	串田 伸男	射水市老人クラブ連合会 副会長	
15	石黒 勝久	射水市地域振興会連合会 監事	
16	中川 由紀子	射水市民生委員児童委員協議会 会長	
17	尾上 明子	射水市ヘルスポランティア連絡協議会 会長	
18	坂本 美奈子	NPO 法人りばていーOne 代表	

資料3 射水市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、射水市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者並びに次に掲げる機関及び団体(以下この項において「団体等」という。)の代表者又は団体等から推薦された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 警察・消防機関
- (5) 民間団体
- (6) その他市長が必要と認める団体等

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 会議を公開することにより、協議会の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報保護)

第6条 委員及び会議に出席した者は、射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の規定を遵守するとともに、会議の上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

射水市いのち支える自殺対策推進計画

発行日：平成 31 年 3 月

発 行：射水市

編 集：射水市福祉保健部保健センター

T E L：0 7 6 6 - 5 2 - 7 0 7 0

F A X：0 7 6 6 - 5 2 - 7 0 7 3

E-mail：hoken@city.imizu.lg.jp